

衆議院 第百八十五回国会 厚生労働委員会 議 録 第 三 号

平成二十五年十一月六日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 後藤 茂之君

理事 あべ 俊子君 金子 恭之君

理事 北村 茂男君 理事 とかしきなおみ君

理事 丹羽 雄哉君 理事 山井 和則君

理事 上野ひろし君 理事 古屋 範子君

赤枝 恒雄君 今枝宗一郎君

岩田 和親君 大久保三代君

大串 正樹君 金子 恵美君

菅家 一郎君 小松 裕君

古賀 篤君 今野 智博君

白須賀貴樹君 新谷 正義君

田中 英之君 田畑 裕明君

高島 修一君 高橋ひなこ君

豊田真由子君 中川 俊直君

中谷 真一君 永山 文雄君

藤原 崇君 船橋 利実君

堀内 詔子君 牧島かれん君

松本 純君 三ッ林裕巳君

村井 英樹君 山下 貴司君

古川 越君 大西 健介君

中根 康浩君 長妻 昭君

柚木 道義君 足立 康史君

浦野 靖人君 重徳 和彦君

新原 秀人君 興水 恵一君

榊屋 敬悟君 柏倉 祐司君

中島 克仁君 高橋千鶴子君

阿部 知子君

厚生労働大臣 田村 憲久君

内閣府副大臣 西村 康稔君

厚生労働副大臣 佐藤 茂樹君

厚生労働副大臣 土屋 品子君

内閣府大臣政務官 小泉進次郎君

総務大臣政務官 伊藤 忠彦君

厚生労働大臣政務官 高島 修一君

厚生労働大臣政務官 赤石 清美君

国土交通大臣政務官 坂井 学君

政府参考人 (総務省統計局長) 須江 雅彦君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 星野 次彦君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 義本 博司君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房年金管理審議官) 樽見 英樹君

政府参考人 (厚生労働省医政局長) 原 徳壽君

政府参考人 (厚生労働省健康局長) 佐藤 敏信君

政府参考人 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長) 石井 淳子君

政府参考人 (厚生労働省老健局長) 原 勝則君

政府参考人 (厚生労働省保険局長) 木倉 敬之君

政府参考人 (厚生労働省年金局長) 香取 昭幸君

政府参考人 (厚生労働省政策統括官) 唐澤 剛君

厚生労働委員会専門員 中尾 淳子君

委員の異動
十一月六日

辞任

大久保三代君

豊田真由子君

三ッ林裕巳君

山下 貴司君

補欠選任

藤原 崇君

吉川 越君

菅家 一郎君

岩田 和親君

同日

辞任

岩田 和親君

菅家 一郎君

藤原 崇君

吉川 越君

同日

辞任

中谷 真一君

牧島かれん君

同日

辞任

今野 智博君

補欠選任

中谷 真一君

牧島かれん君

大久保三代君

豊田真由子君

補欠選任

山下 貴司君

今野 智博君

三ッ林裕巳君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改

革の推進に関する法律案(内閣提出第二号)

○後藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、持続可能な社会保障制度の確立を図

るための改革の推進に関する法律案を議題といた

します。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務

省統計局長須江雅彦君、財務省大臣官房審議官星

野次彦君、文部科学省大臣官房審議官義本博司

君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官樽見英樹

君、医政局長原徳壽君、健康局長佐藤敏信君、雇

用均等・児童家庭局長石井淳子君、老健局長原

勝則君、保険局長木倉敬之君、年金局長香取昭幸

君、政策統括官唐澤剛君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○後藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。金子恵美君。

○金子(恵)委員 皆さん、おはようございます。

自由民主党の金子恵美でございます。

貴重なお時間をいただき、質問に立たせていた

だくことに感謝いたします。

時間の制約もございますので、早速質問に入ら

せていただきます。

持続可能な社会保障制度の確立を図る上では、

受益と負担の今後のあり方をどう方向転換してい

くのか、修正していくのかということを議論して

いかなければならないわけですが、受益と

負担といましても、保険料とサービス、いわゆ

る保険制度と、税、公費負担とサービス、いわゆ

る一般会計の、両方の世界で考えていかなければ

なりません。

そこで、私は、主として、保険サイドの受益と

負担の議論を先行させるのが前提であろうという

ふうに考えております。

申すまでもなく、我が国の年金、医療、介護、

ともに、これら、制度的には保険の制度でござい

まして、すなわち、社会保険の仕組みによつてい

るわけでございます。その意味においても、私

は、制度改革にはまず保険制度の見直しが不可欠

である、予算編成やあるいは歳出の見直し等の前

に、先行するのはこちらであるというふうに考え

ている者の一人であります。

そこで、一般会計におきます社会保障関係費を

めぐる議論の大前提として、そこに先立つて、保

険制度そのものへの言及、あるいは評価、そして検証、改善が示されることが望ましいというふうにおきましては、この点に関する基本姿勢について、どのような展望のもとにおられるのかをまず冒頭にお伺いをいたします。

○田村国務大臣 やはり、受益と負担のバランスのとれた持続可能な社会保障制度というものをどう構築するかということは、大変重要な点であるというふうに思います。保険制度を中心にそこを御議論されている委員のお考え方というものは、我々も大変すばらしい視点であるというふうに思うわけでありまして、年金と医療、介護は若干違っておりまして、財源構成を考えますと、医療、介護は、自己負担と保険料と税であります。年金に関しては申し上げれば、自己負担というものは事実上ない、自己負担というか、保険料はありますけれども、自己負担はないわけでありまして、税と保険料、これで、あとは給付というもののとのバランスで考えているわけでありまして、これは、平成十六年改正において、一応、数理計算上、成り立つような制度が今でき上がっているわけでありまして、一八・三％という、これは厚生年金でありますけれども、保険料の上限を超えないという範囲の中において、一定の給付を、給付水準と言った方がいいですか、これを保障するというような制度に今なっています。

基礎年金の国庫負担二分の一は、これは税で、国費で負担するということでありますから、そのために消費税を今回引き上げるといふことにもなっておりますのでございまして、この部分と、それから医療、介護の部分。

医療、介護に関しましては、介護は、第六次の介護保険事業計画というものの、この中において、いろいろな議論をこれからする中において、保険料のバランスというものの、自己負担のバランスというものの、こういうものを議論していくわけでありまして、今回、その中において、自己負担に関しては、所得のある方に関して二割負担をお願い

させていただくような提案を今させていただいている。これから最終的な議論の中に入ってくるわけでありまして、そういう状況であります。

医療に関しましては、保険者によって違うものでありますから、協会けんぽ、組合健保、国民健康保険。国民健康保険に関しましては、自治体等々でそれぞれ保険者という形に今なっておりますから、この保険者をどうするのかという議論が国民会議の中でいろいろとなされてきたわけでありまして。

いずれにいたしましても、今申し上げました税と保険料と自己負担、このバランスをどのようにとっていくかということが大変重要でありまして、それぞれの負担に関して、この額ならば、この水準ならば持続可能なというふうに国民の皆様方に御理解をいただく、そのような努力をこれから払っていくかなければならない、このように思っております。

○金子(恵)委員 今大臣がおっしゃられたように、社会保険型と申しまして、私自身も冒頭申し上げました、現実には、その一方において、医療、介護はもう一方でありますが、基礎年金においては、公費負担論にありますように、やはり、租税の機能、いわゆる税原理に対する過分の投入があるということ、この現実。また、年金に関しては特例公債、もう持ち出すまでもなく、そうした政策の現実があるわけです。

そこでお聞きしたいんですけれども、今大臣からもお話がありましたように、いわば保険の原理と税の原理、換言すれば保険料拠出原理と税の再分配原理、これに基づく考え方について、このプログラム法案においては、これまでの認識と同じ立場に立つのか、いやいや、今のお話のように、それはこれから新しい方向にしていかなければならないというお考えが既にあるのか、あるいはまた、これからそれは議論していくのかということをお私に答弁いただきたいと思っております。

また、世界的に見て、あるいは国際的に見て、

こういった方向性が今メーソンのストリームとなっているのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。といいますのは、各国、多種多様な、それぞれで、その主たる一定の方向性、流れというのは認識をしないんだということであれば、またその点も御教示いただければと思います。

○土屋副大臣 お答えいたします。

我が国の医療、介護、年金については、先ほどからお話が出ていますように、社会保険方式が基本でございまして、国民皆保険、皆年金を現在実現している状態だと思えます。

ただし、近年では、高齢化が進展する中にあるので、制度の持続可能性を確保するとともに、低所得者のさらなる負担軽減等を図るため、公費投入割合が増加の傾向にございます。

二〇〇〇年時点では、保険料と公費負担の比率は七対三でありましたが、現在では、社会保障給付費約百十兆円のうち、約六割を保険料で、約四割を税、公債発行などで賄っている状況でござい

ます。

一方、各国の社会保障制度はそれぞれ異なっております。

イギリス、スウェーデンは、医療等についても公費が中心であるため、保険料と公費が対一の割合になっております。フランス、ドイツは、例えば医療について、保険料を主な財源とし、公費の投入は少なくなっております。一方で、子育て等に対する公的給付が比較的高いこともありまして、全体として見ますと、保険料と公費が六対四の割合となっております。アメリカは、もともと社会保障給付の対GDP比は少ない方ですが、その中でも、高齢者や低所得者に対する公的扶助に公費が投入されておまして、保険料と公費が四・五対五・五の割合となっております。

なお、保険料及び公費負担から成る社会保障財源の対GDP比については、日本は各国に比べて比較的低い割合となつて現況でござい

ます。

保険料と公費の役割分担は各国それぞれ異なっている状況でございまして、我が国といたしましては、リスクとともに支え合う社会保険方式を基本としつつ、低所得者対策等の観点から公費を投入しているところであります。これからの、この考え方でも進めてまいります。

○金子(恵)委員 米国型と北欧式、それぞれあつて、また、日本はその中流で今いつていたわけですが、これも、これからまた深く議論をしていただくために、今般設置されます推進会議での議論、私自身も注視し、また期待をしていきたいと思っております。

私がこれまでしてまいりましたような基本的な、原則的な考え方、また理論的な思考、論拠に関して、お伺いしたいという点がございまして。それは、時間軸との関係についてであります。

制度設計の基本原則といえども、五年、十年後の目標と、二十年、三十年後とでは、時間的な、時間軸において、また政策も変わってくると思われまして、当然、福祉政策においては、いわゆる臨時的な、暫定的な措置と、そして短期的な施策、あるいは中長期的な備え、さらには近未来思考、さまざまに、政策期間によって変わってくるのは当然のものというふうに思います。

そこで、私がお聞きしたいのは、今次プログラム法案において、この制度設計と時間軸との関係において、どういったことを想定されて策定されたのかでございまして。

公費負担や、また税原理への転換、移行というものを強調して主張されている方にも、なかなか、このことをお話しされる方、述べられる方は少ない。さらには、私的保険や自己努力ヘウエーを転換していくことを指摘される論者の方々にあつても、この点、制度設計、時間軸の設定は定かではないということをお考えすると、時間スパンとは無関係、これは全く考慮なく制度設計をしていく、論じられているという嫌いがあると思えますので、ぜひここで、本法案審議の機会に、政府としてのお考えをお聞かせいただきたいと質問さ

せていただきます。

○原勝政府参考人 介護保険制度の例で申し上げますと、政策の内容については、私ども、地域包括ケアシステムを二〇二五年ごろまでに実現をしたいというような長期的な視点の中で施策を考えているところでございます。

一方、プログラム法案五条三項におきまして、介護保険制度の見直しに係るスケジュールにつきましては、必要な措置を基本的に平成二十七年を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年の通常国会に提出することを目指すこととしております。

この考え方でございますけれども、これは、介護保険制度が、三年を一期として保険者である市町村が策定する介護保険事業計画に基づいて運営されており、次期計画期間が平成二十七年から開始されることから、これに合わせたものでございます。

また、介護保険事業計画は、各地域における必要なサービス量や費用の見込みを定めるものであることから、市町村等の保険者や被保険者、あるいはサービス事業者において混乱が生じないようにするために、次期計画期間の開始前に制度改正の内容を明らかにしておく必要があるということでございます。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

さて、医療分野で、例えばがん対策におきましても、地域においての診療連携拠点病院制度、あるいは相談支援センターの整備など、地域的な均てん化を図ることが目指されておりますし、精神医療においても、入院医療中心からコミュニティへのシフトという課題があります。まさに地域支援体制の整備が急務とされております。

医療だけでなく、福祉の分野においても、同じように、地域包括ケアという基盤整備が不可欠とされてきておりますけれども、私は、このような国政各般におきます地域重視、地域主義的な動向というのは必然であると思えますし、また、私自

身は大変望ましい形というふうに受けとめております。

とりわけ、社会福祉政策、福祉政策においては、本来、多くは住民の身近なものという、いわゆる近接性の原理を持ち出すまでもなく、地域におけるその責務というものの、使命というものはますます大きくなっていくものというふうに思っております。

したがって、住民との近接性の関係にある基礎自治体、あるいは平成の大合併によつて広域の再編となつた基礎自治体が果たす役割は大きくなっていくにもかかわらず、残念ながら、基礎自治体の市町村が、地域における総合主体としてまた公的責任主体としての責務を十全に果たすには、まだまだ社会福祉政策、社会福祉行政においての能力を高めていかなければならないというふうに考えております。

前置きが長くなりましたけれども、今次プログラム工程において、プログラム期間中であつて、市町村が実施主体となる介護あるいは子育て支援の分野で、市町村に対する例えば人材、そしてまた財源、情報、ノウハウなどの支援強化策というものをお考えいただけるのかどうか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○土屋副大臣 お答えします。

委員が御心配しているように、これから地方が担っていく形の中で、いろいろな情報を流しておりますけれども、まず、事業計画を策定して給付、事業を実施する。国、都道府県は、これを重層的に支えることとしております。

本年の八月に、計画の作成指針である基本指針の案の提示や、先進事例の情報提供等を行つてまいりました。このほか、自治体関係者と丁寧に意見交換を行うとともに、内閣府の方を中心にして、自治体向け説明会を定期的、二、三カ月に一回ずつ行つております。また、ネットでも非常にわかりやすいように配信をしております。

幅広い支援策を実施することにより、市町村が取り組みやすい環境を整備することとしております。

す。

引き続き、市町村と綿密に提携しながら、情報交換をして、本当に国民の皆様がよりよい介護、子育て支援を受けられるように、これからも整備を進めていきたいと思います。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。ぜひとも、市町村との連携、よろしく願ひいたします。

最後に、私、一言申し上げたいと思います。私は、市議会、県議会を経験させていただいたこともありまして、とりわけ基礎自治体、市町村、府県の自治体職員の皆さんの縦割り排除、そして総合化、一体化を求める声を感じているのやもしれませんが、今後、狭い省庁の利害、縄張りを超えて、これからの日本社会を見据えた中で、福祉、社会保障政策の全体、福祉政策の調整をしていく機能の強化をぜひ強めていただきたいと思います。

今後、実務的に、厚労省において、特に、政策総合調整及び政策評価、具体的に、社会保障担当の政策統括官とその周辺体制をぜひとも支援強化していただきますことを最後に要望を申し添えまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○後藤委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 おはようございます。公明党の古屋範子でございます。

本会議に引き続きまして、いわゆるプログラム法案の質疑に入つてまいります。

安倍政権は、成長戦略の中心に女性の活躍ということを置いてくださっています。大変評価をいたしております。それに基づきまして、待機児童解消の加速化プランですとか、また、子育て後の再就職、起業支援なども取り組んでくださっております。また、今般の税と社会保障一体改革におきまして、消費税を子育て支援にしっかりと充てていくということは非常に意義があるというふうに思っております。

ということで、女性の活躍という観点から、少子化対策についてまず伺いをしてまいりたいと思います。

女性が働くためには、やはり保育の整備は欠かせません。社会的インフラである保育所の整備が最重要であり、また、緊急の課題であります。

待機児童解消につきまして、本年四月、待機児童解消の加速化プランを策定されました。二十七年の子ども・子育て新システムのスタートを待たずに、それを前倒して待機児童を解消していくという画期的なプランであるというふうに思っています。

横浜市でも、非常に待機児童が多かつたんですが、三年間の集中的な取り組みで、女性の市長がここに非常に力を入れて取り組んで、待機児童を解消させた、このような自治体もございまして、待機児童解消加速化プラン、この着実な推進が求められております。そのためには、何といつても財源の確保、これが課題であると思います。

特に、認可保育所や小規模保育等、この施設整備費の積み増しですね。それから、小規模保育事業など新制度の先取りをしている施設、特に首都圏などにはございますが、認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設への支援。そして、保育資格取得支援など保育士の人材確保対策。このようなものに対する予算の確保、これが最重要と考えます。

これについてのお考えを伺います。

○土屋副大臣 お答えいたします。

今、待機児童解消加速プランについて非常に評価をいただきましたけれども、平成二十五年、二十六年で二十万人分、それから、保育ニーズのピークを迎える平成二十九年年度末までに合わせて四十万人という大目標でございます。

このため、今年度については、保育所運営費を確保するとともに、平成二十四年度予算費及び補正予算により積み増しをしまして、安心こども基金を活用して速やかに支援を行っているところでございます。

今後は、この加速プランの推進に当たっては、保育所の整備費等について必要な財源を確保するとともに、平成二十六年度には、消費税の財源、これを活用しまして、今先生がおっしゃった認可保育所の定員増に対応した運営費の確保とか、小規模保育事業、それから幼稚園の長時間預かり保育、認可を目指す認可外保育施設に対する運営費支援、そして保育士の処遇改善などを実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援していこうと考えております。

今後とも、地域のニーズに沿った取り組みができるよう、国としても全力で取り組んでいきたいと思っております。

○古屋(範)委員 子育て支援、また待機児童解消につきましても、地方自治体によりいろいろな事情がございます。ですので、ぜひとも、こは緊密に協議をしながら進めていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

十一月は児童虐待防止月間、オレンジリボン月間でございます。政務三役の皆様もオレンジリボンをつけていらっしゃるんですが、私たち公明党の女性委員会も、街頭で児童虐待防止を推進するなど、今、大きな運動を全国的に展開しております。

こうした児童虐待の防止なども考えますと、妊娠、出産、それから出産後、ここの切れ目ない支援というものが必要だということを強く感じます。

昔のように、なかなか、家におばあちゃんたちがいて、大家族で子育てを応援してくれるというわけにもまいりません。やはり、出産をして孤立をしてしまったり、また、産後うつになったり、いろいろな課題に直面をしているというふうに思っています。

私も、先日、公明党の次世代育成支援本部で、先進的な取り組みをしております世田谷の産後ケアセンター桜新町に行つてまいりました。

ここでは、出産後、授乳の指導を初めといったしまして、専門的なカウンセリングも行つてくれま

すし、当然、似たような状況のお母さんたちが集まって、食事をすることもできる、悩みをお互いに話すこともできる。そこにいらつしやる方も、本当にここがあつてよかったとおっしゃつていました。

世田谷は確かに財政が豊かであつて、一割負担です。六千円台で一泊することが出来ます。区外の人はその十倍ということなので、かなり高額なんです。区外あるいは県外からも非常に要望が多くて、今、満杯の状態だそうでございます。

やはり、産後さまざまな面でサポートが必要だ、そういうことではないかなというふうに思つております。専門スタッフが二十四時間体制で支援をしていてくれるセンターでございます。

しかし、このようないわば優れた施設というのは、宿泊型のケア事業を行っている市町村は全国でわずか二％ということで、自宅訪問をして手伝う産後ヘルパー事業というのの一三％にとどまつておりまして、なかなかこれを行うのは難しいというのが現実でございます。

そこで、厚生労働省は、来年度予算の概算要求で、妊娠、出産支援を大幅に強化して、産後ケア事業を含むモデル事業の実施を盛り込んでおります。全国四十市町村での実施を目指しているというところでございます。

こうした産後ケアを担う事業、世田谷のようなわけにはまいりませんが、既存の施設をフル活用していくなど、いろいろなことを知恵を絞つて地域社会全体で子育てを応援していく、こういうことが重要ではないかと思ひますが、これに関してのお考えを伺います。

○土屋副大臣 まさに古屋先生のおっしゃるとおり、切れ目のない、妊娠から出産、出産後、子育て期のサポートが重要だと考えております。

特に、出産後は疲れが出て、そして初めての経験であるということであれば、本当に誰かにすがりたいという状況だと思いますけれども、おっしゃるとおり、核家族の中で、なかなか近所に頼れる人がいない中では、母子の健康面のサポートを本当

に公的機関がしっかりと担うべきだと思つております。

平成二十六年度概算要求において、妊娠婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につながる母子保健コーディネーターの配置というのを進めてまいります。

それから、退院直後の母子の心身のケアを行う産後ケア事業、それから、妊娠婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業といった、各地域の特性に応じた切れ目ない支援を行うためのモデル事業の実施を盛り込んでおります。

御指摘の世田谷区を初めとした各自自治体の創意工夫ある取り組みも参考にしながら、妊娠婦やその家族のニーズに沿った支援のあり方を検討していきたいと思ひます。

○古屋(範)委員 児童虐待が起きてしまう一つの原因は、望まぬ妊娠であるとも言われております。妊娠に際してもきめ細かな丁寧な相談ができるような、そうした相談体制の拡充にも努めていただきたいと思つております。

また、子育てに際して、少子化対策で非常に重要なのが、仕事と子育ての両立、ワーク・ライフ・バランスの確立であります。

田村大臣が、この七月、育児休業期間中、雇用保険から支払われる育児休業給付金を五割から増額するということを発表になりました。私も、テレビで見ても、非常にこれを応援していこうというふうにそのとき思ひました。

平成十九年三月、本委員会におきまして、男性の育児休業取得率を上げるために手厚い給付が必要だということを私も申し上げました。原則、子供が一歳になるまでの間は、休む前の賃金の五〇％が雇用保険から支払われていまして、夫婦ともに育児をとる場合には一年二カ月までとれる、これも前回の改正で、パパ・ママ育児プラス、私も国会で幾度となく取り上げて改正をさせました。

これは、確かに、男性もとってください、とればプラスしますよという制度ではあつたんですが、

が、これがなかなかアップにつながつてこないというのが実情です。それが、今回、大臣の御発言によりまして引き上げの方向に大きく動き出した、これは大変重要だと思つております。

先日、十月二十九日の労働政策審議会雇用保険部会で、育児休業について、育児休業取得から半年間は給付率を六七％に引き上げる案が示されました。これをぜひ実行していただきたいと思つてはいるんですが、これに向けての大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○田村国務大臣 古屋委員には、日ごろから、両立支援を初め、本当に、子育て、いろいろな事業に対して御理解をいただいておりますこと、御協力をいただいておりますことに心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

以前から、古屋先生といろいろな話をさせていただく中で、やはり、育児休業給付五〇％、それはわかるけれども、もうちょっと引き上げられないかなというようなお話をいただいております。私も、こは非常に大きな課題だということふうに思つておりまして、大臣就任直後から、これの検討をいろいろしております。七月に担当局長に、やはりこれはもう、今の時代ですから、我々としてひとつ大きく一歩を踏み出すべきではないかという話をさせていただきまして、今回、このような案を労働政策審議会に提案をさせていただいたわけでありまして。

一つは、男性の育児休業が非常に取得率が低いというところがございます。今一・八九％、その前の調査では二・六三％だったので、ちょっと下がつちやつて残念なんです。ただ、トレンドとしては上がつたり下がつたりしながら上がつてきていますといつても、一・八九、二・六三ですから大した数字じゃないので、女性と比べるとまだまだ育児休業の取得率が低いという問題、これを何とかして解消するためには、やはり一つは、財政的な問題というものが大きな課題として上がつております。

半年間六七％ということであれば、これは理想

型ですけれども、半分お母さんが取得していただいて半分お父さんが取得していただきますと、一年間でうまう六七%を夫婦ともで取得できるのではないかとということで、こういうような制度設計をさせていただきました。

六七%ということは、実はこれは非課税、育児休業給付は非課税でありますし、あわせて社会保険料も免除でございますので、大体、育児休業をとる前の所得の八〇%ぐらいをカバーできるということでございますから、そうなれば、かなり財政的にはカバーできるのではないのかなというように思いも込めて、今般、このような提案をさせていただいております。

これから、労使、いろいろと御議論をいただくわけでございますけれども、どうか御理解をいただいて、この実現に向かって労使とも御協力をいただければありがたいというふうに思っておりますし、我々もそのようなお願いをこれからもしっかりとさせていただいてまいりたい、このように思っております。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

六七%ですと休業取得以前の八割の給与が保障されるということでございますので、これによって男性も育児をとってくれるのではないかと、これを期待しますし、子供を持つか持たないか、その大きな要因の一つというのは、男性が育児、家事をしてくれるかどうかというのが非常に大きいわけでありまして、少子化対策にとっても非常に重要なことだと思います。私も応援してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、医療の問題に移ってまいります。健康の維持増進についてお伺いをしていきたいと思っております。

高齢化、医療技術の高度化で、医療費が増加をしてしまう。その中で、健康の維持、疾病の予防、早期発見、これが医療費抑制の一つの大きな手段だろうというふうに思います。

この法案の中で、「政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努

力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励すること」という一文が盛り込まれております。こうした疾病予防に向けて、どう積極的な施策を打っていくかということだと思っております。

まず、がん検診についてお伺いしたいと思っております。

日本のがん検診率、受診率は、非常に低いですね。二〇%から三〇%台ということで、私たちも、がん対策法が成立をし、そして、それに基づいてがん対策推進基本計画がつくられ、五〇%を目指すということをしてまいりました。しかし、なかなか上がらないということで、私たちも平成二十年に、乳がん、子宮頸がんに関しましては無料の検診クーポンの発行をということを提案し、実現をさせていただいております。

いろいろ調べましたら、やはり、アメリカでは八〇%、ニュージーランドは八七%、またフランス、イタリアなどでも七〇%台、お隣の韓国でも六〇%、このような受診率なのに、なぜ先進国日本がこのように低いのか、これには原因があると思っております。

そこで、無料検診クーポンを発行させたわけなんです。それで、平成十九年と平成二十二年を比較した場合に、このクーポンを発行して受診率が四%から六%アップをしたわけです。

しかしながら、クーポンをお配りしても受診率しないという方がいるわけで、その後、受診率が横ばいになってきたということで、来年度の概算要求でこの縮小を厚生労働省が決めましたというわけですね。

先日、私たち公明党の女性委員会で、日本医科大学の腫瘍内科、勝俣範之教授をお呼びいたしました。がん検診率についての講演を伺いました。何が必要かといいますと、やはり、コール・リコール、個別受診勧奨が必要だというお話でございました。

イギリスでは、このコール・リコールを行って、個別受診勧奨を行って七〇%の受診率になっ

ている、対象者全員にコール・リコールをしているそうです。オーストラリアでは、このコール・リコールに選挙人名簿を使うことを許可しているそうです。ですから、選挙人名簿で、がん検診に行つたかどうか、このところを、個別の受診勧奨、そこまでしているということでございます。

この無料クーポンを行って、自治体では送付先の名簿ができた。送つても、上がったものの、なかなか上がらない。ここへの今後はコール・リコール、個別の受診勧奨が必要だ。

これには、何といたしても財源が要ります。自治体にやれといつても、そういう人員も財源もありません。ぜひ、このクーポンの拡充、そして、乳がん、子宮頸がん、特にここにおきましては受診率のアップに向けた対策をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○赤石大臣政務官 おはようございます。

古屋委員御指摘のように、日本の検診の受診率は、特定健診でもまだやつと四〇%ぐらいでありまして、私も検診の現場で働いてきましたけれども、どうしてもこんなにならないうるだろうか。

企業健診はそこそこ行っているんですけども、国保の健診はなかなか進まないというのは、一つには、私が思うには、やはりアクセスが悪いんだらう。例えば、勤務時間外にちゃんと検診をしてくれる施設があるかどうか、あるいは、土日でもやつてくれるところがあるかどうか。そういうミスマッチの問題もかなりあるだろう。

特に、子宮頸がんについては、これは、ワクチン打つても、DNAのレンジからいえば、六七・七%しか効かないんです。三十数%はワクチン打つても効かないわけで、絶対にこの検診の受診率を上げなきゃならない、そういうがんでもあります。

特に、若年層の人が受診率が低いというのは非常に問題だというふうに思っています。そういう意味で、我々もいろいろと検討しまして、検診会に一応こういうお願いをしたところ、コール・リコールというのは非常に重要であるという

ことが、先生の御指摘のように、ありました。ということで、このコール・リコールを初めとするがん検診の受診率向上を図るためにももう少し具体的に進めたいし、また予算も、先生がおっしゃる通りに、これから年度末にかけて予算要求も進めていきたい、このように思っております。

○古屋(範)委員 政務官、力強い御答弁、ありがとうございます。私たちが、党を挙げましてのがん対策に力を入れ、年末の予算編成、また、その次に、あるかどうか、補正に向けても全力を挙げていく決意でございますので、よろしくお願いたします。

次に、予防といえば、やはりワクチンということだと思います。

さきの通常国会で、衆参両院で予防接種法改正案の附帯決議をつけました。四ワクチン、水痘、おたふく、成人用肺炎球菌、そしてB型肝炎、「安定的なワクチン供給体制や継続的な接種に要する財源を確保した上で、平成二十五年度末までに定期接種化の結論を得るよう努めること。」このような附帯決議をつけました。

この検討をしております予防接種・ワクチン分科会等では、検討の結果、四ワクチン及びロタウイルスワクチンのうち、水痘と成人用肺炎球菌ワクチンについては、技術的な課題を解消できる見通しになっているということでございます。四ワクチン全部一遍にいけばいいんですが、この二ワクチンについては諸課題が解消できるということでございます。

この現在の検討状況について、まず端的に御説明をいただきたいと思っております。

そして、できるものから順に、二十六年年度から定期接種化を進めていくべきではないか。中でも、水痘、成人用の肺炎球菌ワクチン、一刻も早く定期接種化をすべきではないかと思っております。いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答えをいたします。

今議員の御質問にございましたように、平成二十五年三月の予防接種法改正時の附帯決議でござ

いますけれども、この中で、四ワクチンについて平成二十五年年度末までに一定の結論を得る、こういうことになっております。

四ワクチン、すなわち水痘、おたふく風邪、それから成人用肺炎球菌、そしてB型肝炎、この四つになるわけですが、これは議員の御質問の中にもございましたように、厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会で既に二回、基本方針部会でも六回開催しまして、専門家に精力的に御議論いただいているところでございます。

これまでのところ、接種対象者をどうするか、それから、接種回数やスケジュールといった技術的な部分でどうかということについては、おおむね議論が進んでいるというふうに思います。

しかし、なお、技術的事項、安定的で安全なワクチンが供給できるのか、財源の確保はどうか、こういったことも含めまして、御質問の中にもありましたように、四ワクチン、それにロタも含めて、どういうワクチンから可能かどうかも含めて、今後、引き続き議論を進めて、本年度末までには結論が得られるよう進めてまいりたいと考えております。よろしく願います。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

ぜひ、四ワクチン、中でも二ワクチンの定期接種化、これは進めていかなければいけないと考えております。また、子宮頸がんワクチンにつきましては、その副反応のその後の調査について、三十八例を中心に、今、実態調査をしているということでございます。これも、ぜひ、慎重かつ着実に進めていただき、評価を行って対応をしていただきたいと思ひます。私たちも、この結果については注視をしていきたいと思ひます。

次に、国民健康保険に対する財政支援拡充についてお伺いをしてまいりたいと思ひます。

今般の社会保障プログラム法は、低所得者対策、ここが重要なポイントであると思ひます。

まず、高額療養費制度につきましては、私も非

常に重要な政策であると思ひます。公明党も重点政策に掲げてまいりました。しかし、この一般所得のところ、二百五十万から七百七十万で、非常に、五百万円も年収の開きがある、この低所得の部分を引き下げるべきだと申し上げまして、この一般所得の中の所得の低い層、特に年収約二百五十万から三百七十万未満の方々に対しては上限額を引き下げる、このような案で今検討していると思ひます。ぜひとも、高額療養費制度の見直しを実現していただきたいと思ひます。

そこで、政府は、持続可能な医療制度を構築するために、国民健康保険、ここに対する財政支援の拡充を掲げていらっしゃると思ひます。この具体的な内容について御説明をいただきたい。

また、国民健康保険、後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担の軽減措置、これは早急に実施をすべきと思ひます。これについてもお考えをお伺いいたします。

○土屋副大臣 少子高齢化が進展する中で、医療保険制度の持続可能性を高める観点から、財政基盤の安定化や保険料負担の公平の確保を図ることは重要な課題であるのは、お互いの認識であります。

特に、国民健康保険は、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしておりますが、低所得者や高齢で医療の必要が高い人が多く加入する構造となっており、財政基盤の強化を図る必要があると考えております。

プログラム法案の中では、国民健康保険への財政支援の拡充、それから、国保、後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担の軽減を講ずることとされております。

このうち、特に、低所得者の保険料負担の軽減については、平成二十六年年度からの実施を目指し、税制改正要望を行っているところであり、後期高齢者医療の保険料も含め、早期実施に向けて取り組んでまいりたいと思ひます。

○古屋(範)委員 最後、時間がなくなりました

が、介護について一問お伺いしたいと思ひます。

介護離職の問題でございます。無職で今介護をしている人が二百六十六万人、また、働きながら介護している人が二百九十万人。

せんだつて、高齢社会をよくする女性の会、樋口恵子さんほか有識者が、政府に対して、介護離職ゼロを目指す政策推進を求める要望書を大臣に提出されたということでございます。

要望書では、仕事と介護の両立は、男女を問わず多くの働き手が直面する問題となると指摘をしまして、四十歳前後の離職は、生活設計を危うくする、企業は人材を失う、国は税や社会保障の担い手をなくす。介護離職、この防止の取り組みを求めていらっしゃると思ひます。

実際、介護する働き盛りの四十代、五十代の方は百七十万人、約六割を占めて、その四割は男性、管理職として働きながら介護をする社員に限ると八割が男性ということで、非常に深刻でございます。育児・介護休業法の拡充もしなければならぬのではないかと、このように思ひます。

こうした介護離職を防ぐためにも、働きながら介護をする人たちの側面支援を念頭に置いて介護保険制度を設計してはどうかと思ひます。

例えば、要介護者本人のニーズだけではなく、介護する側の家族のニーズや利便性を考えてケアプランを作成できないか。また、育児・介護休業法の見直し。これは、一回三カ月となっている休業を、必要に応じて分割にしてとれないか、使い勝手がいいようにとれないか。

また、働きながら介護ができる環境づくり、職場の環境づくり、こういう点も進めていかなければならないと思うんですが、これに対するお考えを伺います。

○土屋副大臣 先生のおっしゃるように、仕事と介護の両立、環境整備は非常に重要なことだと思ひます。

ケアプランの設計については、介護支援専門員は、利用者の家族の希望等も勘案して介護サービ

ス計画を作成するとともに、作成後も、ケアプランの実施状況の把握のため、利用者及び家族等との連絡を継続的に、必要に応じてケアプランの変更を行っているところでございます。

仕事と介護の両立支援策といたしましては、介護休業、介護休業や介護のための短時間勤務制度、企業向け好事例集等の周知、それから、今年度、企業向けの仕事と介護の両立支援対応モデルを構築した上で、来年度にはその実証実験等を概算要求に盛り込む等、両立支援事業の拡充を図ることとしております。こうした取り組みによつて、家族介護等を行う労働者の離職を防止して、就業を継続するための取り組みを進めていきたいと思ひます。

それから、先生がおっしゃった、分割取得を可能とする介護休業制度、これについては、前回の育児・介護休業法で新設された介護休業制度、これは年五日間なんですけれども、これも含めて、現行の育児・介護休業法の施行状況を見ながら、今後検討してまいりたいと思ひます。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○後藤委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 民主党の柚木道義でございます。質問に先立ちまして、冒頭、先週金曜日に、薬事法の改正案の質疑の際に私の方から提案をさせていただきました。医薬品以外の、部外品やあるいは化粧品等への副作用報告、これをぜひ関係機関に通知をお出しただいてというようなお話をいたしましたらば、早速、昨日付で関係機関に発出をいただいております。私の方にもこの資料を頂戴しております。

この点につきましては、田村大臣そしてまた厚生労働省当局の皆さんに、連休を挟んでですから、昨日ということであれば最速の対応をいただいているということでございますから、そういった対応をいただいておりますことに謝意を表したいと思ひます。

では、質問に入りたいと思ひます。

通告の前に、その通告に関連して、実は、きのう、党内の社会保障総合調査会というのをやっているんですが、そこで当局からヒアリングをさせていただいたわけですが、ちよつと私からすると聞き捨てならないやりとりというものがございまして、きょうの質疑にも関連しますので、まず、その点からお伺いをさせていただきたいと思ひます。

これは、実は、党側の方からこういう質問の仕方をしたんですね。消費税が、今八パーは決まりましたが、一〇%に仮に上がらなくとも、今回のプログラム法、いわゆる社会保障の適正化、いわゆる負担増、これを実施するんですか、一〇%に上がらなくても、この予定しているプログラム法を含む適正化は実施するんですかと。こういう質問をした場合に、厚労省の社会保障担当の方から、実施するという趣旨のお答えが実はあつたんですね。

大臣も、恐らくこういう感覚を共有いただいていると思うんですが、国民の皆さんは、消費増税は、社会保障を充実する、あるいは安定化させる、そしてもちろん財政再建、こういったことのためにある程度やむを得ない、こういうお考えの方々が、それでも半数程度なわけですね。

そして、社会保障の充実、これは今いろいろな数字が出ていますが、我々の認識は、充実が三・八兆で、適正化が一・二兆で、プラマイ約二・八兆、こういった議論を昨年の一体改革法案成立に向けてやってきたわけですね。これを実施するにも、やはり消費税が一〇%にならないとできないわけですね。

それなのに、一〇%に引き上げられなくとも、負担増だけが先行するというのは、これではもはや、我々が昨年合意した社会保障と税の一体改革とは別物になってしまいます。負担増が先行、充実は後回し、下手をすれば、これは言葉は悪いですが、食ひ逃げ法案のようなことになりかねないわけですね。きょう議論をするプログラム法案だけを成立させるようなことがあつては、こ

れは私は、国民の皆さんの理解はいただけないと思うんですね。

田村大臣、大臣は、消費税が一〇%に引き上げられなくとも負担増は予定どおり実施する、そういうお考えでいらつしやいますか。

○田村国務大臣　まず、負担増とおつしやられますが、負担増の部分もありますし、いろいろな意味で対象の拡大という部分もございいます。高額療養費などは、今まで、一定の所得階層で非常に上限額の幅が広がった、八百万円プラス一%。そこも区分けをして、所得の低いところは上限額を下げるというような議論もいただいていますから、何か今のお話ですと、そういうことも含めてやめろとおつしやつておられるのかどうかも私は疑問であります。それはそれで聞いておいて。

消費税を一〇%に上げないという事はないんです。上げるんです。ただ、上げる時期をどうするかというのを、まだこれから検討するといふ話でありますから、未来永劫一〇%に上げないなんて我々は言っていないですよ、そんなことは。

総理も、消費税を上げて、税収が実際問題下がつてしまふ意味がないでしよう。だから、ちゃんと税収が我々の目算どおり上がるような形、つまり、消費税を上げて税収が確保できるというふうな状況をつくらうということで、今いろいろと知恵を絞つていただいております。いろいろなことをお考えいただいております。対策を組んでいただいておりますので、一〇%には上げないなんという、そういう前提には立っておりません。基本的には、一〇%に上げるということを前提でございいます。

ですから、肅々と適正化をやつていくわけでありまして、三・八兆、一・二兆というふうな、皆様方がお出しになられた、三・八兆は充実、一・二兆は適正化、こういうふうな部分に關しても、中身をどうするかというところはいろいろと精査をしながらいかなければならないと思ひますが、同じように、充実する部分と適正化する部分、それぞれあるとい

うことでございまして、その点は御理解いただきたいというふうに思ひます。

○榎本委員　今、重要な御答弁をされたわけですね。一〇%に上げないということはない、この明確に御答弁をいただきました。

安倍総理は、来年末までには判断をするということをして国会で答弁されていると思ひます。上げないということはない、これは厚生労働大臣がこの国会の場で明言をいただいているわけですから、ぜひ安倍総理にもしつかりそのことはお伝えをいただきたいと思ひます。

ちよつと関連して、一〇%に上がる、上がらないというのが、実は、この後通告しております総合算制度の実施スケジュール、それから財源確保、さらには制度設計、こういった内容にかかわつてまいります。

皆さんのお手元にも資料をおつけしています。が、実は、民主党政権下では、低所得者対策のいわば目玉政策として、医療、介護、保育、障害などのトータルでの負担上限制度として、総合算制度を創設し、これは四千億円で、財源を計上してまいりました。

ところが、安倍政権になって、今、資料一にもおつけしておりますが、この総合算制度の制度設計が全く進んでおりません。

資料一を見てください。二月になつて省内関係部局の職員による会議、二カ月後にまた会議、五月に視察をしておりますが、その後開かれたのは、我々がまさに社会保障調査会でさんざん指摘をして、そして、そのことに対応するためのまさに省議会が十月十八日に開かれていて、いわば、四月九日の会議以降、実質半年以上も放置したまま全く協議すらしていないですね。

これは確かに、二ペーじ目をごらんいただくと、マイナンバー制度の導入工程を考えれば、制度面、実務面の課題をきちんと検討していく必要はあります。ただ、五%、最終的に八、一〇と上げる際の、ざつと言つて国、地方合わせて十二兆

五千億の増税分のうち、さつき言つたように三・八引く一・二の二・八兆円の充実分を考えたら、これは予算額でいえば七分の一ですからね、四千億円。大変な予算額を占めるこの総合算制度について、ここまで半年も協議をしてこなかったというの、これは国民の皆さんに大変に不誠実だと言わざるを得ません。

そうでなくとも、今回の社会保障制度改革プログラム法案は、負担増セット、負担増メニュー先行法案であり、本来であれば、充実と適正化はセットでなくてはならないのに、いまだ充実メニューは五千億円しか決まっていないう中、しかも、この総合算制度は全く議論が進んでいない、こういう状況なわけですね。

田村大臣、社会保障と税の一体改革、世代間格差というのが主眼なわけですが、その目玉政策である総合算制度、これは一体いつ実施するのか。それから二つ目、財源の四千億円、これは本当に確保されているんですか。以上二点、お答えください。

○赤石大臣政務官　まず、先に、総合算制度につきまして私の方から説明をさせていただきます。

この制度については、平成二十四年度の税制抜本改革法の規定に基づきまして、社会保障、税番号制度の本格的な稼働、定着を前提に、所得や資産の把握の問題、執行面での対応の可能性を含め、さまざまな角度から総合的に導入について検討を行うこととしております。

必要な財源につきましては、税制抜本改革法に沿つて消費税率が一〇%に引き上げられ、増収分が満年度化した場合に社会保障の充実に向けられる二・八兆円程度に含まれておりますが、具体的な所要額については、今後、制度設計の中で検討してまいりたいと思ひます。

○榎本委員　では、私が質問して、今度は大臣に更々問いで聞きますのでお答えください。今、増収分が満年度化した場合、二・八兆に含まれているという御答弁があつたんですけれど

も、これは本当にそうなんです。今回、プログラム法案のこの資料、資料がお手元にあると思うから、事務方、あつたら、この十五ページ目、まさに今の二・八兆のことが書いてあるの、ちよつと大臣にもごらんいただきたいんです。

この二・八兆の中、私もきのう質問レクでやりとりしましたよ。確かに、まさに今お答えをいただいた二・八兆の説明が書いてあるんですね。ところが、私が説明を受けたのは、この「医療・介護」のところの、いろいろ一から五まで書いてあるんですが、これはどこに文字が、総合合算制度、どこにもないじゃないですか、どこに書いてあるんですかと言つたら、「など」の中に含まれると言ふんです。

しかし、いいかげんなことを言わないでほしいんです。この二・八兆の、あるいはこの医療の一・五兆円程度、これは、私も当時、与党の中で担当として一緒に作成して、中身はよく承知していますよ。一・五兆の中に含まれておりませんよ、この総合合算制度の四千億は。

そして、よくよく見ると、私、ちよつとこれは驚いたんですが、この説明の左下に米粒のような字で、虫眼鏡で見ないと読めないような字で、「二〇一七年度時点では、充実分は三・二兆円程度の見込み。」と書いてあるんですね。

この三・二兆円はどういう意味なのかと考えたときに、ああそうか、総合合算制度の四千億円はこれに含まれていないのと、今、適正化の議論の一つであります、七十から七十四の前期高齢者を二割の本則負担に戻した場合に、二千億円の経費が捻出される、これは捻出されなかった場合には六千億円、充実分が減るんですね、大きいものでいえば、そういうようなことまでひよつとしたら見越して、我々が三・八兆と言つていたのが、既に、二〇一七年ですから満年度ですよ、当然、一五年で二〇一〇パーになりますから、今御答弁あつたように。

一〇パーになつていても三・二兆円程度の見込みということ、六千億、我々のときより減るわけですが、ということはどういうことか。財源が、四千億円が、この充実分の二・八兆の中には入っていないんですよ。入っていないんです。私は、これは全部、どこに総合合算制度というのが入っているのかなと聞いて、いや、ないから、「など」と言うから、「など」というのは、これは一・五兆円の医療、介護の充実ですが、一緒にやつたんですよ、皆さんと。四千億円、この四千億円がいれば財源も確保されていないのに、スケジュールだけは出てきていて、まさに今御答弁いただいた実施時期、それから財源確保、これは非常に不透明なわけですよ。

しかも、皆さん、この資料の二ページ目をごらんください。今後の予定で、二十九年七月なんです、実際に運用開始が。一〇パーになるのは二十七年十月ですよ。二年ものタイムラグがあるんですよ。つまり、その間、四千億円、満年度で計上ですよ。掛け二年、八千億円もの財源が社会保障の充実に使われずに、下手をすれば、年間十兆円もの国土強靱化予算に流用されてしまいかねないじゃないですか。

しかも、今、財源確保の上こういうスケジュール感で実施をされる、そういう趣旨の御答弁なんですよ。財源はこのプログラム法案の資料のどこを見ても書いていない。私は、こういつたことで、このプログラム法案をどう審議する、場合によつてはこの国会で採決するといふようなことで、本当に国民の皆さんが御理解いただけるのか、ますます不安、不信が募る、こういうようなことになりかねないと思つているんですね。

田村大臣、財源はどこに確保されているんですか。田村国務大臣、まず、冒頭の消費税の話は、私は、要するに時期の話をしていただいたということは御理解をください。つまり、上げるのは上げるんですが、総理がどの時点で上げるかということ、これを今考えておられるという話でございします。

で、未来永劫上げないなんというのはあり得ないということでお話をさせていただいたということとでございしますから、その前提で社会保障制度改革をやつておるといふことは御理解いただきたいと思ひます。

その上で、まず、本当にお疑い深いなというふうに入つておられますから、これはやるんですね。やらなきゃならない。

いつからやるかという話ですが、そもそも、税と社会保障の番号制度が動き出すのが、あなた方の制度設計でいつても、これはやはり平成二十八年の一月ですよ、そういうことでしょう。しかも、その時点では、やはりシステムだとかいろいろなもの医療機関等々に設置しなきゃいけない話でありますから、そのときはすぐに間に合うわけはなかなかないわけでありまして。

だから、その後に、あなたの方のとおりにやつたとしてもなるわけですよ。つまり、消費税が一〇%に上がった、今のルールどおり、法律どおり上がったとしても、あなたの方でもタイムラグは生じるんです。この点は、我々が恣意的にタイムラグを使つて何かしようなんて考えるわけがないわけでありまして、そこは御理解をいただきたい。

その上で、今、柚木委員、一・五兆に四千億が入っていないというふうな、私はそう聞きをしたわけですが、すると、あなたの方のときも入っていないということですね。

つまり、七千億円は子育てに使う、その上で六千億円は年金の福祉的給付に使う、その間が充実分であつたわけで、そこは何ら変わつていないので、ここに入っていないと言われるということ、あなたの方のときも入っていないかつたということとでございしますから、我々が入つていないので、この「など」という言葉になつておりますけれども、ここにしっかりと入つております。

〇柚木委員、そもそも我々のときには、充実分は三・八兆ですから、当然その中に入つていないわけですよ。適正化が一・二兆で、プラマイ二・八兆。皆さん方の場合は、気がつけば、その三・八兆という数字じゃなくて、二・八兆というのが充実分としては明記されていますが、三・八兆という数字は、この間何ども部会で議論しているんですが、消えているんですね。適正化はこのプログラム法案を含めて一・二兆、肅々と進めていくというのが現政権のスタンスで、そこにギャップがある。我々は、その中に当然、四千億円の総合合算制度を含めて、一・五兆とは別。これは私もつくりましたからよく覚えておりますので、一・五兆には入っていないけれども、我々は三・八兆の中に入れていますから、それがまず一つです。

それで、私、ちよつと心配になつてきているのが、この厚生労働委員会だけではなくて本国会で、消費税は上げさせていたかどうかということを前提にいろいろ議論が厚生労働委員会で進んでいます。

しかし、考えてみれば、昨年末の総選挙のときに国民の皆さんにお約束したのは、身を削らずして増税なし、つまり議員定数の削減。これは今どうなつていんだ、全く見えてこないというふうな、本当に国民の皆さんの不信があり、さらには、昨日の報道もありましたが、公務員制度改革は天下り緩和、そして今回、消費増税とは別に、アベノミクスを進めれば、当然、よくも悪くも物価上昇します、年金はこれから減額、そしてこのプログラム法で医療、介護は負担増、その上、この社会保障充実分の肝である総合合算制度、財源も不透明、実施も二年も先になる、こんな状況で、大臣、本当にこのプログラム法案だけ先行して採決してもいいんですか。

〇田村国務大臣、総合合算制度は、あなたの方のスケジュールでいつても同じようなスケジュールになりますから、その点は歪曲してお話しなされるのはやめた方がいいと思います。あなたの方と同じようなスケジュール、なるべく早くはやりまされども、それで進めてまいりたいと思ひます。

その上で……(発言する者あり)山井さんには、

またあなたの質問のときにお答えいたしますので、いいですよ、今ここでやれば、時間がどんどん過ぎまして、柚木先生の時間がなくなっちゃうので、何ならやってもいいですけども……（柚木委員「いやいや、答弁、答弁」と呼ぶ）では、ちよつと静かにさせていただきます、本当に。理事なんですからルールは守りましょうよ。

○後藤委員長 答弁を続けてください。

○田村国務大臣 そういうことで、実際問題、二・八兆円の充実とおっしゃられましたけれども、これは実は消費税の使い道の中で示させていただいているんですね。

ということ、これはネットの話でございまして、先ほど来、充実部分とそれからいろいろな部分で、効率化部分とかあつてという話をさせていただきますました。ネットが二・八でございまして、あなた方がお示しなされているものと何ら変わらないうけでありますので、この中にちゃんと入っております。

もちろん、それ以上の充実部分があつて、それに対して効率化部分があつて、ネットが二・八兆円でございますから、当然入つていっているというふうな御理解をしていただければ結構かというふうに思います。

○柚木委員 入つていっているという御答弁だったんですが、これはもうちよつと詰めて議論をさせてもらいますね。私は、ここに明記されていないという認識なんです、含まれていないと。これは入つていっているという認識でも、それでも結構ですよ。私は違うと。

ただ、どつちにしても四千億は執行されないわけですよ。そうしたときに、当然のことながら、仮に今後、予算編成でいろいろな議論が、この後質問するんですが、執行されずに四千億、これがこの間、改革案には計上されているわけで、これは当然、私は充実に回さなきゃいけないと思いますよ。それが一つ。

それから、これはぜひ前倒しでの施行を議論してください、二十九年七月。確かに制度面、実務

面の課題はあると思います。私、本当は内容の話もかなりさせてもらいたいんですけども、きょうは余り時間がないから、制度設計の話はひよつとしたら金曜に回させてもらいますが、これはぜひ、半年間協議していただかないと、前倒しでやるための努力をしないといけないということをお願いしたいと思っております。

それで、私、いろいろ心配になつてくるのが、例えば社会保障の予算確保の上で心配なのが、一日の経済財政諮問会議、二〇一四年度予算編成の考え方について、こういうふうな考え方が提示されているんですね。

社会保障を初めとする義務的経費を含め、聖域なく予算を抜本的に見直しとか、自然増を含む医療費の合理化、適正化、介護保険制度の効率化に取り組むべきとか、来年度予算では、そういうことを含めて、概算要求要望額の総額を三兆円圧縮すべきと提示されているんですよ。

これは、大臣も御承知のように、今回の社会保障と税の一体改革で、まさに今の充実分の話、自然増については、後の世代への、後代へのという表現ですね、負担のツケ回しの軽減に明確に含まれている。これは文字も入っていますよ。

なのに、こういう経済財政諮問会議の中で、来年度予算の中で、自然増も合理化、適正化、つまり削減ということであつたら、まさにこの一体改革の約束違反になるわけですが、まさかこの自然増を、以前、医療崩壊とか介護難民とかいういろいろな言葉が、本当に社会問題になりました。毎年二千二百億円カットして、まさに小泉総理の時代にそういうことが起こつた。そんなような自然増を削減する考え、これは、厚生労働大臣、ないですよ。ちよつと確認したいので。

○田村国務大臣 民主党政権のときにも、効率化をしろという御意見はいろいろなところにあつたと思います。それは、財政審でもそういう議論もあつたと思います。

しかし、厚生労働省としては、必要なものをやはり要求していかないと、社会保障というものは

持続できないわけありますから、私は厚生労働大臣として、必要なものをしつかりと要求してまいりたいと考えています。（発言する者あり）弱いですが、山井先生。どかが弱いんですかね。

○柚木委員 必要なものを要求していくということなんです、では、さらに、本当はあさつて通告をしていただんですが、ちよつと心配なので、前倒しで確認をしたいので、通告にないんですけれども、診療報酬のこともお聞きします。

きょうの報道にこういうふうに出ているんですね。これは、ちよつと間に合わなかつたんです、朝日新聞。「診療報酬」「改定率」で火花、「政府見直し作業 本格化」、医療界は引き上げを、財務省は引き上げ不要、こういうふうな報道が出ています。

他方で、日本医師会の横倉会長。抑制策は問題だ、医療の拡充が経済成長に寄与するんだ、次期診療報酬改定に向けて、医療費をいかに抑制するかという財務省中心の声を牽制した、こういう報道も出ておりました。

大臣、診療報酬改定、我々の政権のときには、この間質問でもお示しをさせていただいたこともありましたが、二〇一〇年度改定は十年ぶりのプラス改定、続く一二年度も二回連続でプラス改定という形で、医療崩壊に一定の歯どめがかつたと、現場からも私も直接声をかけていただいております。

しかし、これはまだまだ道半ばでございまして、今後、まさにこの一体改革で、医療・介護連携、地域包括ケアシステム構築、在宅の推進などを考えた場合に、私は、実は、二〇一〇年、一二年、一四年を、私が当時与党の座長としてこの報酬改定を担当させていただいたときには、治療でいえば、一〇年度改定が止血の段階で、一二年度改定はリハビリを一生懸命して、そして、ホッブ、ステップ、ジャンプで、一四年度改定で、まさに地域包括ケア、在宅の受け皿をしつかりと構築していくためのプラス改定、こういったことを

掲げてやってきたんですね。

大臣は、一日の閣議後の会見で、アベノミクスの影響などで物価や賃金が上がつてくると、人件費についても、ある程度医療・介護分野の所得を上げるよう、これは甘利一体改革担当大臣からも要請を受けていると発言されて、医療機能の充実を図るため診療報酬上の対応を考えたいと考えを示されているんですね。

大臣、これは診療報酬のプラス改定に前向きなお考えと受けとめてよろしいんですか。

○田村国務大臣 まず、財務省は、つかさずかで財政をしつかりと安定化させるところが財務省のお仕事でございまして、いろいろな御主張はされると思います。

厚生労働省は、その中において、社会保障が持続可能で安定的である、そのような観点からいろいろな主張をするわけでありまして、それが全く同じ方向だということは民主党政権でもなかつたわけでありまして、そこは御理解をいただいているんだというふうに思います。

その上で、先般の記者会見で申し上げたのは、やはり、物価が上がる基調になつてきておる、そして、我々は、所得、雇用の拡大もしていかなきゃならない、それが経済の好循環につながるんだ、こういうような主張をしてきておるわけでございまして、もちろん社会保障分野に関しまして、そのような意味ではその一翼を担っていくのであろうというふうに思っております。

その上で、医療経済実態調査が出てまいりました。これをしつかりと分析しなければなりません、適正なもの、適正な分だけ、我々は診療報酬をやはり要求していかなきゃならぬわけでありまして、その中には、今委員がおっしゃられた医療提供体制の見直し、この中において、病院、病床の機能分化、連携、さらには地域医療の受け皿の強化、こういう部分をしつかりとこれから整備していかなければなりません。

その部分も、国民会議等々で御報告をいただいておりますとおり、一つは、診療報酬等々でその

機能をやはりしっかりと担保していかなきゃならぬというような話でございまして、それをあわせたいような要求をしたいと思います。

○**柚木委員** そういう御答弁だと、もう少し詰めて確認をさせていただきたいんです。

今おっしゃったことをやられるということは、二つ聞きたいんですが、一つは、ネットプラス改定、これはこの間やりとりをさせていただいてますけれども、ネットプラス改定ということを目指すのか。もう一点は、これは当然だと思いが、医科本体をプラスにしないと財源は出てこないわけですから、そこはプラスという方向感で考えているのか。以上二点、御答弁ください。

○**田村国務大臣** ネットという言葉は聞くと、敏感になってしまふんですけども。

消費税部分に関しては、ここで適正に、消費税の部分は、当然これは、上がるわけでありまして、確保をしながらやらねと思っております。それ以外の部分も、必要なものはしっかり確保しなきゃいけないということでございますから、先ほど来言っておりますようないろいろな諸要件がございまして、その必要額をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

○**柚木委員** ちょっと今の答弁だと心配ですね。消費税の上がる部分については、これはまさに、消費税の中に今回もう入っているんですね、八%段階でも、ですから、当然そこはもう確保されるという前提で考えたときに、本当にネットプラスになるのかどうなのかというのは、今の答弁ではおぼつかない。しかも、医科本体、せめてここは明確に御答弁いただけたらと思いたちが。

大臣、あるいは与党の皆さんも、私たちの時代は、私も与党の医療・介護のPT座長ということだったんですが、本当に、大げさな話じゃなくて、我々の政権、できたこと、できなかったこと、たくさんあったわけですから、それぞれ。

しかし、命を守りたいから始まった政権の中で、まさにその根幹である診療報酬、マイナズ改定などであつたら、私は、当時の党の実務責任

者として、胸に離党届を秘めて政調会長とも議論して、その後、私、財務省の政務官になりましたが、財務とも、皆さんが今PTでやっているように、我々、百人以上国会議員が集まって、そして、マイナス改定などということがあつたら予算案に反対すると、それぐらいやって○・○・四だったんですよ。

つまり、本当にそういう覚悟が今の大臣の御答弁からは感じられないし、与党の皆さん、本当にこれは大丈夫なんですか、大臣の今の答弁で。せめて医科本体はプラスを目指すんだと、大臣、明確に御答弁されたらどうですか。

○**田村国務大臣** 必要なものをしっかりと確保するということを申し上げているわけでありまして、(発言する者あり)山井さん、どこがだめなんですか。もうちょっと詳しく教えていただけたらとありがたいんですけども。ついつい反応しちゃうので、申しわけありません。

必要な分をしっかりと確保するというところでございまして、先ほど来言っておりますことを確保するためには、今、言いたくとも言えないこともいっぱいあるということでございますから、その点は、与党を経験されて政府の中にも入られた柚木委員でございまして、御理解をいただければいいかというふうに思います。

○**柚木委員** 大臣、せっかく、きょうはやらずに、あさつてまたやりまされども、予防に五兆円とかいろいろ出しているんですから、ここはばあんと言われるべき場面ですよ、今の場面は。金曜日にもう一遍、ちょっとさらに詰めてやりとりさせていただきます。

これはぜひ、この診療報酬改定、与党の皆さんも含めて、ここは本当にやっていただかないと、医療現場、現場の出身の議員さんもおられるでしょう、この状況の中で本当にしっかりと対応していただかないと、これはまた、本当に、医療崩壊とか、介護の問題もこの間委員会で議論ありますよ。介護難民、要支援切りとか特養に入れないとか、いろいろなことになりかねませんから、ぜ

ひ、少なくとも診療報酬改定プラスに向けて、大臣は当然、与党の皆さんもしっかりお取り組みいただきたい。

私も超党派議連の勉強会を時々させていただいて、ちょっと恐縮なんですけど、民主党の議員さんでも確かに数が減ったからあれなんですけれども、与党自民党の議員さんの方がたくさん来られるんですよ。それぐらい皆さん関心をお持ちなんですから、ぜひこれはプラス改定、実現をいただきたいし、我々もしっかりとそこはチェック、場合によっては後押ししますから、しっかりとやってください。そうじゃないと、消費税増税、これは理解を得られませんか、ぜひ、そう思います。

ちょっと時間がないので、先ほど古屋委員から介護離職などについての対応を質疑されて、重要なところだと思っております。

私も通告しておりますが、皆さんに報道の資料もおつけしてございまして、六ページ、「働き盛り介護で離職」、こういうふうにあるわけですね。休業制度の取得は、何と百人中一人もいない、○・〇六%ということでもございまして。年間十万人の方々が介護離職をされているんですね。これは本当に私も深刻だと思っております。

なぜならば、今後、先ほど申し上げました、場合によつては、要支援切りのようなことが起こらないとも限らない、特養に入れられない人も出てくるかもしれない。こういうような中で、しかも、この新聞記事を見ていただいているように、介護をしながら働く人、七十以上はちよつと違います、どの年代でもやはり女性の方が圧倒的に多いんですね。

私も実際、その離職の割合、これもその次のページ、調べて掲示してまして、ちなみに、出産、育児のために年間百二十五万。この間、十四年調査、百二十五万と四十九万。そして、それを割合で見ると、介護、看護の方で見てもうと、全体の二・二%が、いわゆる離職理由のうち、介護、看護離職。男性が一%、女性が三・

三%。ということは三・三倍も女性の方が介護離職が多いわけですね。

そうすると、私が心配なのは、今回の介護保険制度改定等も含めて、ひよつとしたら、さらにそういう離職者がふえてしまう、かつ、その影響をより受けるのは女性の方、こういうことになると、これは、アベノミクス、安倍政権が進めている女性支援とも逆行してしまふことになると思います。さらに言えば、介護離職、看護離職というところ、育休とか出産の部分、育児離職とかとは違うような気もしないわけでもないんですが、しかし、よくよく見ていただくと、例えば五十代なんかは、六十六万二千二人の方が介護しながら今働いているわけですよ。まさにお子さんが、高校、大学とか、一番お金がかかるような年代に入つていて、そして、御主人も働かれて共働きの方も多くて、そういうような方であっても、場合によつては介護離職せざるを得ないというふうなことまで考えられると、これはある意味では育児支援でもあるわけですね。

ですから、今回、先ほど副大臣の答弁がありましたが、それはそれとして進めていただくとして、私からは、まず、この介護離職、あるいは出産や育児離職も含めてなんですけど、この対策について、やはり目標設定をして、年間十万人が、今後ふえていくことも含めて、プラマイで、例えばいつまでには何万人ぐらいを目指すんだと。本当は減らすと言つてほしいんですね。まず、そういう目標設定をしてほしいというのが一点目。

時間がないので、もう一つまとめて聞きますが、具体策について。

これは「働き盛り 介護で離職」のところに書いてあるんですが、介護をしながら働いている人が抱く不安の具体的内容について一番多いのが、自分の仕事をかわつてくれる人がいない、これが、三割以上、三人に一人なんですね。こういうことに対応しようと思つたら、これは、実は厚労省の施策の中で、育児の方には代替要員の確保の支援策というものが制度として既に

ことということがついていることによつて、例えば、十一月でやめて育児に入つたときには、そういう制度を持つてゐる企業だと育児はとれるんだけれども、給付金は受け取れないとか、保険料は納めてゐるんですよ、その間も、その前の会社も。なのに育児給付金が受け取れない、こういうようなことがある。

ちなみに、実はきのう、政府で、政労使会議三回目会合で、多様な働き方を推進。これは甘利大臣が、非正規労働者の正規化を促すため、キャリア形成の取り組みを進めるとともに、職場のニーズに合った多様な正社員の形が積極的に生み出され、その道筋の拡大が図られることが必要、政府としても、非正規労働者の処遇改善に向けた環境整備に積極的に取り組んでいきたいというようなことも言われている。

ぜひ、大臣、やり方はいろいろあると思いますが、この非正規労働者の方も、例えば雇用保険財源から、育児の給付金を対象にする場合は、育児法、雇用保険法のそれぞれの育児休業給付部分を改正する。例えば、二年間で十二月の保険料納付を満たせばということで、同一事業主の一年間という要件はどうか。

仮に、一般財源で今後対応するような方向感がある場合には、育児法を同様に改正すれば、非正規の方であつても正規の方であつても、事業主規模のいかんにかかわらず、ちゃんと育児休業や給付金の対象になり、世の中の働く方の三分の一が非正規雇用者である時代に、まさに、雇用形態、事業主形態によらず子育てがしやすい社会となつていくと私は考えます。

大臣、もちろん正規社員がふえていくことが望ましいわけですが、現状の非正規労働者の方々へ対策を講じることの重要性、子育ての公平性などを鑑みて、ぜひ、田村大臣の非正規雇用の方々への温かい答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。(発言する者あり)これが最後。

○後藤委員長 では、短くお願いいたします。
○田村国務大臣 育児休業給付の引き上げという

ことでは一致しておつたというふうに思つておつたんですが、今の委員のお話を聞いて非常に寂しい思いをいたしました。

何だかんだいって、やはりその一点をまず突破しないと、それはいろいろな主張がそれぞれの団体にあると思います。でも、それを乗り越えて、私はこれをやりたいという思いの中で、労政審でも御議論いただいて、御理解をいただきたいというふうに思つておりますので。

もちろん、言われたような、国庫負担部分の本則に戻すということも重要でございまして、これも財源を確保してやつていかなきゃならぬというふうに思つておりますけれども、やはりこれは、育児休業給付というものの引き上げ、一緒に協力して行動できればなという思いでございまして、またいろいろとこれは委員とお話し合ひをさせていただければありがたいというふうに思っています。

それから、非正規の部分でありますけれども、これはやはり、要するに、育児休業を取得することと給付というものは、これは一体的に運営をされたいという話でございまして、制度上、育児休業を取得できないことには、やはり給付もついてくるといふことと分離しますと、逆に、休業自体が受けられない方々もおられるわけでありまして、法制度にのつとらずにやつたとしても、だから、そういう意味では、不公平も生まれてまいりますので、そこはやはり法律にのつとつて、育児休業を受けられる方が育児休業給付を受けることができるという形にするべきであらう、そうであるべきであらうというふうに思います。

○榎木委員 これはまたあさつてやりますので終わりますが、ぜひ、このプログラム法案の議論が、私、本日に、国土強靱化と税の一体改革というようにならないように、委員の皆さんにもお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○後藤委員長 次に、長妻昭君。
○長妻委員 民主党の長妻でございまして。

端的にお答えをいただきますよう、お願い申し上げます。

まず、今審議しているプログラム法なんです、ちよつと端的にお答えいただきたいんですが、この法案というのは、二〇一五年十月に消費税が一〇%に上がる、これを前提としている法案でありますか。

○田村国務大臣 消費税を一〇%に上げるということとを前提に、このプログラム法案を出させていたおいておるといふことであります。

○長妻委員 それは、二〇一五年十月の一〇%を前提にしているということですか。

○田村国務大臣 現行出させていたおいておるのは、二〇一五年に一〇%に上げるといふことを前提に、提出をさせていたおいておるといふことであります。

○長妻委員 ということは、二〇一五年の十月に消費税が一〇%に上がらなければ、この法案は効力を失うという形になるんですか。どんな位置づけになるんでしょうか。

○田村国務大臣 基本的に、そのときに必要な財源をどう確保するんだということはあらうと思ひますけれども、この法律自体が、それによつて法律が無効になるというような、そんな条文はございませんので、今の法律の中で運用していくという話だと思ひます。

○長妻委員 そうすると、消費税が一〇%にならない場合、この法律の位置づけというのはどういうふうになるんですか。

○田村国務大臣 例えば、消費税が上がる、一〇%になる期間がすぐ延びた場合、大変な歳入欠陥が出てくるわけですね。それが手当てできないというような話になれば、そのときに必要な法改正をせざるを得ないことは起こるかも知れませんが、財政的な手当てができれば、この法律がそのまま機能していくということになるうと思ひます。

出しておられますよね。皆さんも持つておられるんだと思ひますけれども、これでいうと、例えば介護保険制度でいうと、必要な法律案を来年の通常国会に提出を目指す、こういうふうに書いてあつて、負担の部分もかなり入つてゐるわけでありまして、さつき榎木委員も質問しましたけれども、消費税一〇%というのがかなり先になつた、二〇一五年の十月じゃなくて、経済的な事情で二年先、三年先に先送りされた、その場合でも、負担のところはもうやるわけですか。我々の理解では、一体改革ですから、充実のとき、充実の財源が消費税一〇%で確保されると同時に、削減を一体的にやる、こういう計画だつたんです、削減は先行するということなんですか。

○田村国務大臣 一年、二年でどうかという問題は、一年、二年、短期間ならば、そのときにいろいろな財政的な措置の仕方はあると思ひますが、仮に、五年、十年消費税が上げられないというううな、そんなことは想定しておりませんけれども、そんなことが仮に起れば、そのとき、必要な法改正はやらなければならないという話だと思ひます。

○長妻委員 本来は、来年に法律を通常国会へ出すというよりは、これは二〇一五年の十月に消費税一〇%を閣議決定したとき、そういう削減の議論をする必要があるんじゃないのか。そうすると、六カ月前でありますから、来年の通常国会というよりは、再来年の決定後の臨時国会以降、こういうことではないかというふうに理解するんですが、なぜ通常国会なんですか。

○田村国務大臣 やはり制度改正をするには準備期間が要りますから、そのための期間を逆算しますと、通常国会に多くの法律を提出させていただく。もう少し御説明をすれば、これは我々が特別なことをやつてゐるわけではございませんでして、一体改革法の中に、推進法の中に、そもそも景気条項があるわけでありまして、消費税を上げるこ

とをストップすることができると書かれておるわけでありまして、そういうことは全体の中に想定を、もともと三党合意の中でもなされておる話でございます。

経済が大変なときに消費税を上げるのをとめるんだということを、今、特別に我々が言い出したわけではございませんで、もともと法律の中にそのようなことが書かれておることを勘案して、どうするかということを考えていくということだというふうに思います。

○長妻委員 そういう意味では、一〇パーというのは二〇一五年十月、もちろんこれは確定をしていないわけでありまして、来年の通常国会に出る削減を含む法案には、消費税が一〇%に二〇一五年の十月に上らない場合は、その実施を先送りするというような条項も入れる必要があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○田村国務大臣 現在の状況で消費税を上げないというふうなわけでもありませんので、もしそうなったときには、法律改正も含めていろいろな議論はしなきゃならぬというふうには思いますけれども、現状は、消費税、法律にのっとった上での、今、流れの中におけるわけでございますから、そういう意味からいたしまして、そのような条項を入れる必要があるのかどうなのか、ちよつと私、今、疑問であります。

○長妻委員 今、一定の答弁があったと思うんですが、つまり、一〇%に二〇一五年の十月に上らない場合はいろいろ法律改正の必要もあるんじゃないのか、こういう大臣の答弁があったので、それを同時に本当にやっていただかないと、一体改革は看板倒れになりますので。

あと、大臣は、柚木委員の質問に、いやいや、負担先行とか言うけれども充実だつてあるんだよというふうにおっしゃっておられるので、例えば、来年の四月から、充実と負担、差し引くとどっちが多いんですか、幾らぐらい。

○田村国務大臣 私も勘違いしておりましたけれども、いつもおっしゃられているとおり、五千億

という数字がまさに充実分でございますから、五千億充実をするということになります。

○長妻委員 負担は幾らですか。

○田村国務大臣 消費税分は、いつも御議論をいただいておりますとおり、三%負担はふえますけれども、その三%負担がふえれば八兆円でありまして、しかし、消費税を上げたときと収入が入るタイムラグが初年度は生じますので、五・一兆円が消費税負担増という話であります。

○長妻委員 いや、お伺いしているのはそういうことではなくて、社会保障について削減をする部分、例えば、今御議論されているのは、高齢者の二割負担とか窓口の一割負担とかあります。それ以外もいろいろあるでしょうけれども、例えば来年の四月に、社会保障に限定すると、充実分、純増分と、削減部分というのは、大体幾ら幾らなんでしょうか。

○田村国務大臣 ですから、五千億円の中で、負担軽減部分と、それから、適正化で逆に所得があつたりして負担がふえる部分と、委員はこれが幾ら幾らだということを示せというお話だと思いますが、今それを議論いただいているわけでありまして、決まっていらないにお出しはできないわけでありまして。

これが、それぞれの制度が固まりましたらば、計算をすればそれは出てまいりますけれども、現状、この五千億円という中においての充実の中で、その部分をどうするんだ、あとは、例えば医療提供体制の見直しにどれぐらい必要だとか、いろいろなものはあると思いますけれども、そういうものの中の範囲において、充実の部分と適正化の部分の相対比というものが出てくるというふうな、今のところは答えをいたしておきます。

○長妻委員 そうしましたら、八%というよりは、一〇%に上げた後の完成型というのか、そういうときの議論をしたいと思うんです。

今、お配りの資料のページ目でありましてけれども、これは今の政府がおつくりになった資料であります、そうすると、この二・八兆円を充実

するというのは、これはいつから二・八兆円、充実に使ふんですか。

○田村国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、消費税が満年度上がった部分のタイムラグ等々を計算しますと、平成二十九年に二・八兆円ということになります。

○長妻委員 そして、この資料にあります、左の下ですね、先ほど柚木議員も指摘しました、「二〇一七年度時点では、三・二兆円程度の見込み」というのは、これは、消費が上がつて、一%が三・二兆円になる、こういうことで書かれているわけでありまして。

○田村国務大臣 今言われているのは、左下の米のところですね。

米部分は、一番上の括弧の中で、社会保障・税という表題があつて、その下に二行ありますが、下の行の「割合の二分の一の」と、これは上の基礎年金国庫負担でありますけれども、「恒久的引上げ等」というところの米印がこの米印でございますので、ここは、基礎年金の国庫負担割合二分の一引き上げが三・二兆円ということでありまして。

○長妻委員 そうすると、消費というのはいろいろ拡大したり縮小したりするわけで、消費税の一%が二・八兆円とは限らないわけでありまして。

そういう意味では、この二・八兆円、二〇一七年度でしようけれども、これが例えば大きくなったり少なくなったりするわけですが、基本的に、消費税の一%収入部分、これを充実に充てる、こういうことでよろしいんですか、二〇一七年度から。

○田村国務大臣 これは皆さんがおつくりになられた制度設計で、それを三党で合意したわけでございますから、そのとおり、一%分を充実に使うということでありまして。

○長妻委員 そうすると、きのうも自然増の議論があつたと思うんですが、この自然増を例えば削減することになると、例えば自然増を三千億削減した場合は、この二・八兆円というの

は純増、その差額の充実分でありまして、これが三・一兆に上る。つまり、自然増を削減した部分の金額というのは、これは削減をしておりますから、プライムの純増ですから、充実が三・一兆になる、こういうふうな考え方よろしいんですか。(田村国務大臣「もう一回言つて下さい」と呼ぶ)

だから、例えば、自然増がありますよね、自然増を例えば三千億削減をする。そうすると、純増分が二・八兆円です、充実が。差し引きで二・八兆円を充実するんだから、そういう意味では、三千億削減をしているわけですから、充実分は三・一兆円になる、こういう基本的な考え方なわけですか。

○田村国務大臣 自然増を減らすというのはちよつとイメージがわからないんですが、重点化、効率化した部分は、これは社会保障に使うという話になると思います。

○長妻委員 そうすると、田村大臣、これは重要なところなんです、例えば、この二・八兆円というのがありますね、充実の。これは、例えば、自然増を含めて効率化をして、例えばですよ、一兆円削れた場合は、そこに削った一兆円が上乗せになつて三・八兆円が充実になる、こういう考え方なんでしょうか。

○田村国務大臣 いや、ですから、二・八兆は、要するに消費税一%分は、消費税一%分を充実に充てるわけですよ。そういうことですよ。効率化した部分は、これは社会保障に充てます。そういうことです。

○長妻委員 そうすると、ちよつと我々のときの考え方と、同じだとおっしゃったのが、違つてくるんですよ。

例えば、二ページ目をのぞいていただきますと、これが三党合意をした昨年の資料ですね。

これはどういう意味かという、先ほども話が出ましたけれども、一・二兆円を効率化する、それで充実が三・八兆円をする、差額が、このときは二・七兆、消費税一%分は充実に充てる。つま

り、削減した部分と充実した部分の純増部分が消費税一%で充実部分なんですよ、こういうような考え方なんです。

でも、今の御答弁だと、例えば、自然増を削減した場合、その削減部分が充実部分に上乗せにならないような趣旨の御答弁をされているのではないかと思います。では、自然増を削減した金額は、一体どういうふうに使われるんですか。

○田村国務大臣 私の理解では、皆様方がお出しになった計画は、三・八兆充実、それから、適正化、つまり効率化で一・二兆、差額の二・七兆が消費税一%分、たまたまなつたのではないという認識でありまして、財源五%消費税の中の一%、二・七兆円。

二・七兆円という所与の数字があつた上で、充実分がありますよね、それから、削減分といいますが効率化分がある。それを、ちょうどその一%に合うような充実分と削減になるから、ちょうどこの数字が出てくるので、もしあなたたちの計画が、これでもつと削減がふえちゃつたら、では一%以上という話になるのかということ、そんな話ではなかつたと思うので、これはともともと、そういう制度設計で一%という話でありますから。

我々もそこは同じであります、とにかく一%、これを充実に回すということで、それに合わせてどれだけ充実をするのか、どれだけ削減をするのかという話でありますから。二・八兆円がふえるということではなくて、全体のバランスの中で、もつと充実したかつたらもつと削減をする、余り充実を望まなかつたらその分だけ効率化が減るというだけの話でございますので、何ら皆様方の、民主党の考え方と我々は違つていとは思つておりません。

○長妻委員 消費税一〇%に上げるというのは、これは言うまでもなく大変なこと、国民の皆さんに、五パーから倍ですから。祈るような気持ちで充実分を待つておられる方も全国にもたくさんいらっしゃるわけです。

そうしたら、ちよつとわかりやすく聞きます

と、一ページ目ですね、政府がつくつた資料。

例えば、この一ページ目のとき、二〇一七年度の満年度の姿だと思ひますが、例えば、自然増を三千億円圧縮したとすると、充実は三・一兆円になる、こういうことでよろしいのでございませうか。

○田村国務大臣 自然増を圧縮したとか、ちよつとよく意味がわからない、どうやって圧縮をされるか、ちよつとよくわからないんですが。

○長妻委員 ちよつと田村大臣、どういうことで今おつしやつたのかわかりませんが、例えば、自民党は、民主党が政権をとる前に、二千二百億円一律に自然増をカットしたということがありますよね。

つまり、自然増というのは、文字どおり自然にふえる、つまり、サービスを変えずに、今とサービスを変えなくても高齢化の進展で自動的というか自然にふえるのが自然増なんです。これは厚労大臣に言うまでの話ではないんですけれども、ですから、その自然増の伸び、自然の伸びから、例えば自民党が以前やつたように、二千二百億円一律にカットするということも何年かやつたわけですよ。

例えば、では、二〇一七年度に自然増を三千億円カットするとすれば、そうすると充実は、それが上乗せになつて三・一兆円になるんですね、こういう確認です。

○田村国務大臣 総理は、キャップをはめてそういうやり方はしないというふうに、これは予算委員会なんかも言明されておられますので、そこは委員も御理解をいただいているというふうに思ひますけれども。

○長妻委員 ちよつとこれはかなり重要なところなんです。百億円、二百億円の話じゃないんですよ、金、これはすごい、一〇%のお金の使い方なので、ちよつと曖昧にはできないんです。つまり、一律にカットするとか言つていませんよ、それはまた別の論点で、乱暴にカットするとか一律にカットじゃなくて、基本的な考え方です

よ。例えば、二〇一七年度に、自然増、自然体でふえる部分をふやさないで三千億カットするということがあるとすれば、その部分は、充実は二・八兆プラス三千億だから、充実は三・一兆になるんですね。

これが、だから、二ページ目の我々の考え方ですよ。それはそれでいいんです、ね、ということ、ただ聞いていただけないんです。

○田村国務大臣 ちよつと議論を整理しましょう。

消費税一〇%の使い道の話をしているんですよ。つまり、今、消費税一〇%になつたときにどう使うかというのは、一つは、今ここに出てくる、充実に二・八兆円使うわけですよ。それから、基礎年金の国庫負担二分の一に三・二兆円使うわけですよ。消費税がふえれば、いろいろなものの、医療に対する経費もふえますからね、そのまま消費税だけ。だから、これで〇・八兆使うわけですよ。そして、今までのツケ回しという言い方がいいのかどうかかわかりませんが、社会保障の安定という意味で、そこに七・三兆円使うわけですよ。合わせて十四兆円。(長妻委員、それはわかつているんですよと呼ぶ)

いや、あなたの言っている意味が僕はよくわからないのは、二・八兆円、一%を充実に使う、それ以上に出てきたときはということは、今言つたどことが減るんですか、三千億円。三・二兆円の基礎年金から減るのか。それとも、消費税が上がつたことによる影響の〇・八兆円から減るのか。それとも、今までの借金でおひねってきた社会保障分の七・四兆円が減るのか。

それはどことが減らないと、全体の、五%という数字は固定しているんですからね、消費税の意味がよくわからないから、私はお答えができません、と言っているんですよ。

○長妻委員 田村大臣、もうちよつとよくお考えいただきたいんですが、例えば、では、例を言うと、過去、自民党政権のとき、民主党政権の前、二千二百億円カットするときに、いろいろなメ

ニューを入れましたよ。例えば、生活保護の母子加算をなくすというのをやりましたよね、自然増を抑えるということ。

例えば母子加算、金額でいうと数百億円ぐらいだったと思いますが、そうすると、自然増を抑えるという意味で例えばそういうメニューをカットして、数百億円、生活保護の部分はカットしたけれども、別のところ、これは生活保護なので今回の消費税のとは違いますけれども、例えば医療でもいいですよ、二千二百億を抑えるときに、医療の一部をカットしたわけですね、二千二百億の自然増を抑えるために。そうすると、その部分はカットしたけれども、では、医療を同じ金額、別のところで充実に使うということになると、その充実に、マイナス、カットした部分を差し引くと、ゼロになつちゃうわけですね。

だから、充実の定義を聞いています。つまり、削減を削減をして、では削減をして足元から充実にする。それだつたら、二・八兆円を削減すれば、充実は二・八兆ということ、一%も純増の充実にならないですよ。

○田村国務大臣 どう説明したらわかつていただけるのか、難しいんですよ。

いいですか。どこかカットして、その分だけ医療の負担がふえる、つまり効率化する。その効率化の部分は、当然、医療の充実に使います。つまり、二・八兆円になるんですよ。でないと、消費税が一〇%が合わなくなつてくるわけですよ。仮に三千億円さらにそこからふえちゃつたら、消費税をもつともらわなきゃいけないという話になつちゃうんですよ。

今、消費税の枠の中の話をしているんですよ、一〇%の。そのうちの五%ですよ、上げた。その中の枠の話をしているのに、何か話が全然違うところに行つちやつていっているものだから、話が拡散しちゃうので。

その話をすれば、そういうこともやつて、二・八兆円、充実に充てるという話であります。ですから、その分は充実に充てて、差し引き二・

八兆円、一分分になるという話です。

○長妻委員 これはちよつと、大臣、今の答弁もちよつと不可解なんですが。

そうすると、充実の意味というのはどういうことなんでしょうか。一%を充実するわけですよ。一%の消費税の増収分を充実に戻すわけですよ。ね。充実の定義というのは、純増なわけですよ。純増。だって、充実一%、では、一%例えば社会保障の無駄を削って、一%沈ませて一%充実だったら、四バツでいいじゃないですか、増税はわかりますか。

消費税を、一%部分を充実するわけでしょう。そうすると、その充実というのは、では、効率化とどういう関係があるんですか。

○田村国務大臣 多分、二・八兆円の中で何かを負担増にすると、その分だけ財源が浮いてくるんですよ。つまり、二・八兆円にならないうわけですよ。充実化が、二・八兆円が二・五兆になつちやうんです。二・五兆になると、二・八兆にならないですから、ほかのメニューで充実分を入れて二・八兆になるんです。

というだけの話であつて、二・八兆の中の枠が減つて、こちらがふえて、二・八兆が維持できるというだけの、差し引きの話でありますから、そう御理解いただけないと、これ以上説明しても、ちよつとどうしようもないですね。

○長妻委員 これは大臣、そうしたら、頭の体操で、極端な例を言うと、例えば、問題があるところも含めて二・八兆円、一年間の社会保障を削る、二〇一七年度に二・八兆円を削る。しかし、ほかで、似たような分野で二・八兆円をふやす、ふやしたということにして、そうすると、二・八兆円削つて二・八兆円ふやすということで、プラマイでいうと、差し引き、充実はずりだけども、純増というのか、足元から見ると二・八兆充実しました、こういう説明ができるということなんですか。

○田村国務大臣 そもそも、充実の財源は消費税の一%分と決まっています。この二・八兆円

のメニューというのはいろいろあるものがあると思えます。例えば、例えばいいかどうかわかりませんが、んけれども、もうちよつと保険料を下げてほしいという要望がありますよね、それに仮に三千億円かかる。

そうすると、二・八兆の中で、今あるものからさらに三千億円とろうと思うと、どこかで三千億円負担がふえないと、こつちの充実はできないわけでしょう。だから、こちらの三千億円、例えばお金持ちから三千億円たくさんもらつて、ここは負担がふえるわけですよ、そのお金を低所得者のところの負担軽減に回す、こういう話なんじゃないですか。じゃないと、これ以上やつちやうと、消費税を上げないと財源がとれないですよ、ね。ほかの四%はもう使い道が決まっていますから。

そういう簡単な、私は算数だと思ふんですけれども。

○長妻委員 この二・八兆円というのは、だつて、純増で二・八兆円じゃないんですか、これは。今の話は、例えば三千億を軽減してお金持ちから三千億取るといふことは、プラマイ・ゼロですよ。確かに充実三千億といふふうに見えませんが、削減も三千億しているんで、純増でいうと、これはプラマイ・ゼロなわけですよ。

だから、これは、考え方として、二枚目と一枚目を比べると、かなり変わつてきているんじゃないかと思ひますよ。つまり、削減に削減を重ねていく、そしてその足元から充実を二・八兆円だとなると、純増の差し引き部分の社会保障の充実でいうと、これは一%じゃなくなる可能性もあるわけですよ。

だから、これはちよつと大臣とやつても時間があれるので、次回またやりまされども、ぜひ、ちよつと整理をしてきていただきたいというふう

に思ひます。

あります。

例えば、六ページでございしますが、きょうはJILPTの池田研究員を呼ぼうとしたんですが、自民党の反対でここに来ることができなかったわけでございます。例えば、親が軽度、重度にかかわらず認知症の場合はやはり介護する社員の方に体罰悪化がある割合が高くなるとか、あるいは、深夜の介護をされている会社員の方は体罰悪化が非常に多いとか、そういうデータを説明いたしたところだと思つたのでございしますけれども。

そして、きょうは総務省も来ておられますので、八ページ目でありますけれども、これも私、改めてデータを見てびっくりしたんです。

五十から五十九歳の働いている人の中で、介護をしている人が九・一%、大体十人に一人の人が介護をしながら働いているということで、非常に大ききにびっくりしたんですが、この一連のデータを、総務省、説明いただけますか。

○須江政府参考人 お答え申し上げます。

まず、介護、看護のために前職を離職した者の現状でございますが、平成二十四年十月実施の就業構造基本調査の結果では、過去五年間に介護、看護のために前職を離職した者は四十九万人で、うち、男性は十万人、女性は三十九万人となっております。

また、不詳を除く総数で前職の離職時期ごとに見ますと、平成十九年十月からの一年間では九万人、平成二十年十月からの一年間では八万人、平成二十一年十月からの一年間では十万人、二十二年十月からの一年間では八万人、二十三年十月からの一年間では十万人といふふうになっております。

また、就業構造基本調査の結果では、有業者に占める介護をしている者の割合は全体で四・五%となつておりまして、これを年齢階級別に見ますと、四十歳未満では一・三%、四十歳から四十九歳では三・六%、五十歳から五十九歳では九・一%、六十歳から六十九歳では八・二%、七十歳以上では四・八%となつております。

○長妻委員 今、働いている方の五十から五十九歳の方のうち、九・一%が介護をしている。ほぼ十人に一人の方が介護をされている。

私は、二つの保障というのが国家の礎だと思つていますが、安全保障と社会保障。安全保障の危機というのは、これも当然、想定される危機もありますけれども、なかなか想定しにくい危機もある。ただ、社会保障の危機は、かなり想定ができるにもかかわらず、手を打たないということが間々あるわけで、この介護離職もその大きな部分だと思つております。

例えば、二〇二五年には、団塊の世代全員が七十五歳以上になる。団塊の世代のお子さん、団塊ジュニアと言われる方々は、今恐らく三十五歳ちよつと過ぎぐらいだと思ふんですね、ここにも議員の方でいらつしやるかもしれせんけれども。

となると、二〇二五年にどつと団塊の世代全員が七十五歳になるときに、そのときに団塊ジュニアの方は四十五歳ちよつとなんです。後期高齢者になりますから、介護を受ける方がぐつとふえていくわけでありまして、これから十年後ぐらになると、四十五歳過ぎの、四十七、八歳の団塊ジュニアの方が、親の面倒、親の介護はしなきゃいけない、しかも、子供が恐らく高校生とか大学生だ。

このダブルで来て、かなり家計が破綻をしていく御家庭が続発をする、そして介護離職が急増するといふことは、今、容易に想像ができるわけでありまして。

しかし、我々も政権を担つていましたから、我々の責任もあるんですけれども、ここが対策が非常に甘いわけで、これは大変なことになるのではないのかという強い懸念を持つていところでありまして。

評論家の樋口恵子さんが、ことし九月に、介護離職ゼロをめざすための要望書というのを出版しておられます。等々で、くるみんなの企業の認証制度を介護でも広げるとか、大臣もいろいろ前

向きだと聞いておりますけれども、この危機に對してどんな対策をするのか。

ぜひ、厚生労働省の中でも、今、残念ながら、縦割りの状況が、例えば、雇児局にある職業家庭両立課、それと老健局などと本当の連携ができていないんじゃないか、こういう懸念もありますので、ぜひ、プロジェクトチームをつくって、介護離職を防止するためにかなり大がかりにやっていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○田村国務大臣 基本的には、そのような家族介護をしなくてもいいような形をつくれるということを目指していかなきやならぬというふうには思っておりますが、実際問題、それぞれ地域によっても介護の提供体制が違ふということもございまして、それぞれ家庭の事情というのもあると思います。なかなか、理想型を追っていても、その理想型にうまく当てはまっていけない御家庭もあるというふうには思います。

そういうような意味からいたしまして、介護離職の問題、我々も、大変大きな問題であるというふうな認識もいたしております。プロジェクトチームというのがいいのかどうか、これは別といたしまして、介護離職というものを真剣に考えるという意味では、厚生労働省も、しっかりとこれに對しては対応をしてまいりたいというふうには思っております。

○長妻委員 団塊ジュニアの方というのは兄弟が少なくないということもありますし、十九ページには、生涯未婚もふえていて、今、男性で五人に一人が一生結婚しない。二十年後には、三人に一人が一生結婚しない。つまり、家庭で親を支えるというよりは、一人で親を支えるという御家庭がふえていく。兄弟も少ない。

専業主婦世帯は、二十ページにありますけれども、一九九七年前後から少数派の世帯になって、御存じのように、共働きの世帯が多数派となつてしまつております。

その意味で、申し入れをした樋口恵子さんも

おっしゃつておられるんですが、やはり、専業主婦、御家庭に職を持つていない方がいらつしやるという前提で介護サービスが成り立っているのではないのか、こういう反省、私もそういう反省があります。

そういう意味で、樋口さんもおっしゃつていらっしゃる、まず、お一人様仕様の介護サービス。つまり、息子さん、支える人が一人の場合、あるいは、ひとり暮らし、つまり、支える人が誰もいないおひとり暮らしのお年寄り、そういう仕様のサービス、これに注目して組み立てる必要があるんじゃないか。もう一つは、老老介護仕様ということで、支える方が、介護する側がお年を召した方の場合、あるいは三番目として、就労継続仕様ということで、会社で働いている方、共働きも含めて、介護する人が全員働いている人。こういうような形で仕様がパターン化して、やはりサービスをしなきゃいけない。

ケアマネジャーがケアプランをつくるときは、どうして、介護を受ける側の状況のみにとらわれて、介護を支える側、介護する側の御家庭の事情や介護離職を防止するという観点で、ケアプラン作成時に非常に欠けているんじゃないのかというふうな思つておりますので、これについて、今申し上げた三つの、これまで重点にしていなかった家庭の御家族の姿に對する介護サービスの検討もぜひ始めていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○田村国務大臣 樋口先生から、この間もお話を承らせていただきました、大変勉強をさせていただきました。

今委員がおっしゃられた、介護する方が御家族一人というパターンでちゃんと介護を受けられるような、そういう介護サービスの体制をモデルとしてつくつていく必要があるんじゃないかというようなお話でありました。

今現状、例えば、地域包括ケアシステム等々の中において、定期巡回型の随時対応サービス、これは訪問介護・看護、両方入つておりますけれども、二十四時間型対応、皆様方が政権与党のときにおつくりになられた、そういう意味では、皆様方にとつても非常に思い入れのあるサービスだというふうには思いますが、これは、そもそも、お一人でお住まいである場合も含めて対応できるというのを前提に、今、制度設計をされておるとい

うのは、つくられた皆様方でありまして、御理解をいただいております。

そのほかにも、集い、訪問、宿泊、さらには小規模多機能型の居宅介護サービス、こういうようないろいろなものがある中において、高齢者一人であつたとしても一応対応できるような形を目指して、今、サービスを充実すべく、介護政策を進めてきておるといふことであります。

まだ十分でないところは重々理解いたしておりますが、それが十分できるような対応の方法も考へて、進めていかなければならないというふうには思っております。

○長妻委員 それと、要支援を地方移管するといふことで、プログラム法にも書いてありますけれども、私も企業の方とも話しました。

丸紅の人事部長の方とか、花王の人事の方とか、いろいろな取り組みをしている企業の方と話をしますと、やはり夜間の介護、夜、保育は夜間保育とありますけれども、介護の場合、当然、二十四時間型の巡回サービスはありますが、まだまだ普及していない。夜、介護、預かつていただいたり、ホームヘルプサービスがかなり充実しているといふことが大変重要だと思つておられるんです。

要支援が地方に移管されますと、夜の、夜間の介護というのは、ちゃんとやっていただけるような体制というのは確保できるんですか。

○田村国務大臣 一部の宿泊等はあるのかもわかりませんが、要支援で夜間のサービスというのは余り普及していないと思います。

そもそも、身体機能が低下されている方は要介護になられますので、どういふ方を想定しておつしやつておられるのか、ちよつと私は認識してお

りませんが、そういうニーズがあるかどうか、ちよつと確認をしてみます。

○長妻委員 私も、要支援二の方、何人かお会いをしましたけれども、そんな、軽い方というイメージを大臣は持つておられるのかどうかかわりませんが、本当に、夜間も含めて支援が必要な方の中にはいらつしやるわけで、これは地方に移管をして、我々民進党も地方の支部を通じて自治体にアンケートをしました。そうしましたら、全然そんな体制ないよという自治体もいっぱいあるわけですね。

突然言われても困る、体制を整備しろといつても、なかなかそういう人、物、金の資源はありませんよ、こういう自治体もあるわけで、見切り発車でまた地方にばあんと移管すると、かつて自民党が介護療養病床をばあんと乱暴に削つたような、それでまたもとに戻つたような、そういう、受け皿なくこれを切つていくと、非常に介護離職がふえるんじゃないか、こういう懸念を強く持つております。

きょう、内閣府の西村副大臣にもお出ましいただいているんですが、これは逆に、安倍総理もおつしやる成長戦略にも大きなマイナスになるんじゃないのか。介護離職のみならず、育児、出産で離職される方が大変多い。

これは、例えば、こういう離職をする方々のGDPに對する損失額というか、そういう試算をしていただいて、あるいは、税収とか保険料も減るわけでありまして、そういう大きな試算をして、であれば、社会保障に、それを支えるためにこれだけのお金を使う必要がある、こういうような声も出てくるはずでありますので、ぜひ、このGDPに對する影響の試算というのをしていたいただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○西村副大臣 お答えを申し上げたいと思ひます。確かに、お一人の個人が離職をして所得が減少した場合には、その方の消費は減るといふのは事

実でありますし、その人が離れた職がそのまま、仮にどこかの会社のポストか何か空席のままであれば、労働力人口が一人減るということですから、それは全体にもマイナスなんですけれども、しかし、その人が離職した後に、今失業している人がかわりにその職につけば、全体としては差し引きゼロというか、能力とか別にすれば、なりまですの、なかなか一概に申し上げることは難しいというのが現実であります。

○長妻委員 非常に後ろ向きなんです、介護職をやめても、ほかの人が、失業者が入るからいいじゃないかみたいな話なんですけれども、これはスキルが全然違うと思うんですよ。

例えば、介護職する方というのは新入社員じゃないんですよ。これは四十代、五十代で、会社でいえば、本当中堅幹部というか、会社を引っ張るような人たちが、ずっと長年勤めている方がそこそこと抜けるときの日本経済に対する影響度というのは、これは私は、かなりはかり知れないものが今後あるんじゃないか。

さっきの話ですけれども、団塊ジュニアの方がそういう立場になったときに大量に離職されるときに、そのときの経済損失額をぜひ出していただきたい。内閣府、いろいろな指標はいつい出されるんですが、これは目に見えない指標でもあると思うんですね。スキルが、付加価値、GDPに占める、どのぐらいの影響度があるのかということもぜひ御検討をいただきたいと思います。

そして、最後にもう一つ、介護のみならず、非正規雇用の皆さんの問題で、特に年金の問題ですが、会社で働いているのに厚生年金に入れない方々が数百万人以上いて、その実態がわからないという問題であります。

二十二ページに、厚生年金に入っていない方々の①、②、③、三つの類型と、入っている方々の四番目を資料として配付しました。

これは、結局、今、厚生年金に事業所は適用されているけれども、事業所が金を滞納したり未払いをしているというのが、厚生年金、協会けん

ぽ合わせて、事業主負担、個人負担も合わせて、年間六千五百五十六億円、取りつぱぐれがある。

そして、二番目ですけれども、厚生年金に加入する義務はあるんだけど、未加入である、加入していない。これは法令に反しているわけでありまですけれども、この推計値を初めて、田村大臣はさきの予算委員会、これは日本国政府として初めてですけれども、三百五十万人ぐらいいるのではないのか、こういう人数を出されました。

そこで、三百五十万人の方々のどれだけ取りつぱぐれているのかということ、平均の厚生年金の保険料と、協会けんぽの平均の保険料を掛け算してみますと、両方合わせて年間三・五九兆円、つまり三・五兆円ぐらいい取りつぱぐれているのではないのか。

③は、今のルール上では加入対象になつていない、ルールでは厚生年金に入れないでいい被用者ということ、こういう方々が大体四百万人近くいらつしやる。将来の低年金、無年金の方々。この方々の、これは政府が出している資料で試算をしますと、医療、年金合わせて、事業主負担、個人負担合わせて一・〇八兆円ということ、これはちよつとべらぼうな数字なんです。

特に、三番目は現行ルールで入れないでいいわけでありまですから、これは我々が制度を改革するなり努力をするということなんですが、①、②の部分は、これは払わなきゃいけないものを払っていないわけですね。それぞれ推計値でありますけれども、両方を足し算すると、大体四・二兆円が取りつぱぐれているんですよ、一年間に四・二兆円、この前提でいうと、事業主負担は半額ですから、割る二でいくと、二・一兆円部分の事業主負担が取りつぱぐれている。

こういうゆゆしき事態でありまして、これに対して、歳入庁を導入せよというふうに我々も申し上げておりますけれども、これは何らかの劇的な手法を使つてやらないと、なかなか、日本の年金、脆弱になって、将来生活保護に流れる方がどつとふえてしまうということではないかと思

ますので、ぜひ、あくまで推計値でありますけれども、事業主負担だけで年間二・一兆円の取りつぱぐれ、これをどうするのかというのを本当に真剣に考えて対策を講じていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣 三百五十万人の件が根本にありますが、我々は余り情報を出したくなくなるんです。あれは、あの予算委員会でも私もみんなの党の委員の方に答弁いたしましたけれども、みんなの党の試算の仕方で十兆円、実は取りつぱぐれがあるというお話をいただきました。ですから、そのみんなの党の試算の、計算根拠になる数字、それを、今我々がわかっている数字を入れると、そこにはおられませんよ、一千万人おられるという話だったんですけれども、三百五十万人であります。

そのとき、私は、これはあくまでもみんなの党の皆さんの試算でやつてみたらこんな数字で、これが正しいというわけではございません、こういうお答え方をしております。

ですから、この三百五十万人を我々は正しい数字として出した覚えはありませんが、ただ、みんなの党さんと話をする中において、議論のすり合わせをするために、みんなの党さんは一千万人おられると言われますけれども、三百五十万人、皆さんの計算であつても三百五十万人しかおられませんよという資料をお示しするために申し上げた話でありますので、そういう使われ方をしますと、そうじゃないと主意識でもうお答えをさせていただきますいておるはずなので、そういう使われ方をしますと非常に我々としても困りますので、そういう使われ方はできればしていただきたいくないというところで申し上げておる次第であります。

あれは決して、三百五十万人、我々は認めた数字ではありません。そういうことであります。

その上で、そうはいつても、未適用事業者、また未納者、こういう問題は大きな問題でございまして、例えば、法人登記簿でありますとか、あと雇用保険データ、こういうものを使つてしっかりと未適用事業者に対しては適用していくわけでありまです、場合によっては職権、さらには、未納者に対してはこれは強制徴収のような形、場合によっては国税庁と協力して対応していくという話であります。

○長妻委員 そんなことでは、もう本当に実態も全然把握していないし、サンプル調査を我々はしろというふうに要請していますが、全然応えていないし、さっきの三百五十万人の数字も、大臣の答弁は全然違いますよ。ちゃんと答弁しているんですよ、漏れている人数ではないかと。ここに議事録がありますけれども、それで、答弁が失敗したからといって、後で取り繕うような話はやめていただきたいと思うんです。直視をいただきたい。

ありがとうございます。

○後藤委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 四十五分間、質問をさせていただきます。

きょうは、要支援切りのこと、介護保険改正のことを中心に質問させていただきますが、本日も、現場のケアマネの方やホームヘルパーの方、高齢者の方々にも傍聴にお越しをいただいております。

今回の、要支援を、今、長妻議員がおっしゃったような、市町村に丸投げしていく、移管していく、これは本当に、介護職促進法案とも私は言えると思います。

私も、両親が七十九歳と八十四歳で体が弱ってきておりますけれども、まず本当に、そういう親が弱ってきたときに、最初、この要支援になるわけですね、すぐに要介護になるというより。そのときに、ホームヘルパーさんが来てくださる。ボランティアさんでなくて、しっかりとした資格を持ったホームヘルパーさんが来て、安否確認を

して下さる、体調確認をして下さる。

また、長妻議員の要求に対して厚生労働省が出してきた資料によりますと、要支援の方百万人の中でも、約五十万人が軽い認知症を負っておられる。認知症は、言うまでもなく早期発見、早期対応が一番重要であります。そういう意味では、一番重要である要支援の部分の切るというのは、非常に問題だというふうに思っています。

先日の私の質問に対して田村大臣がお答えになりました、一ページの配付資料にあります。十年後には千六百四十七億円を抑制する。この提案、先週水曜日、介護保険部会で厚生労働省はしました。

素朴な疑問として、消費増税をするのに、なぜ削減をするのか。効率化、重点化は必要です。でも、先ほど長妻議員が質問されたように、効率化、重点化が一・二兆だったら、三・八兆円は充実させる、その差し引きが二・六兆円なり二・八兆円だという考え方がありまして、今回の法案を一言で言うならば、社会保障制度改革法案ではないんです。改革が入っていないんです。

民主党政権で、法制上の措置を講じると社会保障制度改革推進法で書いたときは、高齢者医療制度、年金制度の改革案を出して、消費増税の前提には、制度改革をして安定化させようという話だったのに、びつくり仰天、出てきたのはプログラム法。そして、中身を見たら、まさに先ほどからの質問に出てくるように、事実上の社会保障削減法案になっているわけです。充実はどうなるかわからない。先ほどの田村大臣の答弁でも、二〇一五年の十月に消費税一〇％に上げるかどうかもわからない。

そういう意味では、今後十年間で千七百億円も要支援をカットしていく。財源を一〇〇％確保して市町村に移管するならば、まだわからない部分はありません。でも、財源を減らしながら市町村に任せる、これは、どうぞ、市町村に悪者になって切ってもらってくださいということではありませんか。

さらに、七十歳以上の高齢者の二割負担も、早ければ来年の四月から導入する。しかし、田村大臣、申し上げたいのは、来年の四月というのは消費税八％に上がったときです。年金は今下がっています。消費税は来年四月に上がります。アベノミクスで物価も上がります。これだけで三重苦。さらに、老人医療費は上がり、介護保険も一定所得以上の人は二割負担。四重苦、五重苦。余りにもこれはひど過ぎませんか。

田村大臣、御答弁をお願いします。
○田村国務大臣 充実化するところ、それから重点化、効率化するところ、それぞれある中において、一％分、これは全体としてネットで充実に使うという話であります。

提案をさせていただいた上で、今御議論をいただいて、最終的に皆さんの御理解をいただくのはどう辺なのかというような話になってくるんだと思います。これはまだ議論をしておる最中だというふうに御理解をいただいて結構だと思います。

ただ、どこかではやはり重点化、効率化しなきゃいけないですね、これは。
これは、皆さん方もやはり同じように、介護予防等々で一千八百億円マイナス、つまり削減するという計画をおつくりになっておられる。これは中身はよくわかりませんよ、こういう書き方ですから。ですから、どこかではやらなきゃいけないということがある。

ですから、仮に、今回、一千六百億という話がありましたけれども、一千六百億なのかどうなのか、ちよつと私は計算をし直してみなきゃわかりませんが、もし、それができなければ、どこかで同じようなことをやらなきゃいけない。何といつても一・二兆円、皆様方の計算でも削減をしなければならぬわけですから。そこは同じなんです。だから、そういうことを念頭に置きながら、建設的な、もし、こういうのがあるよというのを

おつしやっていたら、皆さんが本当にこれなら納得するというような御提案をいただければ、ありがたいというふうに思っています。

○山井委員 今問題になっているのは、重点化、効率化にも必要だけれども、充実部分が見えないんですね。
さらに、今も、民主党政権でもおつしやいましたが、私たち民主党政権であれば、今回のような要支援切りはいたしません。なぜならば、これは重点化、効率化にはならないんです。長妻議員が質問したように、介護離職が大幅にふえます。今、年間十万人の方が、介護離職がふえます。さらに、認知症の方も、早期の生活援助のホームヘルプやデイサービスがなくなったら、悪化します。要介護になる人がふえます。

これは絵に描いた餅で、千七百億円の削減なんかできませんよ。逆に、施設に入る人はふえる、要介護度が悪化する人がふえる。だから、そういう意味では、これは非常に問題なんです。
それで、配付資料の十七ページにありますように、来年四月から五兆円、消費税収がふえます、来年四月以降五兆円。ところが、たつた五千億円のしか充実に行かない。民主党政権で考えた消費税一〇％のときには、安定化四パー、充実一パー、四対一なんです。ところが、来年の四月、五兆円のうちたつた五千億円、九対一、十分の一に減つてしまっているわけです。私たちとしては、当然、せめて一兆円は充実に使ってほしいと思います。

なぜならば、田村大臣、今ちまたで言われているのは、消費税増税はやむを得ない、社会保障の充実、維持のためにはやむを得ない、でも、老人医療費は二割負担、介護保険二割負担、要支援カット、難病、小児慢性疾患の自己負担も一部では値上げ、社会保障を充実しているどころか負担先行の法案じゃないか、そういうことが言われているんです。
これは、五千億は少な過ぎます。一兆円以上にふやすべきじゃないですか。いかがですか。

○田村国務大臣 国民健康保険の低所得者の方々の負担軽減の拡大というものがありません。後期高齢者医療保険制度の被保険者の方々の低所得者の軽減の枠の拡大というものもあります。

それから、高額療養費に關しては、三人家族で二百十から七百七十万の世帯、ここが今、上限額八百万プラス一％、こういうような枠で、二百十と七百七十万が一緒、おかしいじゃないかと公明党の皆様方からも大変な御意見をいただいて、ここを、少なくとも二百十から一定程度の所得層に關しては上限額を大幅に下げよう、そして負担を減らそうということもあります。

医療提供体制で、要するに、今病院等々が、高度急性期も含めて、本来そこに入らなければならぬ方々が、それ以外の方々が入っているがために、救急のときに入れないというような問題がある。これに対しての対応もしつかりとやっていかなくやらない。

さらに、地域医療に關しても在宅医療の充実をしなくやらない。それに対しても応えていかなくやらない。介護の機能もそうです。あなた方が進めてきた地域包括ケア、これも充実していかなくやらないわけでしょう、システムを。こういうものにもお金がかかる。

だから、そういう充実分はあるんです。あなた方は、その重点化、効率化のところばかりおつしやられますけれども、あなた方だってやらなくやらないんです。一兆二千億円。そのメニューは何も出さずに、こういうようなことばかり攻撃される、ミスリードされるのは、我々たちよつとやはり問題があると思います。
五千億円の話に戻りますけれども、これは五兆円のうち、何遍も言いますけれども、あなた方、基礎年金国庫負担二分の一分、これは二・九五兆円ですよ。これを使わなくていい、これは借金で、赤字国債でいいというのなら、ここから持つてきましょう。でも、そういうわけにはいかないでしょう。
消費税が上がったら、当然医療も、先ほど来

言っておりますけれども、その分だけ上がります。これが〇・二兆円あります。これをとるわけにいかないですよ。あと残るところは何かというのと、一・四五兆円の、これは安定化のため、つまり赤字国債で今まで社会保障をツケ回していた部分に関しては、これは入るんですよ。

この〇・五兆円、これはまさに一〇%になったときのでき上がりと同じ比率で、今案分しているんですよ、その基礎年金庫負担分を抜いた上で、ですから、これをもし案分を変えれば、赤字国債でツケ回す分がふえるだけであって、それはまさに赤字国債で社会保障を今までやってきた構造と変わらないという話でありますから、そこはやはり問題があるのではないかと、合理的に私は御説明をさせていただいておりますけれども、何か御反論ありますでしょうか。

○山井委員 田村大臣、限られた時間ですから、もう少し端的に答えてください。できないのであれば、できないと言っておくべきで結構です。それで、案分した配分は、一〇%のときは安定化四に対して充実一なんです。四対一なんです。ところが、来年四月は九対一。たった一〇%に半減してしまっているんです。

それで、今、赤字国債の話がありました、この資料の二十一ページ。

一方では社会保障に回すお金がないといながら、私たち驚いたのは、増収が五兆円なのに、五兆円また景気対策と一緒にやってしまう。おまけに、この二十一ページの資料にもありますように、二兆円、公共投資。そして、十年間で約二百兆円、国土強靱化をやるということも聞いております。

結局、これは社会保障と税の一体改革じゃなく、なつて、国土強靱化と税の一体改革に変質してしまっている。私たちには思いません。社会保障と税の一体改革だったら、社会保障の充実が見えないとダメです。全く見えないんです。これは別に私が言っているわけではありせん。多くの国民の

人たちがそう思っているわけでありまして。

それで、お聞きしたいと思えます。(発言する者あり)今、自民党の方から、コンクリートも必要だという話がありました。消費増税は少なくともコンクリートのためにじゃないんですよ。そこはつきりさせないで、国民に対して約束違反になるんですよ。五千億しか充実はないのに、二兆円も公共事業に使う。お金の色はついていないから、これでは事実上、国土強靱化と税の一体改革じゃないですか。

これは、今後、痛みを伴う改革、ある程度は社会保障に対して必要です。ところが、それは、公共事業も抑えます、みんな我慢しますからというときであって、一方では公共事業にたくさんお金を使つて、社会保障の、難病や小児慢性疾患の方々の自己負担を上げますと言つて、理解を得られるはずないじゃないですか。

それでは、この要支援切りについてですが、私、今回驚いたことがあるんです。この一ページ目を見てください、先週の介護保険部会の資料。訪問介護、約六十万人の要支援の方々が今、生活援助、家事援助のホームヘルプを受けておられます。

ところが、私、びっくりしたのは、この厚生労働省の配付資料によると、何と、今回、地域支援事業になったら、今までの訪問介護事業所は、身体介護等の訪問介護で、生活援助を基本的にはやらない、そういう提案をしているんですね。これはびっくり仰天。

田村大臣、先ほど、地域包括ケアシステムを充実させますとか言つたけれども、充実にどうか、大改悪じゃないですか、こんなもの。

今、全国で数万人あるいは十万人近い生活援助のホームヘルパーさんが、必死になって、献身的に六十万人の要支援の高齢者を支えているんですよ。それによつて、要介護度がアップしないとか、認知症が進行しないとか、家族が離職せずに仕事をできるとか、献身的に、安い賃金で支えてくださっているんですよ。

それに対して、そのことの重要性を全く検証することなく、何でもか、この資料。生活援助は、NPO、民間事業者。何か聞くところによると、お掃除業者とかそういう専門業者にさせたらいい、あるいはボランティアにさせたらいいと、今、六十万人の方が、ほとんどが訪問介護事業所から生活援助を受けておられるんです。受けられなくなっているんですか。

○田村国務大臣 いろいろと申されましたので、一つずつ御答弁いたします。

まず、二百兆円公共事業に使うということは、そんなことは一切我が内閣で申したことはございませんので、そういうことを書いてあるメディアもあるかも知れませんが、その誤解は解いていただきたいというふうに思います。

それから、消費税は、法律で社会保障に使うと書いてあるんです。使わなかったら、法律違反を安倍内閣が犯すことになりまして、そんなことをやるわけがないというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それから、確かに、難病対策に関しては、今、どのような形で、どのような所得階層に、どれだけの負担の程度をお願いするのか、また、低所得者の方々に対してどう配慮するのか、さらには、長期にわたつて高額の治療を受けられる方々に対してどのような対応をするのかという観点から、いろいろな御議論をいただいております。

一方で、医療助成の対象範囲も大幅に引き上げようというところも考えておりますし、それにあわせて、総合支援法の枠、福祉サービスも使えるようにということ、これは分けています。(山井委員)質問に答えてください。時間稼ぎはやめてください(と)呼ぶいや、これは山井さんがそうやっておっしゃったから、一つ一つ御答弁させていただいていいので、あなたがおっしゃられないことに対しては私は答弁いたしませんから、そこは御理解ください。

その上で、今のお話であります、この点に關

しては、実は、生活支援サービス、援助、これは、この中の一番上の「既存の訪問介護事業所による身体介護等」に入っているんですが、確かにこれはわかりづらいので、これはおわび申し上げます。この中に入っているんです。私もこれを見て、入っていないじゃないかと確認したんですが、入っているんです。だから、できます。

ただ、できるのに例示としてちゃんと言いつていなかったというのは、これは私の方からもう、こういうものに対しては、やれるものをもう、ちよつと細かく書きなさいというふうに指導しておきましたので、この点を書いていなかった点、「等」に入っている点に関してはおわびを申し上げます。

○山井委員 私、本当にびっくり仰天。六十万人の要支援の方々を支えている生活援助サービスを「等」に入れる。とんでもない。それは失礼ですよ。どういう意味ですか、それは、今やっているメーンは生活援助なんです、六十万人も利用している。「等」で読めるはずないじゃないですか。「等」に入れるという神経が私にはわかりません。失礼ですよ、それは、利用している方に対して、ホームヘルパーさんに対して。

では、次の介護保険部会で、既存の訪問介護事業者による身体介護、生活援助の訪問介護と修正した資料を出すということでもいいですね。

○田村国務大臣 入つていなかったことを申しわけないとおわびを申し上げているので、その点に關して、明確にここで私は、ちゃんと入つていましてよと申し上げているんですから、余り声を荒げないでください。私も気がちっちゃいので、そうやって言われると胸がばくばくしちゃいますから、よろしくお願いしたいと思ひます。

その上で、本当に申しわけない話なので、今回の資料にはちゃんと明示をさせていただきますので、それで御理解をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

○山井委員 資料を訂正するのは当たり前です。問題は、でも、こういう考えがあるからこうい

う資料になつてゐるわけでしょう、はつきり言つて。そういう、もう生活援助は既存の訪問介護事業所にさせなくて、メーンは身体介護にするという考えだから、こういう資料になつたんじゃないんですか。

では、田村大臣にお聞きしますが、今までどおり、生活援助を既存の介護事業者から、要支援の高齢者は、地域支援事業になつてからも利用できるんですか。

○田村国務大臣 それはもう委員も御承知のとおり、それぞれの要支援者の状態像、これに依りてケアマネジャーがしつかりケアマネジメントするわけでありまして、その中で必要であれば、当然受けられるという話であります。

○山井委員 その必要であれば、くせ者なんです。

例えば、前回は傍聴に来てくださつていましたけれども、三ページ、このKさんという方は、今、週に二回のホームヘルプを受けておられます、家事援助。要支援二。息子さんも要支援二で、脳卒中で倒れられて介護が必要。要支援二のこのKさんが、要支援二の息子さんを、ホームヘルプを利用することによつて、サービスを利用されているわけですね。

必要に応じてなんですが、必要に応じてサービスがカットされたら、これはたまらないわけです。今の制度であれば、普通に考えたら、要介護度、要支援二が変わらなかつたら、同じサービスを利用できますよね。

そうしたら、田村大臣、今の制度から地域支援事業に移つても、今の制度と同様にホームヘルプサービスは利用し続けられるということですね。その必要に応じての判断は、今の制度と地域支援事業で変わらないと理解していいですか。

○田村国務大臣 ケアマネジャーがマネジメントをされますので、必要に応じてというのはどういうことかという、その方にとつてそれが必要なサービスならば、それは受けられる。つまり、今も同じでありますから、今必要であるということ

で受けられておられるのであるならば、必要であるのですから、受けられるという話にならうと思ひます。

○山井委員 そこは重要ですよ。制度が変わつても、受けられるサービスは変わらないということですね。そこは重要ですよ。大臣、答弁してください。

○田村国務大臣 ですから、ケアマネジャーの方が御判断をされるわけですから、そこで、生活されるのに必要なサービスだというふうにケアマネジメントをされれば、それは今までどおり受けられるという話であります。

○山井委員 以前の介護保険改正でも、その趣旨の答弁を厚生労働大臣からいただいたいて、二年後にはサービスは半分にカットされていまして、残念ながら。ですから、必要に応じていつて、そのとき私が厚生労働省から言われてびっくりしたのは、いや、市町村の判断でそうされたようですと。それで終わりのようです。

だから、田村大臣、これは前回から聞いていても、キーワードは、必要に応じて、必要に応じてということですが、では、この四ページ目、ここに何と書いてあるか。介護保険部会、先週の資料です。既にサービスを受けられている者については事業移行後も必要に応じて既存のサービス相当のサービスを利用可能とする。

ところが、これは三十年のところで終わつているんですが、既にサービスを受けている者については、事業移行後も、生涯にわたつてずっと既存のサービスを利用できるといふことではないんですか。

○田村国務大臣 要は、必要に応じてですから、状態は変わると思ひます。変わられない場合もありますけれども、変わられる場合もある。変わられれば、そのまま介護保険の方で、今度は要介護者としてサービスを受けられる場合もありますし、改善されれば、当然のごとく、サービスを受けられないということも起こり得ると思ひます。それはケアマネジメントをどうするかという話

でありますから、ケアマネジャーの方々の御判断だということに思ひます。

○山井委員 いろいろ答弁はされていますが、その担保がないんですね。担保がないんです。市町村に財源の格差もあるし、やる気の格差もあるし、そもそも介護保険が導入されたのは、市町村だけに任せておいたら格差が出るということで介護保険にした。それをもう一回丸投げするわけですね。

それで、私、この資料を非常に奇妙に感じてゐるんです。これは、「既にサービスを受けている者については」なんです。そうしたら、地域支援事業になつて新規に要支援一、二と認定された人のことは書かれていなくて、わざわざ明記されているというところは、新規の人は必要に応じて既存サービス相当は受けることができるというところですか。そういうことですか。

○田村国務大臣 既存のサービスを否定するつもりは全くありません。既存のサービスも、すばらしいサービスもあります。

ただ、地域に依りていろいろなニーズがあるのがこの要支援の部分でありまして、それはもう十分に委員も御理解いただいておりますが、我々は、全国一律の、画一した、そのような制度の中においてこの部分に対応するよりかは、いろいろなニーズ、地域地域のニーズに応じた対応を自治体の方々にしていただければ、それは、そちらの方がよりいいサービスが提供される可能性がある。

ただし、それは地域差もございしますから、移行期間を設けなきゃなりませんし、今までの既存事業者も運営をしていただいて結構である。そうじゃないと、サービスをつくれなかつたところはサービスがなくなりますから、その点を否定いたしておりません。

でありますから、新規の方々も、いろいろなサービスが出てまいります、その中で、御自身もしくはケアマネジメントをされる方が、このサービスが適切だというように判定されて、そ

の中において、どのサービスを受けるかということをお決めにされるわけでありまして。可能性としては、当然のごとく、既存のサービスも受けることは新規の方々もあります。（発言する者あり）

○山井委員 では、今のままでいいじゃないですか、今も中島議員からお話がありました。

そうしたら、必要に応じて新規の方も受けられるのであれば、次回の資料では、既にサービスを利用されている方も新規の方もここに明記してください。そうでしょう。既存の方と新規の方と変わらないという答弁なんですよ。

変わるんですか、やはり。新規の方の扱いと今までサービスを利用している方は、既存のサービスをお二人とも利用したいと言つたときに、利用できる度合いが違うんですか、同じなんですか。

○田村国務大臣 この資料は、既存の方がどうなるかという趣旨の御質問に対して出した資料ですから、当然、既存の方がどうなるかをお示しさせていただいてゐるわけでありまして、新しい方がどうなるかというように、そういう資料要求があれば、それはそういう形で出させていたいただいても結構でございます。

○山井委員 わかりました。

そうしたら、そこに、今言つたように、新規の方のことを考えていなかったから入れていないということだけでも、今、こういう疑問を思ひますよ、これを見たら。

そうしたら、既にサービスを受けている者についても新規の者についても、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする。この資料を次回の介護保険部会で配付してもらふということでもよろしいですか。官僚の人に聞かなくて、大臣が答弁したいんだよ。

○田村国務大臣 基本的には出ささせていただきます。

官僚の方に聞かなくていいながらも、とりあえず次の会合に向かつて資料をつくらせなきゃいけませんから。間に合うという話でございます

から、表現方法も含めて、出させていたいただきたいと思っています。

○山井委員 これは重要な答弁です。既にサービスを利用している人も新規認定者も変わらない。ということとは、既にサービスを受けている人に限っては、経過措置とか優遇措置は設けないという中でいいですね。要は、既にサービスを受けている人も新規の人も同じだということに書類を変えろということですから、優遇、経過措置は設けないということですね。もう官僚の方と相談しないで、大臣、答弁してください。

○田村国務大臣 今受けている方は、言うなれば、今まで受けているサービスを受けられなくなること自体が、やはりいろいろな問題が起こるわけですね。だから、そこは優遇をしなきゃならぬという話ですね。

新規の方々は受けられますけれども、それはやはり、優先順位とすれば、今まで受けておられる方々の方が優先されるという話だろうと思います。

○山井委員 それはやはり変じやないですか、今の答弁。そうしたら、差があるんじゃないんですか、やはり。今の答弁が怖いのは、では、地域支援事業になったら、やはりサービスを受けられなくなるかもしれないと大臣はぼろつとおっしゃったけれども、そんな改悪だめですよ、それは。

新規の人も既にサービスを受けている人も、既存サービスの利用可能性は同じですか、違うんですか。そこを明確に、端的に。

○田村国務大臣 新規の方も受けられます。しかし、既存で受けている方々がはじき飛ばされるといようなことが起こっては困るわけですから、そこは優先的に受けられるということで配慮をするという話でございまして、これがだめという話は、ちよつと私はよくわからないですね。

○山井委員 とにかく、既にサービスを受けている人と今後新規の人も同等だということを書類に明記していただきたいのと、それと、なぜそういうことになるかという、千七百億円カットし

て、そしてこういう訪問介護も絞っていくからなんです。

それで、大臣、大事なものは、今、六十万人の要支援のホームヘルパーさんが、なじみのホームヘルパーさんのサービスを受けておられるんですね。しかし、この資料によると、NPO、民間事業者、ボランティアなどを活用するということがなっているんですが、今サービスを受けている人たちが、地域支援事業になつて、望めば、基本的には同じホームヘルパーさんのサービスを受けてもらえるということではないですか。

○田村国務大臣 今ほど来も申し上げましたけれども、それぞれの状態像に応じてケアマネジャーからマネジメントされるわけでありまして。必要であればそのような話になりますし、今申し上げていまいけれども、既存の方々に配慮しなきゃいけないと言っているから、今委員がおっしゃったような形なんですよ。

それと同じことを私は言っているんですけども、どうもお気に入りになれないという話になると、何か違う制度をしろうという話なのか、ちよつと私は理解できませんが。

○山井委員 大臣、既存の人に配慮せざるを得ないということはどういう答弁の意味かというところ、新たな人はそのサービスが保障されないということの裏返しなんです。そんな、新たな人にサービスが十分行き渡らないような改正はすべきじゃないんですよ。今、制度を変えなかつたら、新規の人も同じサービスを利用できる権利があるじゃないですか。

ですから、今回、私、もう一つびっくりしましたのは、先ほど、千七百億円削減するために効率的にこういう方法をとってくださいという資料を介護保険部会で厚生労働省は配っているんですね。私、これはびっくりしました。人員基準、単価を柔軟に設定できる。つまり、上限は決めるようですから、デイサービスなどの職員を減らしていい、かつ、デイサービスやホームヘルプの単価も下げていい、おまけに、多様なサービス内容に

応じた利用者負担を設定し、つまり、今は一割負担だけれども、二割、三割に上げてもいい。

大臣、市町村に投じて人員を減らしたり単価を下げたりしたら、ホームヘルパーやデイサービスセンター職員の賃金は減るし、利用者負担を上げたら利用しにくくなるじゃないですか。何でそういう悪い意味での緩和をするんですか。一割負担の方がそれはいいですよ。それに、人員配置基準、単価も下げる方がそれはいいですよ、サービスの質も介護職員さんの賃金も下がりますから。何でこういうサービスの質が下がるようなことをやるんですか。

○田村国務大臣 まず、要支援制度にしたら、今と変えなかつた方が、新しく入ってくる方が今と同じサービスが受けられるではないかというのとは、それは、これからどんどん要支援者もふえてきます。団塊の世代の方々も、やがて後期高齢者に近づいていって、要支援の方がふえてきます。

すると、要するにサービスを受ける方がふえてくるわけですから、サービスを提供する側がそれに対してふえていかない限りは、受けられないのは当たり前前の話であつて、それは制度が変わるからという話じゃないんだと思います。それは、ちゃんと提供される事業者は残るわけでありますから。

その上で、今のお話であります、一応、そんな三割、四割などというのは、そんな法外なことは我々も考えておりませんので、大体今の一割というものを一つの目安に、我々もガイドラインをお出しするつもりであります。

そもそも、そんなことをすれば、もう地方自治体が、住民の方から怨嗟の嵐ですよ、それは。だから、そんなことは常識的に、地方自治体だつて、そのそれぞれの自治体の首長さんらは選挙で選ばれている方でありまして、よくあなた方がおっしゃる、もうちよつと地方を信じる部分があつてもいいのではないかと私は思います。

その意味からいまして、単価がどうだというお話であります、これは多様なサービスであ

りますし、サービスを提供されるマンパワーも多様であります。今のようには、それぞれ働き盛りの介護職員の方々だけではなくて、例えば、もう定年退職された、しかし元気な、そういう高齢者の方々がサービスの担い手になることも考えられます。そうしなければ、当然のこと、それぞれの単価というものは下がることが考えられるわけでありまして、そのようなことを総合的に判断して、いろいろな柔軟な対応ができるような制度設計になるわけでありまして。

これは、柔軟な制度設計をしなかつたら、介護保険のままで変わらないという話でありますから。それだと、地域のそれぞれのニーズにお応えできるようなサービス提供ができないのではないかと、そこは自主性を持って、各地方自治体を我々は信じておりますから、それに対してはいろいろなフオーローム、我々はお手伝いもしてまいります。

そういう中において、やはり地域住民の方々に安心していただけるようなサービスを御提供いただきたいという意味で、今回の制度を導入してやるわけでありまして。

○山井委員 サービスは足りなくなるとかおっしゃるけれども、何でそうなるのかという、千七百億円カットするからじゃないですか。そもそも、それは、カットしたら財源が足りなくなりますよ。

それに、今、そんな切り下げはしませんよと言っているけれども、大臣にそのことを言う資格はないんですよ、切り下げてもいいですよという提案をしているのは厚生労働省なんです。そんなことが起こるとよくないんだつたら、こんな、切り下げてもいいですよという提案はしないでいいじゃないですか。

ですから、最初から言っているのは、消費税増税は何のためなんですかという話に戻ってくるんですよ。

私たち民主党政権のときから、要支援を切つたらどうかという議論がありました。しかし、私た

○田村国務大臣 多様なサービスを想定いたして

そんな、改悪、社会保障削減法案を出してき

○山井委員 今、家事援助、生活援助のホームヘルプを受けられている方やデイサービスに行つて

早速質問に入らせていただきますが、まず、今回の社会保障のプログラム法案の前提といたしまして、昨年成立いたしました、民自公で成立させ

いかというような御議論もある、決まったわけではありません、そういう御議論もあるということでは確かでありまして、その場合には、今六十五歳でもらえる年金水準、給付水準よりも、六十八歳の方が多くなるということを前提にそういう御議論をいただいておりますことでもあります。

○重徳委員 今、総論的な観点からお尋ねをいたしました。

私は、まだ新人議員ですので、大臣や副大臣、政務官のような、ベテランの議員さんに及びもつきませんが、しかし、一つだけ、地べたをはって、地元を歩き回る、走り回るといふことだけでは誰にも負けないぐらいやっているとただけが、そういう中で、先日、地元で、ある女子高生が、あつ、珍しい、議員という職業の人間に会った、せつからだからちよつと聞いてみたいことがある、私たちは、これから社会に出て保険料を払っていくことになるんでしうけれども、でも、その結果として、私たちが年をとっても年金なんてもらえないんですよということを言うわけですよ。

す。そういう目で今回の社会保障国民会議の報告書を読んでもたんです。資料はお配りしておりますが、お持ちの方はごらんいただきたいんですが、例えば報告書の六ページから七ページには、世代間の損得論についてなんというふうに書いてありまして、若干省略しながら読みますが、年金制度は、子供が親を扶養するという私的扶養を社会化したものであることに十分留意が必要である、例えば、年金制度が十分に成熟する以前の世代は、親の扶養もしながらみずからの保険料を納めてきたのであり、公的年金の給付と負担だけを見て損得論をするのは不適切であるということを見ておられます。

これは、どなたに聞いたのかわかりません。学校の先生から聞いたのか、親に聞いたのかわかりませんけれども、本当に、これから社会に出る世代が全く希望を持ってないというか、持つちやいなんですね。

また、四十五ページには、「残念ながら、世間に広まっている情報だけではなく、公的に行われている年金制度の説明や年金教育の現場においてさえも、給付と負担の倍率のみに着目して、これが何倍だから払い損だとか、払った以上にもらえないとか、」そんなような「年金制度の本質を考慮しない情報引用が散見され、世代間の連帯の構築の妨げとなっている。」なんということを書かれていたわけですよ。

その彼女は、後ほど議論しますが、積立方式、賦課方式みたいなことまで知っていましたよ。将来、自分たちが高齢者になったときに、自分たちを支えてくれる子供たちはもつと少ないんだ、だからもらえないんだよねということまで正しく理解しているわけですね。だから、こういうことにはきちんと応えていくのが、今回の本来の社会保障プログラム法案であるべきだ。その場合は、プログラム法案ではなくて、具体的な法案だと思わなければいけません。

私は、これを読みまして、一種の例えばノスタルジーみたいな感じで、昔はよかった、みんな貧しかったけれども頑張っていたよねとか、あるいは、今と違って食べるものがなかったんだとか、行きたかったって高校、大学なんて行かせてもらえなかったんだとか、その手の昔話として、昔の方の苦労だとか、これまで積み重ねてきた、積み上げてこられた社会への貢献というものの敬意を表するということではあります。しかし、今の女子高生の話じゃないですけど、だから、あなたたちはいい時代なんだから、年金をもらえなくたってしょうがないじゃないかと、そんなことを言われても、ちよつとこれは納得感がないなというふうに思っております。そう思いながら読ませていただいております。

その際に、きょう議論申し上げたいのは、世代間格差と言われる問題であります。これは極めて深刻な状況に今至っていると認識をしております。

まして、政府としての責任を考えれば、確かにいろいろな予見不能なこともあったかもしれないけれども、それにしても、そういう事象によるいろいろな見直しというものがこれまで十分なされてこなかったことについて、個人個人の、昔は扶養をしてきたんだとか、親に仕送りを送っていたんだとか、そういうレベルの個人の話とかか社会のこととか、そういうところに責任を、これは国民会議の報告書ですから、どなたの御意見なのかよくわかりませんが、そういう説明の仕方なんというのは、これはなかなか政府としてはあつてはならないことなんじゃないかな。

これは、どなたに聞いたのかわかりません。学校の先生から聞いたのか、親に聞いたのかわかりませんけれども、本当に、これから社会に出る世代が全く希望を持ってないというか、持つちやいなんですね。

その中で、そうはいっても、確かにいろいろなお金がかかる世代、それは、日本の国をこまめに豊かにしてくれた世代でありますから、感謝をする世代でもあります。その方々の数が多くなつて、支える側が少なくなつてくる。当然のごとく、一人当たりの負担はふえるわけでありまして、ただ、一方で、それが余りふえ過ぎると、これはもう負担に押し潰されてしまうからということでは、先ほどおっしゃられた百年安心年金の話に戻りますが、これはちょうど私が厚生労働大臣政務官のころの話でございますので覚えておるわけでありまして、それまでは保険料が永

遠に上がつていく制度だったんです。それを、このままでいつたら次の世代の負担がふえていくから、一八・三％、これを、働く側とそれから経営者の方で半々、企業とで半々というところで抑えたいですね。そのかわりに、もう一方の給付を抑える。給付が下がっていくのがマクロ経済スライドでありますから、ここで調整する。

一方、受益が少なかったんです、今まで若い世代が。そこで、それに対して、しっかりと子育て対策ということも含めて、少子化対策ということも含めて、今回、消費税を引き上げる中において七千億円、それから、三千億円はどこかで都合をつけて、我々努力して、総計一兆円を何とか子育ての方に使いたいということ、受益、受ける側も、若い世代でもしっかりと確保できるように形というところで、何とか御理解をいただくべく努力を今させていただきます状況でございます。

○田村国務大臣 今委員、例えば、年金がなければ、親の面倒を子供が見てきた時代がある、それは昔のノスタルジーだからという話もありました、一方で、誰かの負担を誰かが見なさないといけないのが世の中であつて、それは、どこにお金がかかれば、誰かがそれを負担しなきゃや世の中は回っていかない。これはもうごくごく当たり前の話であります。

○重徳委員 研究者の中には、これは財政的幼児虐待だなんというところをおっしゃる方もいるが、今、今の若い人たちは、もちろん、政治意識が低く投票率が低いとか、いろいろなそういうこともあるのかもしれない、財政的な負担とか、こういう格差にずっと悩まされて、しかも若いころから夢が持てない、こういう状況にあるわけですから、この世代の問題というのは、厳しい現実とはもうみんなわかっています。

ただ、一方で、それが余りふえ過ぎると、これはもう負担に押し潰されてしまうからということでは、先ほどおっしゃられた百年安心年金の話に戻りますが、これはちょうど私が厚生労働大臣政務官のころの話でございますので覚えておるわけでありまして、それまでは保険料が永

遠に上がつていく制度だったんです。それを、このままでいつたら次の世代の負担がふえていくから、一八・三％、これを、働く側とそれから経営者の方で半々、企業とで半々というところで抑えたいですね。そのかわりに、もう一方の給付を抑える。給付が下がっていくのがマクロ経済スライドでありますから、ここで調整する。

一方、受益が少なかったんです、今まで若い世代が。そこで、それに対して、しっかりと子育て対策ということも含めて、少子化対策ということも含めて、今回、消費税を引き上げる中において七千億円、それから、三千億円はどこかで都合をつけて、我々努力して、総計一兆円を何とか子育ての方に使いたいということ、受益、受ける側も、若い世代でもしっかりと確保できるように形というところで、何とか御理解をいただくべく努力を今させていただきます状況でございます。

○重徳委員 研究者の中には、これは財政的幼児虐待だなんというところをおっしゃる方もいるが、今、今の若い人たちは、もちろん、政治意識が低く投票率が低いとか、いろいろなそういうこともあるのかもしれない、財政的な負担とか、こういう格差にずっと悩まされて、しかも若いころから夢が持てない、こういう状況にあるわけですから、この世代の問題というのは、厳しい現実とはもうみんなわかっています。

ただ、一方で、それが余りふえ過ぎると、これはもう負担に押し潰されてしまうからということでは、先ほどおっしゃられた百年安心年金の話に戻りますが、これはちょうど私が厚生労働大臣政務官のころの話でございますので覚えておるわけでありまして、それまでは保険料が永

なきことかなと思っておりますので、むしろ、この世代間の格差というものを、苦しいけれどもどうやって乗り越えていくかという、前に転じることを議論していかなければ、私たちは責任、役割を果たしたことになると思っております。

その意味で、先ほど山井委員が、要支援切りというのかわかりませんが、そういう、要支援を市町村のサービスに移行させることについて御意見を述べられておりましたけれども、私、ちよつと違う切り口からも、市町村に移管することについてきまして、どういう考えでこの移行を決定されようとしているのか、これについて問うてみたいと思ふんです。

いわば、昔は、今のお年寄りの人たちはみんな親を扶養していたんだよ、そういう部分もあわせて負担と見るとか、そういう考え方をとるのであれば、今度は、高齢者の方々の給付を仮に削減していくんだとすれば、その部分は若い世代が、ボランティアじゃないですね、この場合はもう強制的に義務づけをして、年配の方々のケアをする、介護をする。

こういうことを、今までは、地域がみたいなことを言っていました、家族がと言っていました。だけれども、もう家族も地域も、そんなふうになく温かくいくような状況ではありません。

ですので、そういった人的サービスについては、役所がやるばかりとかお金を出してばかりじゃなくて、そういった地域ぐるみの、義務づけをするぐらいの、若い世代が高齢世代に対して貢献をしていく、これをシステム化する、そのかわり、給付は減らしてもしょうがないじゃないか、こういう形での世代間格差の狭め方もあるんじゃないか、財政的な格差の狭め方もあるのではないかということも思ったりしております。

要は、国が今まで持っていた、抱えていた財源負担の必要なものを市町村に移管したら軽くなるんだよということなのでしょか。軽くなるんだよということだとすれば、それは代替的に誰かがやらなきゃいけない。それが先ほどの山井委員の

あの図にも指摘があつたような、ボランティアとかNPOが恐らく安くやつてくれる、そういうイメージだと思うんですが、これは画面あるんですね。それでもうなし崩し的に政府が手を引いていうという意味だとすれば、それは本当に困つたことになる。

だけれども、財政的なものはもうしょうがない、高齢者も我慢しなきゃいけない、だけれども、その分、若い人たちがちゃんとサポートするから、こういうことをシステム、制度の中に打ち込んでいくとか、何かそのあたりは、市町村に移行することによつて、どのような考えをお持ちなのでしょう。

○(原)政府参考人 地域支援事業の移行の関係で御意見をいただきました。

私も、ひとり暮らし高齢者等が急速に増加して、生活支援ニーズの高まりが見込まれる中で、配食や見守り等の多様な生活支援サービスが地域で提供される体制の構築が大変重要ではないかと考えております。

そのためには、住民自身が運営する体操の集いの地域展開や、ボランティア、NPO等による高齢者の見守りや外出支援など、現役世代も地域の活動に積極的に参加をしつつ、市町村が中心となつた住民主体の地域づくりの取り組みを通じて、介護予防や生活支援サービスの充実を図っていくことが必要ではないかと考えております。

現役世代の地域への貢献でございますけれども、みずからの便益のためという形には必ずしもならないかもしれませんが、このような取り組みを通じて、現役世代と高齢者がともに地域に貢献し、支援が必要な者を地域で支え合う仕組みの構築につながることを実感できることは、意義深いものであると考えます。

また、こうした地域における支え合い、すなわち自助や互助の取り組みが進めば、ひいては、介護保険の給付費の伸びが抑制され、そして、四十歳以上の二号被保険者の保険料も含めた介護保険料負担の軽減につながるものというふうに考えて

いるところでございます。

議員御指摘の、若い方にボランティアを義務づけるというようなシステムを考えたらどうだ、一つの御意見だと思ひますけれども、実際、若い方に義務づけることに對する理解が得られるとか、あるいは、障害を持つ方なんかは、それは当然難しいということかもしれないけれども、その辺とのバランスといひましようか、給付との関係で、どこまでそういったことを義務づけられるかというような問題も、ちよつと幾つか慎重に考えなきゃいけない課題もあるかと考えております。

○重徳委員 今までのままの仕組みではもうだめだと思ふんですね。自助、共助、それは期待したいですけれども、それで期待できる部分もあるかもしれない。だけれども、やはりきちんとした制度を持つて、世代間の格差を何とか縮めていかなければならない。

ですから、高齢者の受益は減る、だけれども、それによつて若い方々にとつてメリットがあるのであれば、肉体的労働的な部分も義務づけというか、そういうのが義務なんだということを納得してもらふとか、何かちよつと発想を変えないと、本当にこれはえらいことになると思ひつゝ。

世代間格差については、世代会計という概念というか試算がありまして、これはいろいろな方が試算されているので数字はさまざまなんですけれども、要は、生涯を通じて受益と負担、これをいろいろなものミックスして計算して、プラスマイナスがどれだけか、こういうことなんです。六十代以上の方は、ある試算によると、四千万円のプラスだ。五十代になると九百九十万円、一千万円ぐらいですね。将来世代はマイナスの八千三百万円。

つまり、将来世代と六十代以上が一億円以上所得というのかわかりませんが、そういう財政的なものの格差がある、こういうことなわけでありまして、年間所得が、賃金が二億円もらつても、

実際には一億円ももつたことにならない、こういう見方もできるわけで、この辺の格差は、数字上、外国と比べて図抜けて日本は大きなものがあります。

これは、どうしても我々は、将来、数十年後のことまで、百年後安心なんといつて五年ごとに実際には見直すのと同じように、見通せないわけですね。こういう事実は、やはりどんな表に出していかなきゃいけないと思ひます。そうでなければ、もうびつくりするような、目玉が飛び出るような、そういう恐ろしい状況に今あるんだということとは包み隠さず出していかなければ、若い者は投票率が低いから政治力もないし、だからお年寄り寄りの施策ばかりになつちゃうんだよねとか、そういう納得の仕方というのは、平時だったらいいですけれども、もういいかげんにしてもらいたい、こういう思いであります。

少し個別の話をしたしますと、例えば、この問題も、どうしたらいいのかという私の結論めいたものがあるわけではないですが、共働きと専業主婦の世帯によつて、いわゆる第三号被保険者の制度の問題というのがありますね。これは、当然、専業主婦の方が簡単に言えば優遇されているということなんです。若い世代であるほど共働きは多いものですが、結果的に、共働きが冷遇されているというところは、全般的には世代間格差を助長していることになるということだと思ひます。

ちよつと調べてみますと、もともと、一九八五年の年金の今の改正以前には、数字にして七百五十万人ぐらいの専業主婦の方々が、これは全体の七割ぐらいの方だそうですが、国民年金に任意加入をしていた。主婦の方は収入がないですから、世帯主がいれば二人分払つていたということなんです。だから、七割をういう主婦の方がいたで、残り三割の方に加入してもらえば今のようになことにはならなかったのかなということなんです。この一九八五年に専業主婦の保険料を全部免除するというふうな、言つてみれば大盤振る舞

いですよね、こういうことに至った経緯、理由を教えてください。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

御案内のように、三号被保険者制度は一九八五年の年金改正で導入したものでございますが、それ以前の厚生年金制度というのは、基本的には世帯単位という考え方に立っておりまして、家計の主たる生計維持者の方にいわば夫婦二人分の年金をお支払いする、そういう制度設計にしておりますので、いわば専業主婦の方は年金制度には加入しない、被保険者にもなりませんし、年金の受給権もないという構成になっておりました。

この点に關しまして、当時の議論では、サラリーマン世帯の専業主婦の方は、そういう意味でいいますと年金の受給権がないので、例えば、離婚をした場合でありますとかあるいは障害になった場合に、年金保障がないという問題がございました。先生御指摘のように、国民年金にも任意加入というような制度がありまして、入っておられる方はいたわけでございますけれども、任意加入というところで、年金権のない方がいらつしやう。

当時の議論は、やはりこういった専業主婦の方にもきちんと年金の受給権、年金権を保障する制度にするというのが当時の大きな議論でございまして、その考え方に立って、きちんと被保険者として位置づけをする、そして年金権を確立させるということ、強制加入の手続をとった。その上で、基礎年金制度の導入に伴いまして、生活の基礎的な部分につきましては、基礎年金という形で年金を保障するという形になったところでございます。

御案内のように、今お話のあった任意加入のことなんです、任意加入をしますと、結局、厚生年金の方は、主たる生計維持者に二人分の年金が出ていることになり、もちろん、保険料を払って、それに対する給付ということになるわけですが、一種、非常に大きな給付が出るということになって、任意加入できる方というのは、それ

なりに所得の高い方だということになりますので、その意味での、いわば、過剰給付という言い方はちよつと語弊があるかもしれませんが、公平性を欠くということ、当時の厚生年金の定額部分といえますか、当時、二階建てであったのが定額部分があつたんですが、その部分と奥様の加給年金を再構成して、いわば夫に対して出されていた二人分の年金を振り分けるという形で今の基礎年金に再編をして、それぞれにお認めをする、こういう制度設計に改めたということでございます。

○重徳委員 過去の経緯のことですから、それ今もう一回戻すというわけには、なかなか簡単な話ではないと思いますが、それにしても、この第三号被保険者の制度というのは、いろいろと、これでいいのかということをやつて言われている点だと思ひます。

実際、サラリーマンから自営業に移ったときにその手続を怠つたものだから、専業主婦の方が年金をもらえなくなつてしまふ、割を食う形になつてしまふなどという問題も実際に発生をいたしまして、これは数年前でしたか、そういうことがかなり話題になつたときがありました。

厚生労働省でこの制度の見直しに取り組んでいるとか取り組んだとかいうような話も聞いていますが、それはどうなつたんでしょうか。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

三号被保険者の問題は、今先生もお話がありましたように、実は、これはお立場お立場によつてかなり考え方が違いますので、相当意見の隔たりがあるというの事実でございます。例えば、若い世代だけではなくて、我々の世代でも、私は共稼ぎですが、私の同僚で片働きの人にもいますので、そうしますと、我々の中でも時々議論になることがございます。

現行制度なんです、例えば、片働きで御主人が六百万所得がある、奥さんが専業主婦という組み合わせと、共働きで三百万、三百万という組み合わせを考えると、世帯全体でいうと、六百万

の年収。この形の片働きの方と両働きの方を比べると、基本的には同一保険料同一給付ということになりますので、ある意味では、そういう目で見れば、バランスはとれているという見方もできます。

実は、十六年改正のときには、むしろ、旦那さんというか、働いている方が払っている保険料は夫婦で共同で負担しているものだという考え方に立って、法律上も、保険料は夫婦で共同負担しているという規定を置きまして、そのかわり、離婚したときには、二階の報酬比例の年金も夫婦で分割をするという形で、一種、そういうような考え方に立つた改正を一度しております。

ただ、そもそも三号そのものをどうするかというのは大変議論になつておりまして、これは、民主党政権時代の一体改革の大綱の中でも検討課題だと規定されておりますし、今回の国民会議の報告の中でも、国民の間には多様な意見がある、その意見に耳を傾けて、方向性としては、短時間労働者の厚生年金の適用を拡大していくことなど、基本的には、制度の支え手をふやす方向での検討をするという規定がございまして、そういった規定も踏まえまして、さまざまな御意見を伺いながら、制度改正について検討していくというのが現在の状況でございます。

○重徳委員 難しい問題であるし、立場立場で全然意見が割れる問題なので、簡単ではないことは理解をいたしますけれども、また、非正規の方を対象とするに当たつても、結局、主婦の皆さんがパートに出ると、幾ら以上、何時間以上働いたらと損しちゃうから、本当は働けるのに働かないでよくとか、そういう判断をする方も非常に多いです。これはもう女性の社会進出の妨げにもなるし、何か非常にもつたいないことを世の中全体でやっていることにもなります。

ですから、こういうことにも一つ一つめどをつけていかなきゃいけないことだと思います。それから、次に、保険制度と税の制度とがかなり交錯するような仕組みが今の年金の制度だと思

うんです。

まず、これはプログラム法案にも書かれておりますけれども、今回、一体改革の中で、一つの大きなことが、基礎年金の国庫負担の割合を二分の一に引き上げる、これは恒久的に引き上げるんだというところなんですけれども、そもそも、どういう趣旨でこういうことになったのかということ、それから、税金が投入されていくということになると、本当にこれは二分の一で完全にびたつとまとつて、これ以上はあり得ないことなのか、まず二分の一という段階なのか、そのあたりを御答弁をお願いします。

○田村国務大臣 この国庫負担という部分に關して申し上げれば、国民皆年金の中において、やはり低所得者、無職者、こういう人々たちをこの制度の中でどう包含していくのかという中においてこの国庫負担という部分があるわけであります。これがなければ保険料が上昇してしまふわけであります。すると、保険料が上昇すると、やはり低所得者の方が、また無職者の方の方が、全体の収入に対して負担が当然大きくなるわけであります。だから、そういうものをカバーする意味で、国庫負担というものを入れてまいつたわけであります。

二分の一に引き上げたのは、これは十六年改正のときでありますけれども、やはり少子化が非常に進んでくる中において、持続可能な安定した年金制度ということを考えた場合に、先ほどのような観点から、三分の一から二分の一まで引き上げよう。

これは、先ほど来申し上げておりますとおり、こういう制度設計の中で百年間で財政が均衡する、そういう年金制度を五年ごとに財政検証しておるわけですから、基本的には、これ以上上がるというようなことは前提には考えていない制度でございますので、二分の一の国庫負担という中においてこれからは運営していく。

その財源をどうするかということでございますが、今般、消費税、若干のタイムラグがあつて、

本当は消費税でない部分に関して、年金国債みたいな形で対応してきたわけでありすけれども、その返済も含めて、今回、消費税、二分の一という形の中で、八%のときから財源としてしっかりと確保していこう。つまり、二分の一の基礎年金の国庫負担部分に関しては、これで財源が確保されるというような話になってきておるわけであります。

○重徳委員 今大臣の御答弁で、基本的にはこれ以上はないという、大分余地を残したような御答弁にも受けとめられたんですけれども。

基本的に、保険で賄うのか、税で賄うのか、これは根本的な部分であるとともに、保険にすると、今大臣の御答弁がありましたように、所得がないとか低いとか、そういう人たちのことを考えると、年金財政全体をもたせるためにやはり税金で何とかしなくちゃいけない、こういうことになってもなっていないんです。

それから、今私が申し上げている世代間格差ということを考えてみても、今既に高齢者で年金を受給されている方にとっては、保険料を幾ら引き上げたって、受給者は払っていないわけですよ、保険料は。だから、要は、結局、若い人たちからたくさん取って、それが高齢者の方に行くという図式にしかないわけで、結局、消費税とかあるいは年金課税あるいは相続税、相続税は誰が負担するのかという問題はありますが、基本的には高齢者の資産への課税という意味で、高齢者への課税、こういうことを考えていかなければ、今の世代間格差というのは縮まらないわけでありす。

そうやって考えると、保険方式というのはもう、そもそも、これ以上充実もできないし、もともと保険料だけで全然賄えていないわけですから、もともと違うのかもしれないし、さらに、これから世代間の格差を縮めていくためには、もつと税金を、あるいは消費税を投入していかなければこの差が埋まらないというようなことを想定しますと、結局、日本の年金制度というのは社

会保険が基本じゃないんじゃないか。

だけれども、法律には明記されているんですよ。まず、プログラム法案には、第一条に、社会保障制度改革推進法、つまり、去年の法律第二条の基本的な考え方にとつてと書いてあるんですが、その社会保障制度改革推進法には、「年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、」と書いてあるわけですね。だから、明らかに、今回のプログラム法案は社会保険制度を基本としているわけですね。政府の立場もそうなんだと思います。

だけれども、去年の法律、ここには、「社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」というふうに書かれておりまして、何か社会保障が基本といながら、かなり例外的な、基本に対しては例外であるはずの消費税をどんどん入れていくんだというようなことができるような仕組みになっていて、一体どっちなんだ、社会保険が基本なのか。ここも、社会保険の部分がある限り基本なんだとおっしゃるのかもしれませんが、相当そうじゃないかなって思っているし、これから、むしろ世代間格差を縮めるには、税をもつと投入しろという話になってきませんか。

いかがでしょうか。

○田村国務大臣 年金に関して申し上げれば、先ほど来言っておりますとおり、厚生年金でありますけれども、今、被用者年金一元化でございますから、共済もそうでありますけれども、保険料は一八・三でとめるという、そういう法律にしました。

つまり、それ以上は上がらない。上がるとやはり、今委員がおっしゃられたとおり、どんどんどんどん保険料、現役世代の負担がふえちゃいますから、これは困る。では、その分どうするかというところ、もらっている、給付者の給付を引き下げるという形でございますから、これは委員がおっしゃられたその趣旨的に言えば、やはり世代間の

格差というものがあるのであるならば、これ以上保険料を上げない中において、給付を逆に抑えちゃおうというような制度に変わったのが十六年改正であつたというふうに御理解をいただければいいと思います。

でありますから、二分の一という基礎年金の国庫負担、この部分で制度設計上とまるといふ話でございまして、そこは担保しておる制度であるというふうに御理解をいただいて結構であるというふうに思います。

○重徳委員 次に、賦課方式と積立方式について、ちよつと議論をしてみたいと思っております。

済みません、その前の、今の御答弁についても、保険料の方はとめるということとはわかつたわけなんですけれども、税の方は、やはりどこまででもふる可能性があるこれはまだ残されている。その意味で、消費税が結局何%まで上がっていくかということも、国民にも誰にもわからないという状態の中で、何か、とりあえず、八、一〇と上がっていく、また上がらんじやないのと誰もが思っていると思うんですね。一〇%で終わらないような気がする、制度のことをよくわかつていないくてもそんな気がする、極めて正しい直観なんじやないかと思ひます。

ですから、保険料についてはわかりました。だけれども、むしろ、税のことについて、これをきかんと、この先の道筋というものを、大臣が最初におっしゃった道筋というものを示すのが本来の今回の法案であるべきじやなかったのかな、こう思うわけでありす。

それから、賦課方式と積立方式なんです、これは、今、専ら、年金制度というのは、先ほどの女子高生だつて知っているように、賦課方式だといふふうに言われておりますが、ちよつと聞き及んだところによりまして、我が国の年金制度、スタートした当初は賦課方式なんといふことは言われておらず、積立方式だといふふうにスタートしたはずなんです、まず、それが事実なのかどう

かということ、では、いつの間に積立方式から賦課方式に変わったつちやたらだろう、このあたりの御説明をお願いいたします。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

我が国の年金制度は、被用者保険制度でございますが、昭和十七年に発足をいたしました。当時、労働者保険制度という名前前で発足をいたしました。制度当初は、委員御案内のように、実は積立方式で始まったものでございます。

この場合の積立方式といひますのは、いわゆる事前積み立てということ、その方が年金受給になるまでの間に、御本人の年金原資を全て事前に積み立てるという前提の制度ということでございます。まして、実は、この段階で、そのために必要な、我々は平準保険料と言っておりますが、その保険料水準で制度が始まりました。このときに、既に一一%という非常に高い保険料設定、つまり、積み立ての場合ですとそれくらいの保険料で始まるということになります。

それで、十七年にできたんですが、戦後、非常に急激なインフレになりました、その当時、既に何年間か分、積立金があつたわけですけれども、積立金が大幅に目減りをいたしました。

それから、当時の日本の経済状況の中で、これだけ高い保険料を賦課するということが事実上不可能だということで、基本的には、積立方式の仕組みは残しつつも、それを維持するだけの保険料を徴収することができない、経済状況の変化に対応できないということで、保険料を一旦引き下げまして、段階的に保険料を上げるという制度設計に切りかえまして、その形になりました。その意味でいいますと、その段階で、完全な事前積み立てというのは事実上維持できない形になりました。

その後、基本的には、お掛けになった保険料に見合った給付を行うという意味で、積み立ての考え方は残っていたわけですが、皆保険の後、高度成長期、昭和三十年代、四十年代には、御案内のように、その時々々の経済情勢に合わせ

て、年金の給付改善、いわば事後的に給付を上げるといふことをいたしました。そういった、給付の実質価値を維持するために、年金の物価スライドでありますとか、あるいは、再評価と言われている、その方の現役時代の所得水準を現在価格に置き直すという形で、非常に大きな給付改善をするということをしていまして。

こういった中で、保険料は段階的に引き上げを行う、その場合でも五年ごとに千分の十五とか二十とか、高い保険料へ上げてきたわけでございしますが、全体として、基本的には、完全に事前に積み立てを行うということではなくて、その時々、いわば世代間の扶養の形で、いわゆる賦課方式の要素を入れ込むという形で、一定の積立金を持ちながら、後代負担を入れながら給付を確保する、段階的に保険料を上げていくという形に切りかわったわけでございます。

さらに、先ほどからお話に出ております平成十六年の改正におきまして、大臣から答弁がありましたように、保険料を固定する、あるいは給付をマクロスライドを入れるという形で調整をしまして、積立金は、むしろ、今後の少子高齢化で現役と高齢者の負担のバランスがずれてくるのを積立金で調整するという形で積立金を使うという形に切りかえまして、積立金を段階的に取り崩しながら平準化を図るという形で、そういう意味では、現在の年金制度は、相当程度、賦課方式の要素が強くなっているということでございます。

実は、諸外国の年金制度も、基本的には、制度発足当初は積み立てで始まったものが、戦後のそういった経済状況の中で、徐々に賦課方式に移行して現在に至っている。基本的には同様の経過をたどって、今のよう年金制度ができていものと承知しております。

○重徳委員 何というか、その場その場でどんどん変わっていった、一言で言うところという印象で、この年金の議論はまたさせていたいただきたいと思ひます。今、局長がおっしゃった積立金も、相対目減りしているわけですよ、ここ数年で、

ちよつとそのあたりも、具体的なことをこれから議論させていただきたいと思ひます。

最後に、最初に大臣がおっしゃった支給開始年齢について確認をしておきたいんですが、今回の国民会議の報告書では、四十二から四十三ページには、「現在二〇二五年までかけて厚生年金の支給開始年齢を引き上げている途上にあり、直ちに具体的な見直しを行う環境にはないことから、中長期的課題として考える必要がある」というふうにあるわけなんです。何というか、二〇二五年までの話はどうも既に決まっているわけですから、言ってみれば、支給開始年齢のことを考えるとすれば、そこから先のことを考えるというのがテーマなんじゃないかと思うんです。

これから先、さらに寿命はまだ延びるでしょう。それ以外にもあるにしても、やはりこの先の道筋というところを考えると、二〇二五年といつたら十何年後ですからね、だから、今五十代半ばぐらいの方が意識されるぐらいのこと、まだ女子高生が考える必要はないかもしれませんが、三十代、四十代の方が、一体、自分たちは何歳になつたら年金がもらえるんだらうかということが全然わからないわけですよ。こういうことをはっきりさせないままの報告書であり、かつ、今回のプログラム法案ではないか。

プログラム法案も、支給開始年齢について書いてあるというもので、どこに書いてあるんですかと聞いたたら、六条二項三号に、「一人一人の状況を踏まえた年金支給の在り方」と書いてあるだけで、全然、年金支給年齢の話とは普通読めないですよ。こういう書き方にとどまっていること自体、どうかと思ひます。

このことについて、最後に大臣の御見解と、さらに、さつきから申し上げております世代間格差、これは、とにかく強烈にもつと言つていかなければ、若い人たちが漠然と危険を感じていまして、わかつておりません。まして、年配の方々は、もちろん自分たちの生活、大事です。でも、中には、心ある方々は、若い人たちにいい社会を残していかなくやいけなとおつしやつてい

るわけですよ。なので、そういう方々にも、なるほど、こういうことかというのをわかるように、アピールしていただきたいということについて、大臣の御見解をお願いいたします。

○後藤委員長 では、田村厚生労働大臣、短くお願いいたします。

○田村国務大臣 ちよつと短く答弁するのが非常に難しい、幅の広いお話でございしますから、また次回、ゆつくり答弁させていただきたいと思ひます。

支給開始年齢の引き上げに関しましては、これは、働ける環境というものの相対であります。あわせて申し上げれば、生涯もらえる年金自体の面積が変わる話ではないので、支給開始年齢を引き上げれば、もらえる年金期間は短くなる分だけ山は高くなる、つまり支給金額は高くなるということになりますから、そこところが誤解なきように我々はPRしていかなくやいけないのであろうというふうに思ひます。

それから、世代間格差の話を上申し上げれば、ちよつと一億円というのは、余りにもこれは、全

ての借金を、今ある借金を次の世代が受け持ったという話でございまして、借金を全部返すのかというふうな話でございしますから、これは、経済成長との見合いの中で、GDP比でどうやってこの公債の割合というものを下げていくかというのが世界の趨勢でございしますので、これもまた、今度ゆつくりと委員と議論をさせていただきたいというふうに思ひます。

○重徳委員 どうもありがとうございます。

○後藤委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 それでは、よろしくお願ひをいたします。

今回のいわゆるプログラム法案のことですけれども、私自身は、国会議員になつてまだ一年たつておりません。その前は、大阪府の府議会議員で、地方議員で十年ほどいましたけれども、本会

議場で同僚の足立委員が代表で質問をさせていただいたときに、このプログラム法案が、こういった法案という形で出すこと自体、意味のあることなのかどうかという部分がありましたよね。

私自身、率直にこの法案を見させていただいたときに、私は実は逆に感じたんです。党内で見が分かれるところもたくさんあるんですけれども、それはそれで議論として、していただけたらと思うんですけれども、私自身は、この法案をつくることによつて、これから恐らく来年の通常国会に出てくるであろう本体の各法案、本体の法案が一番重要なわけですから、この法案の審議をしていく中で、それが遅滞なくきつちりと前に進んでいくという約束をされる法案というふうには感じ取つたんです。

ただ、我々維新の会の厚生労働の委員の五人中三人が、実はもともとそちらに座つていらした、省庁の出身の方々です。省庁出身の皆さん方からすると、この法案はこうやって出す必要のあるものかという疑問が率直にあつたようなんです。私は、地方議会出身ですので、そこまでのことは、不勉強なかどうか、それはわからないですけれども、わかりませんでした。

うなことをといううなことを書く。

それは、必要に迫られて、そういう法律を出すと同時に消費税を引き上げるといふような、皆様方は反対をされるだろうと思えますけれども、しかし、そうであるからには、やはり、国民の皆様方に一定程度の方向性が法律という形で見せられれば、これは議論になりますから。国会で議論した方が、必ず、マスメディアを通じてこれが国民の皆様方に伝わっていく話でありますので。

閣議決定でおさめておれば、そこまで大きく国民の皆様方に伝わらないといふことを考えれば、国民の皆様方に対してのメッセージという意味でも、これは伝わっていくのではないかと、そして、その上で御理解をいただければありがたいという思いの中で、今回、法律を提出させていただいたということでもあります。

○浦野委員 閣議決定よりも重いというのは、恐らくそうなんだろうと私も思います。

この国会の審議を通じて国民の皆さんに、どういったことが議論をされているのかというのを知っていたら、これが本来の我々の仕事だといふふうにも、それも確かに思います。

ただ、先ほど答弁の中に、そんなに細かくは書けないけれどもということもおっしゃったので、すけれども、法案として出すのであれば、もうちょっとしつかり、いろいろなことを書くべきじゃないか。法案として出すのであれば、逆に、法案をもっときちつと縛るべきじゃないか。

これも、我々の仲間の官僚出身の先生方がおっしゃっていたことなんですよけれども、私も、できれば、やはりそういった、法案を出すに当たって縛っていくという方が実効性があるんじゃないかと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○田村国務大臣 もちろん、いろいろなことが書ければ、それにこしたことはないんだと思えます。

ただ、一方で、先ほど来議論の中でもありましたとおり、いろいろなことを勝手に我々がつく

るわけにいきません。それぞれの審議会等々で熱心な御議論をいただいて、関係者の方々に周知徹底しながら、ある程度、それぞれいろいろな立場の方々がおられますから、みんなが、パフォーマンスというものはないと思えますけれども、大体、相場観として、ここならばというところの意識を持っていただく中において、いろいろな制度を詰めていかなきゃならぬものでありますから。

いきなり我々だけで決めると言われれば、それは決められないわけではあります。それだとは決める国民の皆様方に御理解をいただけないといふこともございますので、一定程度の時間が必要だといふことでございまして、今般の法律には間に合わなかったといふことでございまして、その点は御理解をいただければありがたいというふうに思います。

○浦野委員 とはいふものの、このプログラム法案が、なぜ今回、このタイミングで出されたか。それはやはり、国民の皆さんに対する政府のメッセージ、これから社会保障改革をやっていくというメッセージを発信するという意味も恐らく含まれていたと思うんですね。

この法案の先にある、重要な、最も我々がこれから取り組んでいかないとけない、先ほど来ずっとお話があります世代間格差の是正ですね。実は、端々には、その文言の意味が含まれる言葉が確かに並んではいらぬです、この法案自体には。ところが、はつきりと、明確に、世代間格差の是正を行うという言葉が、この法案のメインのところには書かれていないんですね。私は、これは、国民に対するメッセージを発信する意味であるのであれば、そういったことをこの法案の中にきっちり明文化して書き込むべきだと思うんですね。

過去にもこういった推進法案も出て、過去になかったわけではない、何個か出ております。理念法と言われるものもありますし、どっちに当たると言われたら、これはもう、形上は推進法なんですけれども、中身は理念法みたいな法案じゃないかなと思つていますので、国民の皆さんに発するメッセージとして、この法案の中に、世代間格差の是正という一つのキーワードをどこかでつけ加えるということはお考えにならないでしょうか。

○唐澤政府参考人 持続可能な社会保障制度を構築するに当たりまして、ただいま御指摘をいただきました世代間の格差、あるいは世代内の公平、それぞれの公平を図っていくことは大変重要なことでございます。

この点については、社会保障制度改革国民会議の報告書におきましても、急速な少子高齢化の進行でありますとか、あるいは雇用慣行、パートの方の増大ですとか、あるいは家族形態の変容といふような、こういったいろいろな変化がございまして、そういうことを勘案すると、全ての世代を給付やサービスの対象にしていく、年齢ではなく負担能力に応じて負担をしていただく、そういう全世代型の社会保障を目指すべき旨が提言をされているところでございます。

確かに、先生の御指摘のございましたように、この法律案は理念のような規定を設けておりませんけれども、法案の中では、第三条第二項におきまして、少子化対策の中でございしますが、「全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す中で、少子化対策を全ての世代に夢や希望を与える日本社会の未来への投資である」と認識し、幅広い観点からこれを講ずるものとする」といふように規定をさせていただいていてございします。

若い世代の皆様を含めて、国民の皆様が実際に御納得いただけるような全世代型の社会保障の実現を進めることは大変重要なことでございします。私も、私どももいたしまして、この法案において、一〇%の、充実二兆八千億円のうちの四分の一に当たる、少なくとも〇・七兆円程度の子ども・子育て支援を実施いたしましたし、あるいは、医療、介護の機能連携、地域包括ケアの推進といった社会保障制度改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

○浦野委員 恐らく、担当省庁の方はそういうふうな答弁なんだろうと。ヒアリングのときもこの話は私はしていましたので、同じようなことをおっしゃっていました。

私は、それにプラス、政治家である田村厚生労働大臣が、よりはつきりとしたメッセージを込めるためにも、この言葉というのには法案に盛り込まれた方がいいんじゃないかなというふうには思うんですけども、大臣はその点はいかがですか。

○田村国務大臣 この法律は、言うなれば、社会保障制度改革国民会議の報告書を受けて、それをもとに閣議決定をしてこの法案化に入っているわけでありまして、報告書の中にも明確に、そこは、全世代型というふうな形で、一つ方向性が入っているわけでありまして。

そもそも、やはり、家族形態が変わる、雇用慣行が変わる、そもそも、少子高齢化で高齢化比率が変わるという中において、それまでの一九七〇年型から二〇二五年型のモデルをつくらなきゃならないという意味で、高齢者がふえる、そういう社会において、しかし一方で、若い世代が今まで受益が少なかったといふことがある中において、若い方々に対する社会保障の給付という意味で、例えば子育て関係のいろいろな財源も含めて、これは準備をされてきておるわけでありまして、そういう意味では、十分に、全世代型の中において若い方々に対しても十分目くばせをしていかなきゃならぬという理念は盛り込まれておるといふふうに思います。

委員が、この法案からそれが読み取れないとおっしゃっていたのは、我々も残念なところがあるわけでありまして、思ひは、まさにそこに我々もちゃんと着目していたとおわけございまして、そのような意味で御理解をいただければありがたいというふうに思います。

○浦野委員 読み取れないわけではないんですけど、少子化対策の部分では、先ほどの答弁にもありましたように、書かれてあります。ただ、や

はり、国民の皆さんにもつと何のための法案なのかということを知らしめるためには、そういうふうなことを書いてもらいたいんじゃないかなというふうに思ってたわけです。

さらに、例えば、このプログラム法案が可決しました。した後に、来年の通常国会から各論のさまざまな法案が出てくる。まず最初に出てくるのは難病の法案になるんですかね、年度的にいいます。順次出てくると思うんです。

例えば、この法案が可決、成立した後に、予定どおりにその法案が進まなかった場合、その場合は、この法案はどういうふうになるんでしょうか。

○唐澤政府参考人 まず、プログラム法案でございいますけれども、これは政府にどういう義務を課しているのかということがございいます。

それで、先生からただいま御指摘をいただきましたように、この法案は、消費税の引き上げ、それから社会保障の改革、こういうことに伴う全体的な姿を国民の皆さんに御理解いただく、そういう大変重要な使命がございいます。

そこで、具体的には、社会保障の充実、それから重点化、効率化、こういうものを含めまして、その着実な実行を図るということで、一つには、政府がどういう事柄を検討項目として検討しなければならぬか、そして、その検討の結果に応じて措置を講じなければならぬ、こういうようなことを義務づけております。

それから、あわせて、これは検討の結果を踏まえてのことですけれども、改革の実施の時期、それから関連法案の国会への提出の時期の目途、いつごろをめどとするのか、目指すのかというのをあわせて定めているところでございいます。

したがって、私どもとしては、まずは、この法律の定められた義務に従いましてきちんと検討項目の検討を行って、そして、その際には、さまざまな御意見がございまして、ステークホルダーの方々からいろいろな御意見がございまして、現場

からも御意見があると思いますので、そうしたものを踏まえて成案を得て、そして、目途としております時期に法案が提出できるようにまず全力で頑張りたい、こんなふうに考えているところでございいます。

○浦野委員 要は、間に合わなかった場合、このプログラム法案と併りにいかなかった場合、別に特に何も科せられることはないということなんだと思うんですね。

それは確かに、いついつまでにできなかったから罰金何百万とか、そういうわけにはもちろんいかなければならないのは重々わかるんですけども、であるならば、この法案をつくる必要がないじゃないかというふうにもまた言われかねないということになるんですね。

私、これはやはり、こうやって工程表、プログラム法案を出す以上、そこはきつちりと、何か縛るものがないと意味がなくなってしまうというふうに思うんですけども、この点について、省庁の方のお話と、やはり政治家の皆さんのお話と、両方ちよつと聞きたいので、御答弁いただけたらと思います。

○田村国務大臣 今も話がありましたとおり、検討の項目と改革の実施時期、さらには関連法案を国会に提出する時期、こういうものに関して検討を行わなきゃならないですね。

これは、検討を行うのは、我々、義務であります。だから、検討は行います。

では、そこに書かれている国会への提出時期とありますが、成立の担保という部分であります。これに関しましては、国会はやはりさまざまな状況があるわけでありまして、時には解散ということも起こるかも知れません。いろいろな制約がありますから、そこはどうかかわからないというの事実であります。

ただ、一方で、ある程度時期も含めて我々書くわけでありまして、そこはやはり、この理由ならばいたし方がないとか、こういうことが起こったのなら、これはそもそも中身を見直さな

きやいけないから仕方がないとか、そういう合理的な理由がなく、ただ単にサボって成立に向かつて努力しなかった場合には、それはやはり、出した我々として道義的な責任はあるのであろうというふうに思いますので、出したからには、なるべくそれに沿ってこれが成立をしていくように努力はしてまいりたいというふうに思います。

○浦野委員 大臣に、道義的な責任云々ということとちよつと聞きたかつたので、先に答弁されたので、まさに大臣自身がそういうふうに考えていただいているということだけがこの法案の担保である、私はそういうふうにしか感じないんですね。

だから、書くのであれば、やはりもうちよつときつちりと縛る法案の方がいいんじゃないかという部分と、縛らないのであれば、わざわざ出す必要もないんじゃないかという、非常に、人によつては中途半端な法案に映っているというところは御理解をいただけたらなと思います。

では、続いて、少しまた中身の話に移りたいと思うんです。

一番大きな改革の一つであります子育て政策の部分で、公定価格のことをこの間、前回の委員会でも少し質問をさせていただきました。

十月十八日に行われた子育て会議の基準準備会が初めて出ておりまして、この中で、いろいろ、公定価格を決めるのは非常に難しい部分だと思っております。これからの、この制度の根本の、例えば保育士の処遇改善につながるようにつくらないといけないし、これからの子供たちのためにどれだけお金を使っていくかということの大きな大きな計算の指数の一つになるわけですから、かなりさまざまな数値を出していただいております。

きょうは皆さんにお配りしていませんけれども、かなり細かい数字も、統計上の数字も、たくさんここには載っています。

その中で、一つ気になるのが、私立と公立の収支の状況とかをここに載せていただいているんで

すけれども、その中の公立の備考に、公立施設については、市区町村の会計において

・特別会計として区分経理されていない
・施設ごとに区分経理することとされている
・会計上の科目が学校法人や社会福祉法人と異なる

ことから、私立施設と異なり、必ずしも施設ごとの収入・支出を正確に反映したものとなっていない。

というふうに書かれているんですね。

備考にこうやって正直に書かれていることはいいことだとは思いますが、これは逆に、正確に数字を書いたんだかないと、比較できないと思うんですね。これは、恐らく市区町村に依頼をすれば、非常に嫌がられるかもしれませんが、それでも、できないことはないはずなんです。行き先わからない税金の使い道なんかしてないはずですから、調べれば、全て数字はきつちりと出てきます。

私立の方も、これは会計の報告義務がありますから、必ず、都道府県、市区町村にはその数字が上がつております。だからこそ、正確な数字がこうやって私立の部分には入れられるわけですね。公立の方は、やろうと思えばできたのに、なぜやらなかったんでしょうか。

○石井政府参考人 今議員が御指摘になられましたように、十月の十八日、子ども・子育て会議の基準検討部会におきまして、公定価格の関係を資料を提出させていただいたところでございいます。

この子ども・子育て新制度に係る公定価格の位置づけでございますが、議員いみじくもおっしゃられましたように、大変重要な位置づけがあると私も認識いたしております。ことしの二月に、幼稚園・保育所等の経営実態調査を行いまして、その結果をお示ししたということでござい

ます。委員みずからも御紹介いただいたわけでござい

入面でいいますと、自治体の公立保育所の保育料が一括収納されているということ、あるいは、支出面で見ますと、人件費を複数の施設で一括計上したり、あるいは、本庁の職員と出先の保育所と人件費が一体的になつていたり、さまざまな事情、自治体、違いがあるわけでございまして、必ずしも、施設ごとの収入、支出を正確に反映することが難しかったということでございます。それで、その数字を見たところ、やはりちよつと、収入のところは非常に少ないとか、なかなか比較、通常で見てもなかなか思う数字の結果にもなつていたわけでございます。

このため、公定価格の検討に当たりましては、このような市町村会計上の特性も踏まえまして、私立施設の収支状況を中心に、その骨格や基本的な考え方を検討することとしたところでございます。

委員が、これは調べ直せばできるのではないかと御指摘もいただいたわけでございますけれども、やはり市町村会計上の特性がございまして、市町村に対してさらなる調査をお願いするときは多大な事務負担になる、これは避け得ないだろうと思ひます。また、この精査を行った場合におきましても、一定程度やはり案分をするなど、推計によらざるを得ない点も出てくる可能性がありまして、これが果たしてどの程度有効な結果が得られるものかというところについても疑問もございまして、そういう意味では、慎重な検討が必要かなと。

そういう意味では、私立の方の数字をベースに検討していくのが適当ではないかと考えた次第でございます。

○浦野委員 その私立の幼稚園、保育園の給与が低いから問題になつていくわけであつて、それを基準に公定価格を導き出すということになれば、さらにまた低い水準で公定価格が導かれるということになりかねないというふうに私は思ひます。公立の民営化をされている市町村、たくさんございます。その民営化をされている中で、公民間

格差がどれぐらいあるのかというのを、市町村によつては調べているはずですが、ある程度の数字がすぐに出てくる市町村もあるはずですが、その辺をもう一度ちよつと調べていただいて、確かに、事務負担がふえる、その負担をおかけするのは非常に心苦しいですけれども、正確な数字を使つて公定価格を導き出さないと、新しい制度になりまして、保育園の職員の給料は前より悪くなります、まあ、こんなことはしないでしょけれども、数字上、そうなりかねないですね。

我々私立、済みません、保育園を経営している人間としてちよつと言ひますけれども、公民間格差というのは非常に大きいんですね。

例えば、皆さんが、前回の委員会でも質問されていたように、保育士の確保策、ハローワークに協力を要請しているとか、そういう話もありました。

我々も、ハローワークにももちろん求人票を出しています。例えば、今、保育園は十一時間開所が義務づけられていますから、正規の雇用だけではそれはもう回りません、必ずパートの方を雇わなければいけません。八時間以上働いたらいいのですから。まあ、三六協定というのがありますけれども、そういうのも兼ね合いがあつて、必ず、保育士の資格を持ったパートの皆さんに来ていただくかないといけません、今、保育園はどこで。

この場合、ハローワークに求人を出しました、同じ求人ところに公立の保育園の求人も並んでいます。時給千三百円とかで募集されているんですね。我々民間の保育園だと、大阪ですら、時給、今、大阪は最低賃金は八百十七円でしたかになつています。もちろん、それ以下にはなりませんけれども、千三百円なんという時給は私立の保育園では出せない金額なんです。ところが、公立の保育園は、平気でその金額で募集を出しています。

どういったパートさんかといつたら、正規の保育士さんがお昼休みの休憩をとるためにパートが

要りますということでも募集したりするんですね。そんなことをされたら、私立の、民間の保育園なんか、たまつたもんじゃありません。待遇はいいわ、時給はいいいわで、我々民間の保育園の貴重な保育士の人材は、そうやって公立の保育園さんに奪い去られていくわけです。こういった公民間格差があるからこそ、さまざまな問題も起きたわけですね。

ですから、この公定価格を考えるときに、正確な数字を皆さん使ってください。そうじゃないと、そんな、とてもじゃないですけれども、正しい公定価格なんか出ないと思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

委員は十月十八日の資料をお持ちかと思ひますけれども、実はこのときには、確かに総括書の中ではそのような注釈をつけましたが、パート、パートで数字も出しております、職員一人当たりの給与月額、これも、幼稚園も保育所も公立と私立別で出しておりますのでございまして。

こういう数字も出しながら、特に保育士の処遇については、委員会の中でも非常に問題になっておりますので、御懸念のようなことの議論になることは考えておりませんし、また、これは内閣府の方で設置する会議でございましてけれども、私も、その辺は目配りをしてまいりたいというふうな考えております。

○浦野委員 ほかの数字も確かに出ておりますので、極端なことにはならない。確かに、ならないかもしれない。けれども、せっかくこうやって立派な資料をつけていただくのであれば、そういった部分もきつちりと調べようと思つたら調べられたというのだけは、皆さん、わかつておいていただけたらと思ひます。

この公定価格を出すに当たつて、これは、例えばそうやって出した金額が割と低い数字で、思つたより予算がかかるんじゃないかという話になつた場合、それは、はなから何かキャップみたいなものをはめておられるんですか、その部分に。子育て関係の施設に対する人件費に充てる金額というの

は、何かキャップというのはあるんですかね。それ以上になつてしまつたら、もうそれ以上出せないかもしれないわけですね。その辺はどうですか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

子ども・子育ての新制度に係る公定価格は、この保育に係るもののみではありませんで、さまざまな子育て関係、事業も含めまして、それに消費税を充当してやつていくというものでございまして。

したがひまして、全体の中の配分といひましようか、どこに手厚く、どうしていくかということ、これは、これから全体の基準なども設定していく中で、会議の中での議論を踏まえながら決めていくものでございましてので、今この時点で何かキャップとか、そういう議論があるわけではございません。

○浦野委員 子育て会議は、非常に中身の、内容のある議論を、本当に長時間にわたつて、何回も繰り広げていただいております。この会議がもつと本来はクローズアップされたいといけないんじゃないかと思うくらいなんですけれども、これからこの部分に関しては私もいろいろと見ていきたいと思ひます。

その中の一つ、まだもう一つあるんですけれども、小規模保育事業というのを非常に今回力を入れてやつていくこと。

この形態の保育所というのは、恐らく、都市部にほぼ集中するだろうというふうな思つていらっしゃるけれども、ゼロから三歳児未満の子供たちを受け入れる受け皿として、小規模保育所というのを考えられていると思ひます。これは恐らく、ほとんど都市部の保育園ですから、十一時間開所せざるを得ない保育園が多くなると思ひます。

そういう想定をしているんですけれども、この場合、かなり人のやりくりが、これは小規模である欠点なんですけれども、先生の数が絶対的に少ないです。ね、配置基準もありますけれども、確

かに会議の中でも、一人ふやしてもらおうという形の議論はなされていきますけれども、これはかなりやりくりが大変だと思うんですね。小規模になればなるほど大変です。

この辺は、もし、一人見ていただくというのは非常にありがたいんですけども、本来ならば、さらに柔軟に人をふやせるようなこともこれからちよつと考えると、さらにふやすことを考えていただけた方がいいんじゃないかなと。実際、いろいろな入所形態があるでしょうから、一概には言えないかもしれませんが、子供に対する保育サービスというのは人数でしかカバーできないんです。

ですから、人が、無尽蔵にふえるのは無理ですけども、ふやせばふやすほど子供たちにとってはいいい保育ができますので、そのところをもう一歩踏み込んでいただけないかなと思つていますけれども、いかがでしょうか。

○赤石大臣政務官 浦野委員にお答えしたいと思います。

私も、たしか三週間ぐらい前だと思つてんですけども、日本保育協会という、六十周年記念だったですか、田村大臣にかかりまして表彰と挨拶に行つてまいりました。そこでもいろいろと、るる今のような話も出ていましたけれども、確かに、この小規模保育事業というのはかなり運営が厳しいし、難しいわけです。今委員がおっしゃったように、都会では割と、ある程度ローテーションでいけると思つてんですけども、これが地方に行つたらかなり難しいんだろなという気はしております。

そういうことで、待機児童解消加速化プランに位置づけまして、早ければ二十七年四月を予定している新制度の施行を待たずに御支援を開始していきたいと思つておまして、早期の受け皿確保を進めていくことにしております。

そのため、小規模保育事業の認可基準について、子ども・子育て会議において、先行して御議論をいただいて、八月二十九日に一定の取りまと

めをされた。

先ほど、失礼しました、五十周年だそうです。その中では、小規模保育事業が定員六人以上十九人以下の小規模な事業であることを踏まえ、保育従事者の配置について、認可保育所における保育士の配置基準を一人追加配置するということをしております。

御指摘の開所時間の問題については、保育認定に関する今後の子ども・子育て会議での議論の中で、どの程度の時間を保育の利用可能な時間帯として保障していくか、現行制度を踏まえつつ整理していくことがまず必要であるかと考えております。

その上で、保育の受け皿となる保育所や小規模保育事業などに係る公定価格について、利用可能な時間帯との関係で、必要な保育従事者を確保できるように検討してまいりたいと思つています。

現行の認可保育所について、開所時間を十一時間としておまして、保育所運営費では、そのための費用として、保育士配置基準を超えて、保育士一名を加配しておるといふような措置をとっております。

以上です。

○浦野委員 私も日本保育協会の大阪支部の人間ですので、ただ、維新の会ですので、この間は呼んでいただけてなくて残念でした。

それはさておきまして、もう一つ、今回の新制度に移行しない部分もあります。これは、きょう、せつかく文科省からおいでいただいているので、お答えいただこうと思つておるんですけども。

新制度に移行せずに今のままで、今の幼稚園のまま、今の体系の幼稚園のままでいけるといふ選択肢も残っています。もちろん、保育園も今のままの保育園でいいという選択肢が残っているんですけども、意味合いは全く私は違うと思つておるすね。

この幼保一元化のいろいろな議論の一番最初の出発点は、やはり、待機児童の解消だったはずな

んです。その中で、現行制度で残る保育園には、もともと、子供を受け入れる応諾義務というものが残ります。ところが、現行制度の幼稚園にはそれがありません。

我々は、幼保、みんなで力を合わせて待機児童の解消を頑張ろう、子供たちのためになることだったからみんなで努力しようということで始まった議論だったはずなんです。ところが、応諾義務の課せられない幼稚園が残るといふ選択肢がいつの間にかできていくわけです。私は、これはちよつとおかしいんじゃないかなと思つていま

さらに、では、例えばこれがスタートして、新制度に移行しない、今までの形のままの、現行制度のままの幼稚園が一体どれぐらいあるか、文科省としてどれぐらいを想像しているのかというのをちよつとお聞きしたいんですけども。

○義本政府参考人 お答えいたします。

確認をされない幼稚園の取り扱いについて御質問いただきましたけれども、子ども・子育て支援新制度におきましては、私立幼稚園につきましても、市町村において特定教育・保育施設の認定を受けて施設型給付による財政措置を受けることが基本でございます。その上で、既存の幼稚園については、別段の申し出がない限り確認を受けたものとみなすといふようなことを基本にしているところでございます。

一方、確認を受けて施設型給付を受ける場合には、委員御指摘のとおり、応諾義務、あるいは、保育料の設定も含めた公定価格に従うなどの新たな義務が生じるところでございます。

従前どおり、私立学校としての独自性やあるいは建学の精神に基づいて特色ある教育活動を展開するためには、応諾義務やあるいは市町村による保育料の設定を受けることが困難な幼稚園も一定程度出てくるというふうなことが推定されるわけでございます。

こうしたことも踏まえまして、国会の議論などを受けまして、確認を受けて施設型給付を受ける

ことを基本としつつも、確認を受けないこと、すなわち施設型給付の対象にならないといふことでございまして、私立幼稚園の選択肢も認めるといふことにしたところでございます。

このような制度の取り扱いについては、趣旨も含めまして、各種会議も含めて、さまざまな機会を通じて、自治体あるいは関係者に丁寧な説明、周知を今後とも行つてまいりたいと思つております。

委員の方から、どれぐらいの幼稚園が見込まれているかといふことでございますけれども、現状においては、私立幼稚園、八千九百七十七ございます。今、この制度の理解、あるいは公定価格の議論を受けまして、経営にどういふふうにかかわってくるかといふことも踏まえた上で、これは来年度以降になりますけれども、一定の考え方を示した上で、この制度に移行していくといふような基本をたどるか、あるいは園として残るのかといふような御判断をいただくことになっております。現時点において、幾ら移行するかといふことの想定はなかなか難しいところでございます。

○浦野委員 今、御答弁の中に、私立幼稚園のいろいろな教育方針とか理念とか、そういうのが云々といふのがありましたけれども、それは保育園でもあるんですよ。別に、幼稚園だからある、保育園はないというわけじゃないです。

保育園も、競争していないといふふうには言われまされども、保育園は、自分たちの保育園が選ばれるために努力をしなければいけない時代に、もう既に十年以上前からなっております。ですから、理念を持つてやっております保育園がほとんどです。だから、今御答弁いただいた内容というのは非常に、私にとっては不愉快な答弁だと思つておるす。

この点についてもまだまだこれから議論したいと思つておるすので、これからよろしくお願ひをいたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○後藤委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

今、国民会議派という言葉、本会議でお時間を頂戴して、日本維新の会を代表して、社会保障プログラム法案については意見を申し述べ、また質問をさせていただきます。その際には、丁寧に、田村大臣におかれましては御答弁をいただいで、ありがとうございます。

誤解があつてはいけませんので、この本会議についてちよつと一言だけ補足をしておきたいと思うんです。

民主党の長妻元大臣の次に質問に立たせていただいて、比較的、このプログラム法案に対して反対基調の質問を申し上げたので、あたかも民主党と同じ意見かのように誤解があつたかもしれませんが、少なくとも、まだ我々日本維新の会は賛否は決めていません。

決めていませんし、それから、物事については、賛成、反対、特に与党の法案に対する野党の賛否について、与党の法案に対して野党が反対というときには二つあるんですね。今回の政府・与党の社会保障制度改革、これについて、民主党さんは、例えば先ほどの話であれば、要支援についてその見直しはいかぬということで、改革をやるなという立場の反対と、私は、むしろ、もつとやれ、改革が足りない、本当に今の財政状況とこの分野の大切さ、重要さを踏まえれば、もつとめり張りのある改革の姿というのがあるんじゃないのかな。

ところが、先般も小泉政務官がおっしゃったように、自由民主党は、公明党さんも含めてでございますが、大変懐の深い政党ですので、ついつい、足して二で割る的な落としどころを探られることが多いと思います。もちろん、民主主義ですから仕方ないといえば仕方ありませんが、やはり政治はリーダーシップ、はつきりとこつちへ行くべきだということがあれば、多少反対があつても、政府・与党がリーダーシップを持って取り組

んでいただける、こういうふうに期待をしております。

そういった観点から、日本維新の会としては、また賛否を含めて議論していきたいと思いますが、きょうはプログラム法案ですから、我が党の重徳委員の方からは、世代間格差を初めとする大変大きな話を申し上げます。浦野委員からは、保育の話があつたかと思ひます。私はちよつと原

子力で離れていたので伺っていませんでしたが、保育の話は大変重要で、少子化の話は、引き続き金曜日にまたお時間を頂戴して、改めて少子化対策の話はしつかりお時間をいただいでやらせていただきます。

きょうは、いわゆる地域包括ケアシステム、これに集中して、非常にミクロな話でございますが、大変重要な話であると思ひますので、財務省、それから国交省、総務省にも、大変お忙しい中でございますが、おいでをいただいでいます。

他省庁についてはちよつと後段でお時間を頂戴すると思ひますが、この地域包括ケアシステムというのは大変重要ですので、ぜひ、田村大臣初め厚生労働省の方々に私が申し上げること、質疑を聞いていただいで、その上で最後に、財務、国交、総務、それぞれのお立場に御質問を申し上げたいと存じますので、何とぞよろしく願ひ申し上げます。

まず、田村大臣に御答弁いただきたいんです。もともと、介護保険の世界で、平成十八年の制度改正の中で出てきた発想だというふうに伺っておりますが、少なくとも、この地域包括ケアシステムについては、定義が法案にしっかりと書かれたのは今回が初めてということでありまして。

もう法案を見ていただいたとおりであります。この法案の四条の四項に、五行にわたつてこの地域包括ケアシステムについて定義が書いてございます。これはたまたま医療の項目に書いてありますが、経緯的には老健局が骨を折るながら組み立ててきた世界だと思ひます。

ただ、やはりこの地域包括ケアシステムという

のは、一体誰がこれをつくり、誰がこれをマネージしていくのか、この辺のイメージが私はまだまだちよつとよく理解できていません。

簡潔で結構ですので、ぜひ、副大臣の方からでも結構ですので、システムづくりとマネジメント、一体誰が中心でやるのか、御教示をいただきたいと思ひます。

○赤石大臣政務官 足立委員にお答えいたします。

私も生まれが、青森県の片田舎の南部町というところが出身でありまして、実は今、この包括ケアシステムの構築をやっているところであります。来年の四月に医療センターとしてオープンすることになっていらっしゃるんですけど、ただ、市町村によつては、まだまだそういう能力にたけていないところが数少ないんだらうと思ひます。

今、たまたまこの町ではいろいろな支援事業があつて、こういう介護、医療、生活支援というもののついて造詣が深い首長さんがいて、この首長さんが中心となつて、たまたま町立病院を建てかえるというタイミングで、この医療センターをつくるのと同時に包括ケアシステムをやるうというところで、英知を集めてやっているとあります。あくまでもこれをマネジメントしていくのは市町村でありまして、それに県と国が支援をする。

確かに市町村では、能力の格差があつて難しい面もありますけれども、国と県が支援しながら、首長さんがしっかりとした勉強をしていただいで、マネジメントをつくっていく。そうしないといふことになつていきますので。

たまたまそういう再生のタイミングが合ったところはいいんですけれども、今ある既存の医療機関を再編するとか診療所を再編するとかというのは、かなり難しい作業になつてくると思ひますので、政府としても、こういうプログラム、ガイドラインをきつと用意して支援をしていきたい。実際のマネジメントとしては、各市町村がやると

いうことでございます。

以上です。

○足立委員 ありがとうございます。後ほど、市町村のあり方については、総務省からもおいでいただいでいますので、時間をとつて、その点は改めて議論をしたいと思ひます。いわゆる包括支援センターが今ございますね。市町村が中核になつてやる、その具体的に想定している地域は包括支援センターだ、こういうふうに事務的にも何っているわけですけども、私の地元なんかで具体的に、私の地元は三市二町あります。三市の中には三十万規模の市もあれば、二町の中には、もう本場に二、三万もないような町もあります。いずれも市町村ですね。そして、その市町村が、いろいろな形で社会福祉法人を初めとする主体に包括支援センターを委託している。

ただ、本当に今現場は、今の現状で何とかやりくりしているのが、市町村であり包括支援センターだと思ひます。その彼らに、では、医療も、そして住まいもということで、マネジメントできますか。

○赤石大臣政務官 今私が説明したように、非常に難しい課題であります。そのために包括支援センターがあるわけですけども、なかなか、現場を理解してマネジメントまでいけるといふ、首長さんを含めて自治体があるかどうかという点では、かなり難しいだらうなというふうに私も思ひます。

今、それを支援するために、これから政府として、いろいろな施策を考えて、予算もしっかりとつけて推し進めていきたい、このように考えております。

○足立委員 これは、副大臣の経験に裏打ちされた御答弁だと思ひますが、本場に、ここで目指している、このプログラム法案に「地域包括ケアシステム」と書いて定義をしたその目標というのは、大変奥の深い話でありまして、これを本場に五年、十年、二十年かけてやつていくと

いう、これは私は大変重たい仕事だと思つています。

ところが、法案には立派なことが書いてあるけれども、実態は、老健局が本当に苦勞してつづつてきた、これから地域で、医療も含めて本当に協力してやつていけるのか、若干私は心配に思つています。

例えば、医療の制度というのは誰が今一番中心になつてつづつていくかという、それは都道府県です。特に、これから国保について、今回のプログラム法案でも明確になつていくように、市町村国保を都道府県に移行させるということ、ますます、これ以上、医療に関する計画、あるいは医療の提供体制に関する、例えば病床規制を含めて、もともとこれは都道府県がやつていく。国保まで都道府県でやるとなると、医療の世界は都道府県、介護の世界は市町村、ところが、包括ケアシステムは市町村、あるいは、実際のくくりは地域包括支援センターでやるんです。

副大臣、もう一度、これは大丈夫ですか。都道府県と市町村との役割分担、あるいはその連携ができますか。政務官、ごめんなさい。

○赤石大臣政務官 確かに、委員の心配していることも多少あるわけですが、国保の運営については、財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的果たされるよう、これから都道府県と市町村との適切な役割分担について検討を行うということで、都道府県と市町村の役割分担の具体的なあり方については、今後、地方団体と十分協議し、意見を伺いながら対応していきたいと思つております。

今委員がおつしやるように、医療と介護、そして福祉、そういったものを連携させるというのは、確かに、保険上も、医療保険も縦割りになつて、診療報酬と介護報酬と分かれていまして、こういうのをどうやつてつなげていくかというのは、大変難しい作業があるんだろうというふうな

私も思います。そこを何とか、国も支援しながら、市町村と協議をしながら、組み立てるようになつて我々も必死になつて頑張つていきたい、このように思つております。

○足立委員 政務官、役職を間違えまして済みません。

田村大臣、これは、今政務官にお答えをいただいたわけですが、私、本会議で、情報化と会計基準について取り上げました。

これについてはもう御答弁をいただいています。が、もともとは平成十七年、二〇〇五年ですか、もう大分前です。二〇〇五年に、政府の医療制度改革大綱に、医療法人制度改革の一環として、「医療法人に必要な会計の在り方について検討する」と書いてあった。ところが、医療界というのは、私も医療界を余り敵に回したくはないんですが、二〇〇五年に政府が「検討する」と書いたものが、いまだにできていないんです。いまだにできていない。それが、やはり医療界のある種のいいところでもあり、悪いところでもあると思つています。

今、きょう、この委員会で改めて会計基準について、あるいは情報化について取り扱うつもりはありません。むしろ、私は、地域包括ケアシステム、これが本当に大事だと思つていまして、

だから、その包括ケアシステムがそれぞれの地域で、中学校区ぐらいだというふうな何つていいますけれども、本当に高齢者に対して、介護保険のみならず、医療、住まい、さまざまな施策が連携して地域で支えていかないと、もう支えられないんだから。これは、本格的にこのケアシステムのために大臣がリーダーシップをとつてやつていたんだから、これは市町村だ、これは包括支援センターだ、そして医療は都道府県では立ち行かないので、やはり厚生労働省、厚生労働大臣がリーダーシップを持つて、市町村と都道府県のそごというか、これはあるんです、実際にあるんです。

医療の世界は一次医療、二次医療、三次医療と

いう独自の世界がある中で、どうやつて、一次医療というか、あるいは、かかりつけ医に代表されるようなシステムと、この包括ケアシステムが本当に連携をとつてやつていけるのか。大臣のこの包括ケアシステムについての御決意というか、あるいは御認識を改めてお願いします。

○田村国務大臣 この地域包括ケアシステム、今回の言うならば肝になる部分だと思つています。それは、よく言われる、国民会議の報告書の中の病院完結型から地域完結型の医療、介護。そうなるにつれて、当然、地域包括ケアシステムというものが、これは地域全体、中学校区で、いろいろなものが連携しながら、それこそ、今言われた住まい、予防、医療、介護、そういう部分を含めて対応していく。

これをどうそれぞれに連携するかというのは大変難しい問題であります。地域医療計画と介護保険事業計画、これはそれぞれ違うものでありまなければならない。この連携をしっかりとっていく中において、この地域包括ケアシステムというものもしっかりこれが機能していく、そういう形にしていかなければならないわけでありまして。

今まで、なかなか、わかりづらいつたならなにかもわかりませんけれども、地域包括ケアシステムといふと、何となくふつとしたイメージで、具体的に一体何がというイメージなのかもわかりません。

それはなぜかという、全てがあるわけでありまして、これがどうだというふうな一つのものではないわけでありまして。そのような意味で、わかりづらいというのがあるかも知れませんが、高齢者の方々がその地域で、言うなれば安心して暮らせる、そのような全体の機能のことを言っているわけではございません。そういうものがしっかりと機能できるように、そのような連携体制、これは先ほど言つた計画も含めて組めるように、我々の方も各自自治体、都道府県に対して助言をしてまいりたい、このように思つております。

○足立委員 今、都道府県が医療計画をつくると

いうことでありますが、例えば医療計画の中でも、在宅医療については介護保険事業計画として連携させるとか、何か具体的に、医療計画の中でこの部分はシステムのの中核になる問題だから、これは市町村がつくる介護の計画としっかりと連絡をさせるのか、やはり厚生労働省の中でも、老健局だけではなく、厚生労働省を挙げてのシステムの連携の仕組みづくりが私は必要だと思つています。

大臣、私がこういうことを改めて言う理由は、やはり明らかに連携がとれていないと思うことが多々あるんです。

例えば、平成十二年に介護保険制度ができたとき、私はすばらしいなと思つていました。例えば営利事業。営利事業の活力も使わせていただくということで、営利事業も参入ができるようになりました。大変すばらしい。だから、私たち、当時横で見えて、医療制度というのは歴史があるけれども、大変問題が積み重なつてきているが、介護保険というのは新しくできたので、やはり非常によく考えられていてすばらしいなと思つたんです。

ところが、一方で、医療法改正の流れを見ていると、医療法人の非営利性については、ますますその持ち分を、解散するときにも分配できないとか、非営利性が強まっているんです。

介護保険制度と医療保険制度、同じ保険制度であるにもかかわらず、介護の方は営利事業の活力を生かす。医療の方は営利性を弱める、非営利性を強める。これは逆行しているように見えるんですね。私は、そういう点を捉えて、医療保険の世界と介護保険の制度が全く別の方向を向いていっている中で、地域包括ケアシステムと言つても大丈夫ですか、こう聞いているんです。

今申し上げたこの営利、非営利の話は、保育の世界でも株式会社参入ということとよく出てくる話です。この営利、非営利について、厚生労働省、大臣がどうお考えなのか、ぜひ、簡潔かつ明瞭にお願いします。

○田村国務大臣 前段の部分は、先ほど言いましたとおり、地域医療計画と介護保険事業計画、これは五年と三年、それで平仄を合わせていく中にあって、二次医療圏というような医療の概念が一応ありますから、その中においてどのような形で調整するかというのを今念頭に置きながら、こはしつかりと連携がとれるようにしてまいりたいというふうに思っております。

今の介護と医療のことに関してでありますけれども、介護は、前回も申し上げましたけれども、保険あつてサービスなしという中において、特に在宅サービス、それまでちゃんとした制度が余りなかった中において、これはもう民間の力、株式会社の力をおかりしないとかなかなかサービスがでないという中で導入いたしました。いろいろな問題も出ました。そのたびにいろいろと制度もいじりながら、今何とか動いてきております。それ自体が全て悪いというつもりはありません。

ただ、介護の場合は、御承知のとおり、この間も言いましたが、ケアプランというものがござります。つまり、そもそも要介護度によつて受けられるサービスが決まりますから、上限が決まる。そして、ケアマネジメントをされて、プランがつくられて、それで動いていくわけでありまして、それ以上伸びるということはないわけであり

ます。医療の場合は、基本はこれは出来高でありますし、一方で、株式会社のお医者様が悪いことをすると言つてもいいんですけれども、お医者様の裁量権が非常に強い。ですから、そこにはチェックの目が入りませんから、別に、株式会社が全部悪いことをすると言つてもありませんし、もちろん、法違反をすると言つてもありません。

ただ、やはり株式会社というのは、利益を出して、それを株主に還元するという大きな使命を経営者は持つております。ということは、それを稼いでいかなきゃならぬわけでありまして、合法的な中でいかに稼げるかということを考えますと、

診療報酬をいかに合法的に取るかということになり得るわけでありまして、株式会社の使用を追求すれば。

私は、日本の医療というものは、非営利という流れの中で今までやってきたからこそ、世界にこれだけのコストパフォーマンスというものの、何といてもGDP比でこれだけの質でこれだけの医療費でおさまっているというのは、私はやはりその非営利という部分がかかなり影響があつたのであろうなというふうに思っております。

ですから、株式会社を早期に導入するなどというようなことは、なかなか今の制度の中では、今言ったようないろいろな心配点を解消できないものでありますから、念頭には今ないということであり

ます。○足立委員 尊敬する田村大臣ですが、この点だけはなかなか得心がいかないんです。非営利なら悪いことをしないかという、最近の徳洲会の例を挙げるまでもなく、幾らでも悪いことはできるんです。

だから、私は、営利か非営利かで、その法人の、医療なら医療、介護なら介護のことを仕切るというよりは、必要な法人特性があればそれを別途縛ればいいので、私は、営利と非営利のその線引きについては、疑義が、議論があると思つて

います。これは、大臣、ちよつと時間がないので、また金曜日でも含めてゆつくりやらせていただきます。度々整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制度整備はしたいと思つて、仮に非営利でも、私は制

られているところでございます。

加えまして、社会福祉法人が営む医療につきま
しては、その適正な運営を確保する観点から、法
律上、設立、管理、また監督に関しまして、厳格
な内容の規定が設けられているといったこと、そ
れから、生計困難者に対しては、無料または低
額な料金で診療を行うことが法制度上予定され
ている法人であることといったことを踏まえま
して、当該法人が営む医療保健業を収益事業の範
囲から除外し、非課税としているところございま
す。

他方、医療法人につきましては、こうした制度
上の規制がないことから、営利法人と同様の取り
扱いにしているところでございます。

今申し上げましたとおり、法人税においては、
原則として所得に課税するというところと、つ
つ、法人の特性に応じて、税制上異なる取り扱いを
しているところでございます。

○足立委員 ちよつと確認ですが、社会福祉法
人が行っている医療について、それが社会福祉事
業に当てはまるためには要件があると思いますが、
公益事業なりなんなり、いわゆる社会福祉事業
ではない医療の場合であっても、社会福祉法人が
行っている限り、何か医療法人とは別の要件があ
るということですか。もう一度確認です。申し上
げていること、わかりますか。

要すれば、社会福祉法人が医療をやっています
ね。それは、ある要件を満たせば社会福祉事業と
して位置づけられる。でも、要件を満たさなけれ
ば公益事業という位置づけになります。それでも
無税ですね。なぜその医療は無税で、医療法人が
行う医療は法人税がかかるんですか。

○田村国務大臣 まず、社会福祉法人がやる医療
の場合、当然のごとく、社会福祉法人の事業、本
来事業が主になります。ですから、医療行為は従
であるということが前提であります。

無料低額診療事業、これに関しては、当然、こ
れは社会福祉事業の一環ですから、無税という形
になります。一方で、先ほど言いました公益事

業、こういう公益事業に関して言いますと、例え
ば特別養護老人ホームの中に併設している診療所
でありますとか、それからリハビリ専門病院な
ど、こういうものにしまして、例えば特別養護老
人ホームに入っておられる方々の医療部分も受け
ますし、外から来られる方々の医療も無税になる
ということでもあります。

基本的には、主たる事業が社会福祉法人で、こ
れは従たる事業であるというところにおいて、これ
は公益事業ということで無税というふうな我々
としては理解をいたしております。

○足立委員 今の田村大臣の御答弁ですが、財務
省も同じ考え方でよろしいか。星野官房審議官、お
願います。

○星野政府参考人 同じでございます。

○足立委員 今のよう、ある法人があつたとき
に、それが附帯事業であればという整理は一つの
整理だと思えますが、私は、これからまさに地域
包括ケアということで、地域で介護事業と医療が
また連携しながら、地域のさまざまなニーズを満
たしていくためには、一定のMアンドAが必要だ
と思うし、そのための制度整備が必要だと思っ
ています。そういうMアンドA制度が整備された
際には、今のロジックは若干無理が出てくると私
は思っています。これは、大臣、また改めて御討
議をさせていただきたいと思えます。

今のよう、MアンドAのいろいろな制度が、
この一枚紙にあるように、同種合併以外の異種合
併に関する規定が全くない、当然に、それに関す
る税制も整備をされていないという問題点を指摘
させていただきたいと思えます。

それから、きょうは、坂井政務官にも国交省か
らおいでをいただいています。

これは、まさに住まいについても、この包括ケ
アシステムについては関係があるということ、で
サービスつきの住宅等についての政策も、国交省
と厚労省で連携して講じているかと思いま
すが、今回、プログラム法案で、改めてこの包括
ケアシステムについて定義がなされ、いよいよ本

格的にこのコンセプトで町づくりを進めていか
なければいけない今のときにおいて、国交省とし
てどう考えか、御見解をお願いいたします。

○坂井大臣政務官 今委員が御指摘をされました
地域包括ケアシステム、これから本格的にまた進
んでいくという段階に参りまして、住まいの確保
というものは大変大事だ、このように考えており
ます。

平成二十三年十月に、サービスつき高齢者向け
住宅の登録制度を創設いたしました。予算補助、
税制措置などの支援措置により、今、供給を促進
してきているところでございまして、登録住宅
戸数も、平成二十五年十月末現在で約十三万戸
と、多くなっているところでございます。

このサービスつき高齢者向け住宅に併設の施設
をつくる、こういったときにも、建設費の補助を
あわせて今行っております。診療所であつたり
、訪問介護ステーションであつたり、ヘルパー
ステーション、デイサービスセンターなどなど
というものがあつて、それを、そこにお住まいの
方々だけではなくて、地域の方々も今御利用いた
だいて、こういうことになっております。

また、都市近郊でございまして、U R の団地
とか公営団地なんかの建てかえのときに、単なる
建てかえではなくて、介護・医療サービスを提供
する施設等の併設を促進する。こういうような地
域における福祉医療拠点の整備を促進してきてお
りまして、今後とも、厚生労働省との連携をしつ
かりしてまいりたいと思っております。

○足立委員 私、実は、もともと経産省におつた
んですけれども、経産省に入つたときに一番おも
しろそうだなと思つて当時眺めていた政策が、テ
クノポリス構想というのがあつたんですね。大
臣、御存じないかもしれませんが、同じ世代だと
思うんですけれども、私が高校、大学あたりで
比較的あつた政策でありまして、いわゆる通産省
の技術政策と建設省の都市政策を融合させて、一
緒に法律をつくつて、テクノポリスというのを

大々的にやつたんです。

その成果については賛否がありますが、私、こ
れから、ぜひ、国土交通省と厚生労働省は、本
格的に町づくりまで含めて、これは少子高齢化時
代を支える町づくりについて、サービスつきの住
宅だけでなく、連携をしっかりとっていただきたい
という個人的希望ですが、坂井政務官、おいで
いただいているので、希望を申し上げておきたい
と思えます。

特に、今回、この地域包括ケアシステムにつ
いては、研究会がたくさん資料をホームページに
出されています。これは、座長を慶応大学の田中
滋先生がやつておられます。実は、先ほどお配
りしているこの一枚紙も、この田中先生が座長
でやつた研究会なんですね。だから、私は、この
田中先生のある種のビジョンというか思いという
は、大変よくわかるつもりであります。

田中先生がこの地域包括ケア研究会の論点整理
をされた最後に寄稿文を寄せていらつしやつて
、これからはいわゆるケアつき住宅からケアつき
コミュニティにしていきたい、いくべきだ、こ
ういう御提言をされておられます。

まさに今は、高齢者がふえていく中で、何と
かその高齢者が住む場所を確保するということで
、高齢者住宅の整備に政府を挙げていろいろ支援策
も講じられておられるわけですが、本当に
大事なこと、まさに地域マネジメントの、要
は、マネジメントのあるケアつきコミュニティ
が地域で仕上がりつつある世界が、本当に私
は大切だと思っております。

そういう観点から、冒頭の政務官の御答弁に
戻るかもしれませんが、私は、実は、今の市町村
はやはり頼りないと思つておられます。

だから、きょう総務省からも伊藤政務官にお
いでいただいておりますが、総務省も市町村合併
をずっと進めてこられて、今のあり方で満足され
ていないわけだと思えます。本当に、この社
会保障制度プログラム法案に書いてあるような社
会保障の姿を地域で実現していく、そのシステ

づくりやそのマネジメントの主体となる市町村は、今の規模あるいは市町村の現状で大丈夫なのか。これはちよつと御見解をお聞きしたいと思ひます。

○伊藤大臣政務官 お答えを申し上げたいと存じます。

御議論をいただいてまいりましたように、この地域包括ケアシステムは、市町村が主体で行っていく仕組みでございます。将来にわたつて市町村が、特に二〇二五年の、団塊の世代が七十五歳を迎える、老人がたくさんふえる、こういうときに、本当に財政的にも含めて耐えられるかどうかということは、多くの人たちが考えるところでございます。

これに向けてというのは、やはり、ただ仕組みの問題だけではなくて、例えば、私たちは、二〇二五年の前の二〇年にオリンピックが参ります。そのオリンピックに向けて、全国民が健康で過ごしている、健康な人がどれだけのいるのかというようなことだつて、実はこうした仕組みを裏から支える重大なことだと私は認識をいたしておりますが、そもそもこの制度は、保険者たる市町村が中心となつて整備をされております。都道府県と市町村がよく連携をして、長期にわたつて耐えられる仕組みで主要な役割を果たしていくことを私は確信いたしております。

しかし、現状としては、まだまだ、多職種、多機関の連携であるがゆえに、それぞれにかかわる制度や運営を初めシステムの構築の方法がわからないというような疑問を持つた市町村も多いと伺つております。

このために、例えば愛知県にあつては、あいちの地域包括ケアを考える懇談会というものを既に開催していただいて、医療と介護の連携を中心に関係者の役割等の提言を取りまとめるとともに、モデル事業を実施して市町村が実際に取り組んでいけるようにするということも、既に連携として始まつておるわけでございます。実際に行つております。

総務省といたしましても、厚生労働省とともに、この制度が地域で十分機能を発揮していけるように努力をまいりたいと考えております。以上でございます。

○足立委員 ありがとうございます。

本日は、こうして総務省にも、あるいは財務省、さらには国土交通省にもおいでをいただいて御答弁をいただきました。

政策というのは大きくマクロとミクロがあります。それで、マクロ政策については、まさにアベノミクスを含めてもう大変な議論があつて、これから政権としてこのマクロ経済をどう運営するのかということが大切で、これについては、恐らく、アベノミクスが成功するかどうかで、与野党大変な戦いが、まだ終わつていないと思ひます。これから、財政あるいは社会保障をめぐつて与野党で大変な戦いがある。そのときに、日本維新の会として、民主党と連携するか、自民党と連携するか、オープンでしっかりと検討していきたいと思ひます。

ただ、私がきょう地域包括ケアシステムに焦点を当てさせていただいたのは、そうやつて本会議でわあわあ言うのもいいが、やはり地元で、現場で仕事をされておられる方々にとつては、きょうがあり、あしたがあり、こしがあり、来年がある。やはりこの三年間あるいは五年間の地域のケアのあり方についても本当に重要で、少なくとも、私たちは、その包括ケアというものをどうやつてつくつていくかについて全面的に協力をしたいと思ひますので、そういう旨を申し上げて、私の質問を終わります。

○後藤委員長 次に、中島克仁君。

○中島委員 みんなの党の中島克仁でございます。

先週金曜日、十一月一日に、本会議でも、この社会保障改革プログラム法案、いわゆるですが、質疑をさせていただきまして、きょうも朝から議論がされておりますが、長時間にわたりました。

大臣も、皆さん、お疲れだと思ひますけれども、私にもお時間を頂戴させていただきたいと思ひます。

いわゆる社会保障改革プログラム法案、昨年の三党合意から、税と社会保障の一体改革、消費税増税が中心となつておりますが、これから迎える少子高齢化、二〇二五年が一つの目安となつておりますが、さらに高齢化、二〇五〇年、二〇八〇年までも続く、そのような推計もされております。

そういった中で、抜本的な改革が必要という認識は、我が党も、私は長年地域医療に従事してきた医者としても、まさに今回のプログラム法案、案としても出ております。介護保険の創設とともに私は在宅医療をやつてまいりましたので、その辺についても改革の必要があるという認識は持つてはおりますが、我が党は、消費税増税の前、そして増税の税収を当て込んだ社会保障改革をする前にやるべきことがあるということとは、終始一貫、訴えております。

そういう中で、やるべきこと、まずは、徹底した無駄の削減。そして、不公平の是正ですね。その上で、岩盤規制とも呼ばれる既得権を持つた構造自体、その構造改革。その上で、将来世代にしっかりとビジョンを描いて、その中で、一体幾ら足りないのかで幾ら補充しなきゃいけない、そのことを明確にするべきだ、そういう主張をしてまいりました。

その主張はずつと終始一貫しておるわけですが、改めて、大臣に、その主張に対するお考え、それと、今現在、徹底した無駄の削減、不公平の是正がなされているのかどうか、その辺からまずお聞きしたいと思ひます。

○田村国務大臣 無駄の是正といいますか、徹底

というものは、必要なことだと思ひます。私も、政権交代を二〇〇九年にする前だつたと思ひますけれども、党で無駄撲滅のプロジェクトの主査をやつておまして、いろいろな無駄をなくそう、まあ、中には無駄じゃないものもあるん

ですけれども、そこは見きわめながらしっかりと、当時は、事業仕分けとは言つておりませんして、棚卸しという言い方をしていただきましたけれども、事業の棚卸しをやつておりました。

その後、自民党の中ではそういう機関において随時そういうこともやつておりますし、政府は政府で、民主党政権のときにもいろいろとそういうことをやられておつたわけでありますし、今も、予算編成過程も含めまして、いろいろな効率化を進めてきております。

無駄がゼロになるというのは、これは、私は、無理というわけではないですけれども、次から次へと新しい事業が出てきますから、新しいものが出てくれば必ず無駄はどこかにあるので、その都度、無駄をたたいていかなきゃならないと思つておりますから、これでもう全部無駄がなくなつたから大丈夫だなどということはないんだと思ひます。

ですから、これは常に、委員が今言われたとおり、必要でないものはやはり切つていくという努力はしなきゃなりませんし、場合によつては対比をしながら、これぐらいお金をかけてこれぐらいの効果ならば、やめた方がいんじゃないかというようなことも含めて、これは議論を決定していかなきゃいけないものだというふうに思つております。

一方で、社会保障を見たときに、もう待てないところまで来ておることは事実でありまして、このまま公債の債務残高がどんどん膨らんでいくと、日本の財政が、まだ大丈夫ですよ、私はまだ大丈夫だと思つておりますけれども、やがてという時代が、時期が必ずやつてくるわけでありまして、それまでの間に方向性を示していかなければならない。

それは、言うなれば、プライマリーバランスを均衡化するという話です。プライマリーバランスが均衡化すれば、あとは、ドーマー定理ではありませぬけれども、名目利子率と名目成長率、名目成長率がそれを上回れば財政は発散をしないわけ

でございいますから、そこまで何とかまず持つていかなきゃならぬということは、次代に向かつての責任として我々はやつていかなきゃならないということ。

まだ無駄が確かにありますから、それも不断に我々は減らしていきまされども、一方で、消費税が上げられる経済状況であるならば、消費税もお願いをさせていただかなければならない、そういうところまで社会保障の負担というものの増大は来ておるといふわけでありまして、社会保障、もつと切ればいいじゃないかと言われる意見もありますけれども、それはそれで、社会保障も、必要なものは切つていきまされども、何でも切つていいというわけではありませんから、そのバランスの中において、今、いろいろな事業の充実と重点化、効率化というものを検討させていただいておるわけでありまして。

○中島委員 無駄の削減には積極的に取り組む姿勢だということではございますが、我が党が訴えているのは、まだまだやれることがある、そういう訴えを終始言っております。

その中で、例えば構造改革の部分でいっても、現制度、医療制度にしても年金制度にしても、長い期間の中で、その恩恵に賜つていて、その部分、ある意味既得権、だからこそ岩盤規制というふうに言われておるわけですが、例えば医師会、医療法人、社会福祉法人、その制度改革も本来なされるべき。今のニーズに合った体制づくり、恐らく、これは医療や福祉の世界だけではなく、あらゆる業界の中でそのような現状があるんじゃないか。そういったことに切り込んでいく、そこが構造改革につながるというふうに考えております。

きょうは、医療法人とか医師会改革、その辺については、まだ質問の機会もあると思ひますが、で、またやらせていただきたいと思ひますが、不公平の是正ということになりますと、先ほど民主党の議員の方からも少し話題になりました、資料の一枚目です。

これは、十月二十三日の朝日新聞、我が党の浅尾慶一郎幹事長が、十月二十二日の予算委員会でお田村厚生労働大臣に御質問した内容が記事となっております。見出しが、厚生年金加入漏れ三百五十万。これも以前から質問になっておりますが、先ほどの答弁でもございまして。

ただ、記事の前段からいいますと、「会社員向けの厚生年金に入る資格があるのに、雇い主が手続きを怠り、加入できずにいる人が三百五十万、四百万人にのぼるとみられることが、政府の推計でわかった。」これは田村大臣がお話したということであつて記事になっております。

それで、先ほど、我が党の推計と政府の推計がちよつと違う、そういう流れのことをおつしやつておりましたが、それに対して、社会保険庁、国税、法人がちゃんと手続をとるといふことで、厚生年金、扱つているところが国税と日本年金機構の徴収部門、そして、要するに、登録された時点で法務局がデータを持つていふわけですね。その差が百万近くある。

そういう中で、このデータ自体が信頼性がないということになる、見解が違ふということになるということですが、この答弁の中で、その突合作業を十一月から始めるというふうにおつしやられております、各省庁が持つていふデータの突合。二十四年の十二月に旧社会保険庁に国税の方からデータが行つた。そのデータの突合作業を、実際にわかつたのは昨年の十二月ですが、先日の予算委員会での答弁では十一月から突合作業に入るといふことでした。

実際に、先ほど言つたように、計算が違ふということであれば、その突合したデータをしつかりと開示していただきたいんですね。いつごろまでにできるのか。恐らく、これはエクセルシートとかそれぞれの省庁で持つていふはずで、そんなに突合作業に時間がかからないと思ふんですね。いつごろまでにできるのか。

○佐藤副大臣 中島委員の御質問にお答えいたします。

法務省から提供を受けた法人登記簿情報と、日本年金機構において保有する厚生年金の適用事業所情報との突き合わせ、これは、事業所の名称及び所在地の情報と名寄せして行ふこととしておりまして、実は、私も大学卒業後すぐにコンピュータ会社社に就職しまして、私の経験からしても、システム上での単純な突き合わせというのは、機械的な突合でございまして、そんなに長い期間を要するものではない、そのように認識しております。

しかしながら、同一名称の法人があるというところとや、あるいは、事業所の所在地が法人登記簿情報と必ずしも一致しない、そういう理由から、やはり事業所の名称と所在地による機械的な突き合わせのみでは正確に突き合わせることができない面も出てくるわけですね。

そのため、職員等の目視による確認や、事業所に対する個別の調査などを行う必要がありまして、特に、法人登記簿情報には、厚生年金が適用とはならない休業中の法人であるとか、あるいはペーパーカンパニー、こういうものも含まれていくことになるので、やはり相当数不一致が発生すると我々は考えております。

ですから、厚生年金の適用勘奨を行うべき事業所であるかどうかを全て把握するまでには相当の期間を要するものと考えておりまして、今の時点で、いつまでにできるといふことはなかなかお答えできない、そういう状況でございまして。

○中島委員 昨年の十二月にもう開始されていふわけですよ、渡つていふわけ、それからもう一年近くたつていて、今の現時点でもいつになるのかかわらないということですね。

確かに、法人登録の中で、年金機構が把握しているのは事業所ですよ、申告している法人、法務局が担当すると思ひます、そこは法人で登録されている。その差なわけですよ。

これは、こちらに開示されてから一年以上たつております。いつまでにできるかというよりは、やはり早く突合して、ここの記事でも書いてあり

ます、中段の列ですが、「厚生省によると、義務違反の可能性のある事業所は今年三月末時点で約三十九万」。

そうしたら、これはどこから出てきているんですか。

○佐藤副大臣 今の三十九万、約三十八・八万事業所でございまして、これは、日本年金機構においては雇用保険適用事務所と厚生年金適用事務所とのデータの突き合わせ、さらには都道府県労働局、都道府県労働局というものは、派遣元事業主、あるいは求人申込事業主、こういうところを掌握しております。国土交通省地方運輸局、これは、トラック事業であるとか、あるいはバス、タクシー事業、こういうところを掌握しております。こういうところが把握した社会保険未加入情報の提供を受けるなどによりまして、適用漏れのおそれのある事業所の情報の収集に努め、平成二十四年度末時点では、約三十八万八千事業所を確認しているというところでございまして。

○中島委員 やはり、日本年金機構が把握している数と、国税庁が把握している、もろもろ、入り口が違ふわけですよ。そういう中で、大きな違いが出てきたり、田村大臣はこの記事が正確ではないということになるのかもしれないが、ただ、こういうのはつきりしない部分が明らかにあるわけですよ。実際に内容を見てみますと、今のようには不明瞭なところがたくさん出てくる。

そういったことを考えますと、これは以前から言つていふように、今回、税と社会保障の一体改革、その前にやるべきことは、徴収漏れということが前面に出る以前に、窓口を一本化して、歳入庁の創設、そのことを私どもも訴えていふわけですよ。徴収漏れからいいますと、税や保険料、そういったものの徴収漏れ、しつかりとやつていけば、十兆円近く、増収というのか何かわかりませんが、そもそも増収の必要はないじゃないですかというところにもつながると思ひます。

改めて、日本年金機構の徴収部門と国税庁を統合した歳入庁の創設、それに対するお考えをお聞

きたいと思っています。

○田村国務大臣 三百五十万人の数字、改めて経緯を申し上げますが、一千万人徴収漏れがおられて、十兆円徴収していない保険料があるというお話でございました。みんなの皆さんの試算のやり方が、我々は絶対正しいとは思っていないんですけれども、あえてその試算のやり方で、我々がつかんでいるデータでそれを合わせてみると三百五十万人ですから、基本的には、一千万人もいまいせんよということを明示するのになんという数字を出したわけでありまして、その三百五十万人が正しいというわけではないと私も前置きしてお話ししたんですけれども、記事になって、先ほど長妻さんからあのような形で言われたという話であります。

それで、これは十兆円もないんですが、徴収漏れの金額はそれでもありますよね。ただ、これはもう委員御承知のとおりだと思いますけれども、税収が助かる話ではなくて、例えば年金ならば、本来、厚生年金に入っていない方が厚生年金に入れるという話であります。だから、その方々の老後の生活がその部分では助かるという話。

それから、被用者保険の場合は、国保に行っている方が被用者保険に入れますから、国保の方が助かるのか助からないのか、ちよつとそれは、その方の収入がどれくらいでという話になる均等割だとか、そういうのがどうだという話になりますから、ちよつと保険料との兼ね合いになるので何とも言えませんが、あくまでも、国保で入っている方が今度は協会けんぽに入れるという話でございまして、ちよつと、それで税金が浮くという話ではないということはお理解をいただいた上で、保険財政はそれで安定するようなことが若干はあるかも知れませんが、そこは我々もいろいろ分析をしなきゃならぬと思いますから、その点は御理解いただきたいと思います。

ただ、そうであつたとしても、徴収をやはりちゃんとしなければいけないということは、これはおつしやられるとおりでございまして、もう御

承知のとおり、これは官房副長官のもとでいろいろと検討会を開いてやってきたわけでありましてけれども、結果的には、歳入庁というように一元化することよりも、もう少しいろいろなことをやった方が本来徴収率は上がるのではないかと、それはなぜかということ、やはり、同じ窓口になつたところで、そもそも国税庁とそれから日本年金機構は、集めている金額も違います。税務署の方は結構多額のものを集められる、年金機構の方は本当に小口でございまして、それをどうするか。そもそも、年金対象者の八分の一ぐらいしか国税の方は対象にしていけないんですね、数が。だから、そういうことからすると、やはり、もともと違うもの同士というものを、本当に窓口だけ一緒にして効率が上がるのかということ。

それから、専門性も違います。社会保険料を徴収するのは税の徴収の仕方、これも違います。あわせて、そんなものは何とかなるだろうと言われれば、それは気合いを入れれば何とかなるのかもわかりませんが、一旦、もう非公務員になつていられるんですね、年金機構の方々は。ところが、国税の方々は公務員でありますから、それをどうするんだ。国税を非公務員にするわけにいきませんから、すると、非公務員になられた日本年金機構の方々は今度は公務員に戻すのか、これは公務員制度改革に反するのではないかと、いろいろな問題点があるわけでありまして、そこら辺のところも含めて、なかなか難しいところがあるわけでありまして。

○中島委員 大体、歳入庁の質問をしますと、同じような答えがいつも返ってきます。内閣官房副長官と関係省庁間による検討チームによつて、論点整理、必ずしも納付率、徴収率の向上には、上がらないということの中で、歳入庁はそれ以外の問題の方が大きいという結果が返ってくるわけなんです。基本的な考え方を整理するという答弁があるんですが、今のようなお答えになるのかもしれない。ただ、徴収率を上げるだけではないですよ。

歳入庁を設置するということは、行革にもつながります。行革にもつながりますよ。そして、例えば子供の貧困率ですね。我が国は、税と保険料の再分配後に貧困率は高くなつてしまふ。これは完全に政策ミスです。そういう現状の中、そしてマインバー制度も今後充実させていくということを見れば、国民の利便性の向上、諸外国の例を挙げ、諸外国、アメリカも初め、ほとんど、歳入庁、形態は若干違いますが、そのような体制をとっているわけです。

先ほどの、この厚生年金漏れの問題、これも明確な答えはなかなか見出せませんよね。やはり時間がかかる。そして、六年前の消えた年金問題等を含めていけば、逆に言えば、今の制度、今の、窓口を分けさせていた方がいいメリット、逆に、私、本会議の質問でも、諸外国の例を挙げて、い点、悪い点を明確に示してくださいというふうにお尋ねしました。その辺、明確に、論点整理、そして逆に今のままの方がいい理由を、はつきりとしていただきたいと思います。

○小泉大臣政務官 中島委員にお答えをさせていただきますが、今御指摘をいただいた質問は、大臣の御答弁を聞いていますと、ほぼ大臣にもうお答えをいただいたかというものが正直なところなんです。中島委員がおつしやるように、国民の利便性の向上という点においては、私は、政府側も含めて、認識にそごはないと思います。

その上で、この歳入庁については、今、中島委員が御指摘のとおり、ことしの八月八日に、官房副長官、そして担当省庁の政務官による検討チームで論点整理が行われて、その中の幾つかの論点の中に、先ほど大臣が御答弁をいただいたような、例えば、歳入庁のようなものができたとして、今、年金機構の職員の方は非公務員なわけ、その方々が、歳入庁ができて、もう一度非公務員から公務員になることが、行革の観点でいえば逆によくはないのか、そういう論点もあつた。また、先ほどこれも大臣の方からの答弁があり

ましたが、保険料と税と、性格上違うものを、担当の徴収職員が、複雑な法令や、また通達などを理解しながらしっかりと管理ができるのかという、そういうさまざまな問題を論点の整理として挙げてもらいました。

そして、その論点がまとまつたことに沿つて、今、厚労省の方で、専門委員会の方で、できることから始めようということで、国民の利便性の観点から、また徴収体制の強化のために、できるところから検討を進めていただいているというところなんです。

○中島委員 私、質問したのは、現行の制度の方がいい理由ですね。

だから、先ほど言った、公務員制度、非公務員化のものを公務員に、それはこちら側の理由であつて、例えば、諸外国の例を挙げれば、歳入庁を設置した方が徴収率が上がつて、そして国民の利便性が高まるというところはわかつてはいるわけです。こちら側の理由で、もともと社会保険庁だったものの、消えた年金問題ですね、そういう理由で今の体制になつていて、そういう理由から、それが歳入庁を設置しない大きな理由というのは、やはりちよつと納得できないという気がいたします。

先ほど言ったように、例えば所得の正確な把握ということになつてくると、やはり、税と保険料、そして所得の再分配も含めて一括して管理しないと、例えば、今度、公立高校の無償化で、所得が九百十万とか、介護保険においても、高額高齢者、その所得をしつかりと把握するためにも歳入庁設置は大きなメリットがあると私は考えますが、いかがでしょうか。

○樽見政府参考人 お話のありました年金保険料の徴収体制強化の検討チームの中の議論でも、例えば、税の徴収組織と同じ組織で年金保険料を徴収しているというところについては、例えば、米国、英国あるいはカナダといったような国はそういうふうになっているわけですが、一方、ドイツ、フランス、イタリアといったような

国は社会保険料と税については別の組織で徴収をしておるといふようなことも議論をされておるといふふうに聞いております。

社会保険料、特に年金につきましては、集めた保険料の記録を持つておいて、それがまた給付に反映をするという大きな違いが、税と違いますので、そういったような点についても考える必要があるというふうに思っております。

○中島委員 次の質問もあるのですが、この件は、今回、みんなの党はまた、歳入庁設置法案、今国会でも提出予定になっております。もう少し他党と議論を深めながら、とにかく、不公平の是正に必ずつながることだと思います、ぜひ、耳を傾けていただければなというふうに思います。

時間があと半分しかないのです、次の話題に入ります。

今回の社会保障改革プログラム法案は、少子化、介護保険制度、医療制度、そして年金ということで、さまざま、その改革期間、その内容について今後議論をする日程を詰めるということになっておりますが、ここから先は、私も政治家ではありませんが、一介の、先ほど冒頭にも言いました、介護保険導入時から私自身は在宅医療というものにかかりまして、介護保険と密接につながりながら仕事をしております。

その中で、やはり、今回のプログラム法案の中の介護保険改革案ですね、あくまでも案ということですが、非常に気になるところが、きょうの午前中から昼過ぎの議論の中にもございました。特に、民主党の議員の方からございました、要支援の部分の地域支援事業としての移管、このことについてちやうと御質問をさせていただきたいと思っております。

資料の五枚目、資料五です。これは九月二十一日の東京新聞ですが、「介護認定に地域差」という大きな見出しで出ております。

先ほど言ったように、介護認定審査会というのが地域であるわけです。大体、一カ月か二カ月に一回ぐらいある。介護度を決める判定の審査です

ね。私は、四年間、これにずっと座長として出ておりました。

そういう中で、この見出しに大きく出ている介護認定の地域差、これを実感しております。そういつた中で、今回の要支援の地域支援事業への移行ということが取り沙汰されて、私としては、この地域間格差、まず、厚生労働省さんとして認識しておるのか、どのような認識を持つているのか、お尋ねしたいと思っております。

○田村国務大臣 地域間格差、これは要介護認定に関してという話でありますけれども、要介護認定となりますと、当然、高齢者の方々の状態像でありますとか、それから周りの環境、そういうものの、生活環境でありますとか、あと、サービスの実態等々を適切に踏まえた上で、制度として一つの基準というものをつくらなきゃいけない。もちろん、これは随時見直しをしてきておりますので、平成二十一年度に見直しを行って、自治体間の格差をなくそうということをやってきたわけでありました。

そういう意味からいいますと、基本的には、いろいろな研修等々で、そういう格差が起らないようにという努力はしてきておりますが、委員がおっしゃられた山梨と長崎、軽度者で四分の一ですか、こういうような差が出ておる。

これは、我々も分析をちゃんとやっておりませんので、どういうことかというように、起こつてきているのかというのを一度よく見てみなきゃいけないと思っておりますが、例えば、推測できるのは、比較的軽度な方々が多いという話であります。

軽度はもとより、軽度であれば周りの生活環境によつて、例えば一緒に住んでいる人がいるんだとか、独居だとか、これによつて、手を挙げないことには、言うなれば要介護認定されないわけでございますから、されずに生活ができるということであるわけでありまして、一方で、地域の中での、家族ではなくても支え合いの、そういうようなコ

ミュニティーがあつて、環境があるということになれば、それも挙がつてこないというふうに思います。

あわせて、やはり高齢化率というものの、高齢化は高くてどの世代が高齢者の中で多いか、こういうことも分析しなきゃなりませんし、当然のごとく、世帯数ということも先ほどの話の中で関係してくるわけでありまして、幾つかの要素があつて、特に軽度者の場合は差が出る可能性がありまして、一度ちよつと、どういうことなのか、分析はしてみたいと思っております。

○中島委員 分析していかないのに、要支援という区切りで地域支援事業に移すというのは、おかしくないですか。

今回の案でいけば、予防給付ですよ、要支援の部分では地域支援事業に移す。ただ、介護認定のばらつき、不公平感は精査できていないというお答えでしたけれども、精査できていないのに、どうしてそこで線を区切れるのか。私はおかしいと思ひますけれども。

○田村国務大臣 ですから、現状こういうばらつきがある中で、そういうものの、こういうような理由であらうというように、我々としては一応認識はしながら、それに対して、それが正しいかどうかは分析はいたしますけれども、少なくとも、その中において、それぞれ生活をされておられる中において、そのような形で日々送られていくわけでありまして、それで例えば大変なふぐあいが起これば、当然のごとく、そういう声が上がってくるわけでありまして。

四分の一という話でありますけれども、その中においてちゃんと日々生活を送られておるといふ話でございますので、そういう意味からいいますと、問題があれば、それに対して対応はしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員 ばらつきがある、適正化されていらないという認識でよろしいんですか、そうすると。

○田村国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、比較的軽い人は、ある意味、周りに支えがあ

れば、要するに要介護認定をしない場合もあるわけですよ、生活ができるわけですから。例えば、家族でしっかりと介護できる体制があるとか、近所のコミュニティがしっかりといて、しっかりとそこで協力し合えるということがあれば、ですから、比較的軽度のところでばらつきがあるというところは、ある程度予測はできる話であります。

○中島委員 私自身は、先ほども言いましたように、ばらつきがあると実感しております。

なぜかといいますと、高齢化率が高い地域、ちなみに私の地元北杜市というところは、高齢化率が既に三十一パーセントあります。介護認定審査は、月に一回、もしくは二カ月に一回なんです、一回一時間の審査で約六十人、多いときには七十人、八十人審査する。

恐らく、厚労省さんが現状で努力なさっているのはよくわかっています。前置きとして言っておきますが、私は、現状の介護保険制度は大変いい制度だと思つております。そして、さまざまな課題があるのは制度ですけれども、改訂をしても、平成十二年にできて、さまざまな改正をされた。

今、一律としている理由は、研修会、そしてテキスト、そして、そういった一次判定はコンピュータですということからすれば、整合性とすれば全国一律のはずなわけですが、先ほど言つたように、高齢化率が高い地域は非常に煩雑になるわけですね。それで、介護認定審査で、審査会に出てくるときにはもう既にデータはそろつていくわけですね。ほとんどは流れ作業みたいになつてしまふ。これもある程度やむを得ないと思ふんです。

一方で、全く知らない利用者さん、患者さん知らない方が短時間で調査をして、そして、先ほど大臣もおっしゃいましたが、環境によつて随分違うわけですね。

例えば、その認定審査をやりに行った場所が介護施設という場合もあるんですよ、それに。そういった場合、あとは軽度な認知症の方の場合、実

際行つたことがありますから私も経験があります、急に知らない人が来るとしつかりするわけです。やはり、日ごろの状況というのは、介護認定審査だけではなかなか把握できない。

あとは、介護認定の中に、私、以前から気になつておつたのは、年齢も考慮しない、そして家庭環境も考慮しないんです。要するに、ひとり暮らしだろうが若者家庭だろうが、そういうことは一切加味しないで判定を決めるんです。そうなるにつきますと、仮に、要支援の方と介護度二が出た方がいます。実際には家庭環境は、要支援の方も、やはり介護度二ぐらいのサービスがないとやつていけないということも十分可能性があるわけです。

本来の区切りは、やはり非該当と要支援の部分であつて、先ほども申しました、私は在宅医療を十年前からやつておつて、この介護保険が、恐らく厚労省さん、いろいろ工夫なさつたと思ひます。そういう中で、二十三年にも改正をされて、これは現状として、脳溢血後の四肢麻痺の方、そして胃瘻をしている方が、状態像からすれば介護度五なんです。ただ、現状の介護認定は、食事にかかる時間とか介護にかかる時間で介護度を決めますから、正直言うと、胃瘻をしている方はそんなに時間がかからない、そういう現状の中で、介護度は四に下がるわけです。逆に、認知症のひひ方が上がる。

そういうことも、実際には、もう十三年たつて、実際に介護に携わっている人も、在宅医療をやっている人も、実際の利用者さん、患者さんも、この制度をしつかりと把握してきているんです。

そういう現状の中で、先ほど言ったこのばらつき、もし認識していて、私はそれを責めているわけじゃないんです、これは制度の限界だと思ひます。要するに、これだけ高齢化が高くなつて、一人一人をもつと精密に見ろというのはなかなか難しい。だからこそ、財源論と言うとまたそうじゃないと言われるかもしれませんが、確かに介護保

険料は創設時からもう三倍近くなつています。ただ、現状では、要支援の方も含めた介護サービスを各地域は取り組み始めています。

そんな中で、今回の議論の対象となつております、軽度な方は地域へということは、まずは、やはりそのばらつきに關してしつかりとした精査をしてから、そうしないと、地域によつて、要支援の方は介護サービスを受けられる、そういう判定の地域ではそうなるし、逆に言えば、本来であれば介護保険を受けられるはずの方が地域によつては受けられない、そんな現状になつてしまふと思ひます。

だから、地域間のばらつき、それをしつかりとデータとして示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 地域間のばらつきを示すというのはなかなか難しいんですけども、なるべくばらつきをなくしていくかなきゃいけない、これは全く全国じゅう一緒ということとは難しいのかもわかりませんが、ばらつきをなくしていく努力はしなきゃならぬというふうに通つておりますから、これはこれからもやつてまいります。

その上で、今も、要介護一と要支援一、二は違うわけですね。ですから、受けられるサービスは違うわけでありまして。そういう意味からしますと、そこは今も同じですよ、違うんですから。

その上で、要支援を地域支援の方に介護保険サービスから移していく、地域支援事業の方に移していくということに関しては、これは、要は、地域支援事業のサービスの質の担保をどうしていくかということが私は一番の問題なんだというふうに思ひます。

そのときに、当然のごとく、強制的に全部新しい事業じゃなきゃだめだという話になれば、それは準備できないところもありますから、大変な混乱が生れますから、もちろん移行期間も置きましますし、今事業をやられている方々も継続して事業をやれるというようなモデルをして、一方で、前

から言つておりますけれども、やはり画一的な介護保険、特に軽い方々は、画一的なサービスよりかは、それぞれの事情に応じたサービスを求めておられる方も多いわけでありまして、そういう意味からしますと、そういう方々に応えられるようなサービスを提供していただく。

一方で、要支援の方々でも、画一的なサービスといひますか、それを受けなきゃいけないという方々は、そういうサービスを、ちゃんとケアマネジメントをやつていただけて受けていただければいい話だというふうに通ひますので、そこは適切に対応をすればできていくのではないかとこのように認識をいたしております。

○中島委員 済みません、時間もあれなので、要するに、だったら、今のままでいいじゃないですか。

例えば、先ほど言った、私の地域もそうです、多くの地域がいろいろ今の介護保険制度の中で工夫をし始めています。例えば、軽度、要支援の方に對してデイサービスを受けます。そして、その利用者さんのニーズに合わせて、俗に言う小規模多機能型を独自に始めるわけです。

その前提は、やはり介護保険なんです。日中は介護保険で報酬、そして、夜の部分は患者さんの御要望に応じて一泊格安で泊める。これは民間型の、本当に独自の小規模多機能体系だと思ひます。その前提は、やはり介護保険なんです。

介護保険があつて、その安定性の中からそういった工夫が今やられてきているということですので、ぜひ、財源論というのではなくて、その地域のニーズ。先ほども申しました、私は介護保険は大変いい制度だと思ひます。だから、過疎な地域にもそういう介護サービスの施設がたくさんふえてきているんです。これはやはり介護保険創設の理念にも一致すると思ひます、地域間の平等性を保つ、そのために介護保険は非常に重要だと。

これは、特養入所の要介護三以上、それも今後議論していくということにもつながると思ひます。

すが、これは最後の資料の方に出してございませう。優先入所の対象というものがもととあるわけです。

先ほど言つたように、介護度のばらつきが地域間であるということがまだ精査できていないうちに、そういうところでライン引きではなくて、現状ある、例えば介護認定審査のあり方をもう少し運用性を高めるとか、この優先入所の対象ですね。要するに、在宅にいられるか、施設に入らなきゃいけないかの理由は、介護度ではないんですよ。要は、介護者がいるか、いないか。決して要介護度だけで特養が優先的に必要かどうかということとは決められないわけです。

ですから、現状ではこの優先入所の対象ということがはつきりありますので、そういったことをしつかりと煮詰めていけば、何も今回改革案として出されることをする必要は全くないというふうに通ひます。

きょう、せつかく小泉政務官も来ておられますし、要するに、現状では、被災地、私も石巻に何度も行つています。被災後、毎月気仙沼にも行つておりました。石巻にはまだ、開成地区にも行つて、二千戸ぐらい、仮設住宅に入つておられる方がいるわけです。その中で、今回の介護保険改革、あくまでも案ですが、今そのタイミングとはとても思ひません、そのように私は思ひますけれども、ちよつと時間になつてしまひました。

冒頭にも言ひました、介護保険制度はいい制度です。こんなことを言うつもりはありませんでしたが、私の亡き父、自民党の元参議院議員中島真人、自民党の厚生労働部会長としまして、この介護保険制度の創設にもかかりました。だからと言つてはいいわけではございませうが、私は実際二十年間この介護保険制度とつき合つてきて、かなり運用性が高まつています。

その創設時の理念をしつかりと、覆すことなく、理念、ここにもあつて、読もうと思つて、もう時間になつちやつたんですが、今回の案がそのまゝいつてしまひますと、創設時の理念が覆され

ることになります。ですから、ぜひ、この介護保険制度の改革は、しっかりと今の現状、そして地域の声をしっかりと聞いた上で取り組んで、審議をしていただきたいと思ひます。

また独立行政法人の質問ができなくて終わってしまつて、何度も済みませんでした。

では、質問を終わります。

○後藤委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。税と社会保障の一体改革関連七法案が、本会議で賛同、私が登壇をしたのは、昨年五月八日でありました。採決のために討論で登壇をしたのは、昨年の六月二十六日。そのときは七から八になつておりました、つまり、二つの法案が出て、一つ引つ込めたということになつておりましたが、一月半の審議、百二十時間の審議ではありましたが、けれども、その中で社会保障制度改革推進法案が提出。審議をされたのはわずか十三時間でございしました。議員立法であり、三党協議で法制化したということから、我々は、ほとんど中身を読み込む間もなく、採決を迫られました。

一方、消費税法の修正では、附則十八条にいわゆる国土強靱化が入れ込まれるという、制度改革の目的を大きく変質させられました。

推進法は、自民党案がベースであり、そもそも、消費税増税と引きかえに推進法を受け入れた、残念ながらちよつと間違えませんが、当時の与党、民主党の責任も強く問われるのです。今さらプログラム法に反対だと言つていますけれども、それを言うなら、昨年の推進法にさかのぼつて撤回してほしいと、あえて指摘をしておきたいと思ひます。

プログラム法案は、社会保障制度改革推進法案の第四条にある法制上の措置の具体化と言えるものでありますけれども、その「一年以内」という期限は、八月二十一日でした。

これは、結局、法制上の措置はとれずに、閣議決定を行つて、今のプログラム法案になつたわけでありまして、この閣議決定を行つたこと

をもつて措置されたという理解をしているのでしようか、伺ひます。

○唐澤政府参考人 お答え申し上げます。

社会保障制度改革推進法第四条でございすけれども、制度改革に必要な法制上の措置については、法施行後一年以内に、今御指摘のございすように八月二十一日でございすけれども、社会保障制度改革国民会議における審議の結果を踏まえて講ずると規定されております。

政府といたしましては、国民会議の報告書等を踏まえまして、社会保障制度改革の全体像や、その進め方を明らかにするための法律案を国会に提出することが、改革推進法に基づく法制上の措置に当たると理解をしております。

ただ、国民会議の報告書が取りまとめられしたのは八月六日でございしたので、八月二十一日時点で法案としてまとめることはなかなか難しいという実情もございしました。また、国会も開会されておられませんので、そうした点も踏まえまして、政府としては、臨時国会の冒頭にプログラム法案を提出するというところをございす。

○高橋(千)委員 まさにそうなんですよね。

今の答弁の中でも、そもそも、推進法が、国民会議の解散と同時に法制上の措置をするというのは、それはあり得ないですよ。やはりその間に、国民会議をやつて、あるいは社保審があつたり。

民主党さんは年金法や医療の法案が出るはずだったとおっしゃつていますが、なぜそれがリアルタイムでできるのだと思うわけです。はっきり言つて、まして、閉会中じゃないかと。わかり切つていふことを何で法律にしたのかというものは率直に思ふんです。

だけれども、それを結局つながるを得なかつたのが、今度のプログラム法案なわけですよ。結局、具体的なものは出ていないわけですよ。私が登壇したと言ひましたけれども、その同じ

本会議で、自民党から賛成討論に立つたのは、金子一義議員でありました。そのときに、やはり、具体的な法案が全く見えていないじゃないかと、う、ひとしきり批判をした。その後でございすのは、その中で賛成する主な理由は、本法案により、年金、医療、介護、少子化対策全体の法体系が一年以内にできるようにすることだとおつしやつた。社会保障の姿が法制上の整備を含めて見えるようになることだと言つたわけですよ。

そうすると、賛成の主な理由だつた法体系は何も示されていないけれども、どう説明をするのかですね。

それから、結局、今回の中身は、いつまでに何を指すというのが書かれていて、言つてみれば、宣言文みたいな、決意を語つていふようなものなわけですよ。

でも、それだけだつたら、そもそも、基本的な考え方というのは既に推進法の中に書き込まれていふわけですよ。それを念押しするような法案をなぜ出す必要があつたんです。期限との関係だけだつたら、結局間に合わなかつたんだから、四条を一部改正する、つまり、延長するとか検討するとかという、それだけで済んだ話じゃないんですか。

わざわざプログラム法を出す意味がどこにあつたんでしようかというのが聞きたいんですね、大臣。

○田村国務大臣 なかなかこれは難しい御質問でございす。昨年の時点で三党合意をいたしました。

そして推進法を出す段に当たつて、要は、そのころ、もともと何でこういうことをやつたかという、どこが、どちらが政権与党になつても、社会保障に関してはなるべくおぼれないようにしようというところであると同時に、やはり言つたことをちゃんとやつてもらわなきゃ困るねということがあつたわけで、一年後、法制上の措置というのが、法律は提出できませんでした。しかし、その時点でできる限りのことをやるということでは、

骨子等々を閣議決定して、要するに、法制化に向かつてのプロセスを踏み出したということでありまふ。

これがあることによつて、なければ、いつまでもいいんだといつて何も決まつていかない、そういう無責任なことをやる自民党、公明党ではございせんけれども、そういうようなことを担保する必要があつたから、このような期限を切つたわけでありまして、その時点のできる限りのことをやつて、そして、それにのつとつて今国会にプログラム法案を提出させていたわけでありまふ。

なお、中身が余りにも薄過ぎるとおつしやられるのはよくわかる部分もあるんですが、そもそも、全体の改革の中身というのは、それこそ、改革の骨子なるものは社会保障制度改革国民会議の報告書の中に書かれていふわけでありまふ。

ただ、あれは具体的な数字が入つていませんから、これを審議会やいろいろな御議論の中で具体的なものを詰めていって、法制化に向かつていふということもございすので、委員がそのように言われると私もつらいところはあるんですけれども、できる限りの努力をして、国民の皆様方に方向性を示していただこうということで、法案を出させていただいたということでは、

○高橋(千)委員 今、できる限りのとおつしやつて、要するに宣言文なんです。やはり、法案はできなかつたのですから、こういうものをやりたいという、しかも、推進法だけでは、結局、その間がないというのはいまうから宣言文なんだということなんだと思ふんです。

ただ、私の問題意識はそこから始まつたんですよ、そもそもプログラム法というのは必要ないんじゃないの、というところから始まつた。

だけれども、考えてみたら、どつちが与党になつてもおつしやるけれども、どつちがなるかは、ほぼわかつていた時期でもあつた、しかも、自民党案がベースであるということでは、これ

は、三党協議といながら、やはり自民党さん、公明党さん主導で進んできた話ではなかったのか。つまり、政権をとった後の三党協議というのは、言ってみれば必要ないものになってきたということ、かなりこれは私は性格が変わったなというのが率直な思いなんです。

そこで、何うんですけれども、プログラム法は、第一条の「目的」の中で、「社会保障制度改革推進法第四条の規定に基づく法制上の措置として、同法第二条の基本的な考え方にとり、」こう書いてあるわけで、かつ、「社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、」とあるわけですね。

だけれども、その「のつとり、」の、つまり、もとなつていいる推進法の基本的な考え方とは何かという、「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、」というふうにあるわけですね。でも、プログラム法案のどこを見て、共助も公助も出てこない。そして、「自助、自立のための環境整備等」とあるのみなんです。これは、考え方が変わったんでしようか。

○唐澤政府参考人 お答え申し上げます。

先生に御指摘いただきましたように、プログラム法案の中で、自助自立の環境整備を規定しております。これは、若いも若きも、健康で、希望する方には、働くことができ、持てる力を最大限発揮していただけるような環境こそが活力ある長寿社会につながるという考え方に基づくものでございます。

自助自立に共助と公助を組み合わせて、弱い立場の方にはしっかりと援助の手を差し伸べることを基本として、社会保障政策を推進していくこととしておりますので、自助、共助、公助の適切な組み合わせということの考え方は同様のものでございませう。

先生からも御指摘ございましたけれども、このプログラム法案におきましては、第一条におきまして、社会保障制度改革推進法、「同法第二条の基本的な考え方」の「のつとり、」というふうに規定を

されているところでございます。

この「基本的な考え方」の中に、具体的には、その第一号として、「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、」ということが規定をされているところでございますので、これは推進法の考え方を引き継いでいるものでございます。

○高橋千一委員 「のつとり、」とは書いてあるけれども、具体的に講ずべき改革の措置の中には、自助自立のための環境整備しかない、これでどうやって読むんですかということ聞いています。それで、これはやはり答えにならないと思うんですよ。具体的なところには一言も出てこないじゃないですか。

○唐澤政府参考人 自助自立の環境整備につきましては、これは、この法案のその後続く各条で、少子化、医療、介護、年金とそれぞれ措置を講ずることを規定しているわけでございますけれども、その手前に、今御指摘のございました自助自立の推進ということで、「自助、自立のための環境整備等」ということを規定させていただいているところでございます。

もちろん、具体的にどういう政策をやっていくかということ、これからの問題でございまして、予防対策等の推進もこうした中に考えられると思えますけれども、これとあわせて、この法案の第二条二項にも、互助についてもあわせて規定をさせていただいているところでございます。

○高橋千一委員 大臣に聞きますが、国民会議の報告書では、自助の共同化という表現をしていますよね。「自助の共同化」としての社会保険制度が基本であり、「公助」は自助・共助を補完するという位置づけ。

私は、自助の共同化というのは、自分で自分を助ける、それぞれが助けることの集合ですよというだけであって、共助とは意味が違うと思うんです。これは、なぜこういう表現を使っているんでしょうね。大臣、どう思われますか。

○田村国務大臣 自助、共助、公助というものの、

しっかりとバランスをとつてという意味では、ここで共助ということを使っておる、それが自助の共同化だ。これは、たまたま自助の共同化という意味合いで共助を示したというふうに認識いたしておりますが、その心は何なのかという話ですけども、それで共助という意味が変質するものではないと思いません。

ただ、そこに参加している参加意識でありまして、権利意識とまで言っているのかどうか、ちよつとわかりませんが、つまり、自分もそこに一緒に参加しているんだよ、要するに、みんな助け合つてこれは成り立っている制度なんだよという意味での一つの表現の仕方として、自助の共同化というような意味合いのお言葉をお使いになられているんだらうというふうに思います。で、委員が思っておられる共助と同じ意味合いなのではないかなというふうに思います。

○高橋千一委員 私は、やはり自民党さん、憲法草案にも書いてありますけれども、やはり福祉も自己責任というのが基本なんだと思うんですよ。社会保障という、公助の、国が助ける部分は本当に死にそうなるほど困っている人たちだけなんだ、そういう発想じゃないですか。そうじゃなかったら、なぜこういう表現になるのか。

どこから共助も公助も出てこないというのが、憲法二十五条は生きていくわけですよ、自民党さんの案はちよつと微妙に変わっていますけれども、そこは基本変わっていないという点でよろしいですか。

○田村国務大臣 今も申し上げましたとおり、自助、共助、公助、これがバランスよく適切に機能しなきゃならぬわけであります。

ただ、以前から申し上げておりますとおり、まず自助自立、まず自分が頑張る。それは、頑張るというのは、それぞれの人のよって頑張る範囲は違うと思います。高齢者、若い方々、いろいろな方々、またそれぞれの状況、それぞれにおいて、もちろん、若い方々よりも高齢者の方が頑張れる人もいますから、それぞれの状況によって違

うわけでありませうけれども、それぞれの状況において頑張る程度は違いますけれども、まず自分で頑張る、これが大前提であるわけでありませう。

しかし一方で、みんなで助け合ひましよう、でも、みんなで助け合つても、まだちゃんと日々安心した生活が営めないという状況がある場合に、やはり公助という部分もしっかりと入れていかなきゃならぬというわけであります。そういう意味からいいますと、何ら我々の精神が変わつたわけでもございませうし、三党で共通した認識を持った、その共通した認識は変わっていないというふうに思っております。

○高橋千一委員 昨年の議論も、基本は自己責任なんだ、そして、保険なんだから負担の見返りとしてサービスがあるんだということが盛んに議論されたんですよ。だから、こういう質問をしています。

第四条、「原則として全ての国民が加入する仕組み」という条文がありますよね。これは推進法にも同様の記述があります。

これをもつて皆保険とは言えないと思います。これを「原則として」というのがついている。「加入する仕組み」、加入してもサービスが受けられるとは限らないわけですから、これは本当に皆保険と言えるんでしょうか。

○赤石大臣政務官 高橋議員にお答えいたします。

我が国の医療保険制度においては、国民健康保険が被用者保険の加入者以外をカバーすることで国民皆保険が成り立っております。生活保護受給者が例外として制度の対象から除外されているため、社会保障制度改革推進法第六条と同様、今般の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案第四条にも、「原則として」と記載されております。

法律の条文上は、「原則として」と記載されているが、国民皆保険の趣旨を書きおろしているものであり、国民皆保険を堅持し、必要かつ適切な医

療を提供していくことには変わりございません。
以上です。

○高橋(千)委員 生活保護受給者はもとと対象ではないわけですから、それをあえて言う必要はないんですよ。今まで、それを含めて皆保険と言っていたわけじゃないですか。それを何で、原則としてわざわざ言うのかというのと、私が聞いているのは、加入するということ、加入はみんなできますよ、権利はありますよ、だけれども、受けられるとは限りませんよとなると困りますよねということを書いてあるんです。

厚生労働白書、平成二十四年版ですけども、「日本では、国民全てが公的な医療保険に加入し、病气やけがをした場合に「誰でも」、「どこでも」、「いつでも」保険を使って医療を受けることができます。これを「国民皆保険」という。」と説明しています。これよろしいですね。

○唐澤政府参考人 先生の御指摘は、保険はファイナンスの財政的な仕組みでございますので、保険だけあつてもサービスがなければ利用できないじゃないかという御指摘だと思います。

これは、実は、介護保険導入のときにも同様の御指摘がございまして、財政的な保険制度だけではなくて、サービスの基盤を整備していくということが必要ではないかということ強く、第一番の論点として御指摘をいただきました。

そういうことを考えますと、もちろん、保険制度は供給体制をそのまま整備することはできないわけでございますけれども、保険制度に合わせて医療提供体制の整備をしていく、そして、先ほど来御議論をいただいております地域包括ケアの仕組みというものをどうつくっていくかということをおあわせて推進していかねばいけない、そういうふうな考えております。

○高橋(千)委員 何で介護の話をするんですか。医療の話の聞いています。国民皆保険の話をしてるんです。介護保険はもう、生まれたときから保険あつてサービスなしなんです。それから並べで議論してたら、全く別な議論になつ

ちやいますよ。そんな問題じゃないですよ。

私がさっき、自助の共同化というのを大臣に聞きましたけれども、報告書には解説をちゃんと書いてあるんですよ。要するに、「自らをしてそれに必要な経費を繰出せしめる」の社会保険制度、これが社会保障の中心だというのは、いわゆる、かの有名な一九五〇年の社会保障制度審議会の勧告に載っている。

だから、もともとそういう考え方なんだよということを書いてあるんですよ。だから、それを問題にしているんですよ。五〇年勧告を引き合いに出して、今さら自助なんだ、自助が基本なんだと言っていることが違うと言いたいのです。

なぜかという、この五〇年勧告にはきちつと、憲法二十五条を受けてこの勧告が出たんだということがあるんですよ。

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に對し、保険の方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥つた者に対しては、国家扶助によつて最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もつてすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること。」

このような社会保障の責任は国家にあると。まさに、今最初に読んだ方が二十五条の第一項ですよ。国家にあるというのが二項なわけですよ。それをきちんと勧告の中には書いています。

それを無視して、その前段の中心は自助だということだけ酌み取つて国民会議が書くから、そういう立場なんですかと聞いているんです。違いますよね。

○田村国務大臣 共助の話ですか。(高橋(千)委員「公助。憲法二十五条」と呼ぶ)

公助というものをしっかりと守つてやつてまいりたいというふうに思つております。

○高橋(千)委員 済みませんね、ちよつと理念を

しつこく言つたのは、やはり、それが結局この制度にあらわれてくるわけじゃないですか。だから、あえて指摘をさせていただきました。

昨年の一体改革以降、消費税収は全て社会保障財源になると説明をされてきました。それ自体はそのとおりであります。来年度は、四月から三割増なんですけれども、これに伴う消費税収増加分は、大臣が何度も説明されているように五兆一億、タイムラグがあるので全部ではないということでは五兆一億、そのうち社会保障の充実

に回るのは五兆一億円ということなんです。それを、会計課に頼んで数字をいただきました、書いてみました。資料の一枚目なんですけれども、増収分をどういうふうに割り振っているのかということなんです。

二〇一四年度は、半分以上が年金の部分なんですけれども、充実が五千億円で、そのうち、大きいウエートを占めるのが待機児童対策ですよ。ただ、年金の次に大きいのはツケ回しの軽減とい

う表現をしている、これでありまして、それが、二〇一五年度、八%になるところと、十月から一〇%になった場合に九兆円台の税収がある、そのうち、年金部分は三兆円に引き上がり、ツケ回し部分は四兆円で、社会保障の充実

に回るのは一兆八千億円だという説明を受けています。二〇一七年度の、これは満額、一%が二兆八千億円で計算した場合、十四兆円台のときは半分の七兆三千億円がツケ回し分に回るといふことで、このデータでよろしいですよ。二〇一六年度はまだわからないといふことですが、大体この間に入る

というところでよろしいでしょうか。○唐澤政府参考人 御指摘のございました数値は、二〇一五年度はこの図のような数字でございます。それで、二〇一六年度でございますけれども、

二〇一六年度は、私どもが承知しておりますのは、ほぼ満年度に近いのでございすけれども、ちよつと違いますのは、先生の御指摘のちよつと聞ぐらいなんです、三兆円の基礎年金の国庫負担が、二〇一五年度、一〇%になったときになつております。それが三・一兆というふうなペースでございす。それから、社会保障の充実のところは、二・八兆になつておりますところは、二・七兆でございます。それから、ツケ回しの負担の軽減については六兆円台の半ばぐらいではないか。四経費の負担増は、これは一〇%のときの一五年度のときは〇・四兆円になつておりますけれども、〇・六兆円程度というふうに見込んでいるところでございす。

○高橋(千)委員 数字、きのうはいただけなかったで、二〇一六年度の姿もわかりました。

これを見ると、やはり消費税を、全部社会保障に使うのはそのとおりなんですけれども、実際は満額になった場合は半分が赤字対策ということにつけかえになつてやつて、充実というのは本当にさきやかだなどというのを改めて思い知らされ、しかも、最初からつけかえ分はしっかりと確保している割には、充実分というのは本当にさきやかだなどというところなんです。

三党合意をやつたときには、八%にする時点で低所得者対策を行う、税率を変えようとか、そういうことを公明党さんなどもおつしやつていました。あるいは、民主党さんは、年金補足六千、七千円のをやるために一〇%を言つていました。それが、それはだめで、五千円で決着したわけですが、だけれども、それは一〇%になつたときに初めてスタートするわけですね。

なので、充実部分が余り見えてこないし、負担軽減策もずつとおくれてやつてくる、だけれども、負担増、いわゆる消費税を払うだけではない、年金はもう下げられてるし、生活保護も下げられてるし、七十代前半の窓口負担が倍になるという話もあるし、こういうのはもうスタートするわけですね、はつきりくつきりとスタートし

ちやう。この構図はいかがなものかというふう
に、大臣に率直に伺いたいんです。

○田村国務大臣 まず、検討しているという意味
では、簡素な給付措置というものが一つあります
ね、これは。それから、いろいろな負担がふえる
と言いましたけれども、来年の四月から負担が軽
減されるというメニューも、先ほど来申し上げて
おりますけれども、国民健康保険、高齢者医療制
度等々ありますよね。ですから、そういう部分で
はいろいろなものがあるわけであります。

委員が、これを見られると、何かツケ回しが非
常に多いと言われますが、実はこれは、三兆円
の、この二・九五兆円の、基礎年金の二分の一
庫負担分、これはある意味充実というか、安心、
安定、我々が一番望んできた、多分委員も待ち望
まれた年金の安定のための資金でありますから、
これは充実分と言ってもいいのかもわかりませ
ん。

これを除きますと、あとの案分は、でき上がり
の大体十四兆円のところとほぼ同じような案分
で、この一・四五と〇・五というような割合でござ
いますので、そういう意味からいたしますと、
決してツケ回しが多くて充実が少ないというわけ
ではないというところで御理解をいただければあり
がたいというふうに思います。

○高橋(千)委員 そうくると思ってたんですね。

だって、年金こそがツケ回しじゃないですか。
基礎年金の二分の一というのは、国会決議でもう
十数年前に決めたことなんですよ。そのために
財源にするということでサラリーマン増税をや
り、公的年金等控除とか高齢者の増税をやったわ
けですよ。それで、財源確保したんだけれども流
用しちやったというのは、これは私、去年の一体
改革のときに岡田副総理に質問して、使えなかつ
たというのは認めまし、この委員会でも我が党の
佐々木憲昭議員が何度も指摘してきたことなん
です。つまり、年金の財源は一旦は増税で確保し
たのに、それを年金に使わなかった、それこそが
ツケ回しなんです。

そういう意味でいうと、やはりツケ回し部分が
一番大きい。大臣、首をかしげているけれども、
だめなんです、これは何度もやっている議論なの
で。岡田副総理も去年の一体改革でお認めになり
ました。私が質問したときに、使えなかつた、年
金のために使おうと思つたお金をそれに使えな
かつたことは事実だとお認めになつていらっしゃる
んです。

そういう中で、二分の一はもう決まつたことな
のに、いつまでもそこだけ切り分けて、特別な財
源が必要なんだと見せて、それに消費税分が一番
多くかかるんだという、この描き方自体が間違つ
ているんですよ。これを指摘しておきたいと思ひ
ます。

言つていううちに時間がなくなつたので、問い
を少し飛ばします。

五月二十七日の財政審、財政制度等審議会の
「財政健全化に向けた基本的考え方」では、資料「三
枚目、この効率化の部分について詳細に指摘をし
ています。

例えば、これは午前中に長妻さんが大騒ぎした
ものですけれども、二〇一五年度、二兆七千億
程度で、子育て支援は、これはそのまま充実です
よね、七千億円。医療・介護サービスは、六千億
円なんだけれども、これはプラマイなんだ、充実
は一兆四千億円、重点化、効率化は〇・七兆円
で、これは差し引きで〇・六兆円になるんだ、こ
ういうふうなすつきりした表が出ている。これは
経済財政諮問会議に厚生労働省が出した資料であ
ります。

ただし、財政審はこれを指摘して、プラスの方
はつきり計算しやすいたけれども、マイナス
の方、例えば、平均在院日数の減少は四千四百億
円とか言つて、これは確実に在院日数が減る
とは限らない、四千四百億円はとれるかどうか
からないということ。例えば、介護予防なんか
で、さつきから議論されている、千八百億円減ら
す予定になつていらっしゃるんですよ。でも、それはその
とおりになるかわからないんだからちゃんと検証

せよ、あるいは、そのマイナスを見てから充実を
すべきだ、充実が先だというのはおかしいとい
う、そこまで踏み込んだことを財政審は言つてい
るんですね。

これはどのように受けとめていらっしゃるんですか。

○唐澤政府参考人 先生の御指摘のとおり、一体
改革、昨年のときの枠組みでは、三・八兆の充実
と一兆二千億の重点化、効率化という枠組みで設
定されていたわけでございますけれども、私ども
の今回の一体改革の枠組みでも、いわゆる充実分
とそれから重点化、効率化のメニューというもの
をあわせてお示しをしております。

ただ、例えば、重点化、効率化の方を、どのく
らいまでの効率化の金額になるのか、あるいは、
ある意味では負担が少しふえてしまうようなこと
ろがどのぐらいになるのかということにつきまし
ては、ただいま、これは関係審議会等でもかなり
御議論いただいているところでございますので、
そこを、現時点では数字をお示しすることはな
かなか難しいのが実情でございます。

ただ、ネットとしては、一〇程度の二兆八千億
程度を社会保障の充実、一〇％が平年度化した
場合には振り向けたというところをお示してい
るところでございます。

○高橋(千)委員 結局、長妻委員の議論の中で自
然増削減云々という話をしたんですが、そうい
うことではなくて、つまり、ここに予定されてい
る以外のメニューでもつと減らせよということを財
政審などが言っているわけですよ。そうなつたと
きに、そのお金はどこに行くんだという議論だ
と思うんです。

つまり、その分は、結局つけかえ部分を膨らま
せてしまつたら意味がないでしょうということ
をちゃんと一言なくちやいけないう思ふんです
ね。財政審は、もう御存じだと思ひますが、ことし
一月にも「予算編成に向けた考え方」の中で、「公
費負担が、最終的には国民の負担になるにもか
かわらず、恰も負担がなくとも受益が得られる」共

有地」であるかのように受け止められ、安易な依
存を招きがちであるという我が国財政のフリーラ
イダー問題(「共有地の悲劇」が顕著に表れてい
る。)ここまで言っているんですよ。

フリーライダー、誰もそんなことを考えていな
いと思うし、みんな負担しているわけだけれど
も、そこまで言つて、要するに、消費税を増税す
るのに、それを社会保障の充実に戻すのはおか
しいという議論をしているんですよ。そうでは
う。おかしいという議論をしているんですよ。

だって、まだまだ社会保障費との差額がある
じゃないか、それをもつと縮めなきゃだめなん
じゃないかといつて、縮小しろ、抑制しろとい
うことを言っている。その根底には、このフリー
ライダーという発想があるわけですよ。

それに対して、それは大臣、戦わなくてはい
けないと思ふんですが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 これは、一〇分使うというこ
とを決めているわけですから、これをやらなかつ
たら消費税を上げられないという話になると思
ひますので、それは、どういふうな趣旨でおつ
しやつておられるか、私はつぶさに知らないも
のでありますから、よくよくお話を聞きしな
きゃいけないと思ひますけれども、少なくとも、充
分に消費税一〇というものはしつかりと、我々
は要求するといひますが、当然、それを使わな
ければ、消費税を上げた意味がないという話でござ
いますので、それは主張してまいりたいというふ
うに思ひます。

ただ、充実分と、それから重点化、効率化の部
分、この重点化、効率化の中身に関して、いろ
いろな議論はあるんだと思ひます。しかし一方
で、本当にその分だけ効率化されるのならば、当然
、その財源をどうするんだと。充実に戻さな
意味がないわけでありまして。そこは、しつかり
と我々は確保をしてまいります。

○高橋(千)委員 これは相当頑張つていただか
ないと、それはもちろん、根っここのところでは私
たちはこれは絶対反対ですよ、だけれども、それ

上のことを今要求されているわけですよ、負担増や給付抑制を受け入れる覚悟を持てと。何でそこまで言うんですか、何でそこまで横やりを入れるんですかと言いたいわけですね、私にしてみれば。

しかし、よくよく見ますと、昨年の金子議員の討論の中で、社会保障の姿が見えると言った後に、「閣議決定した社会保障・税一体改革大綱などにかかわらず幅広い観点から制度改革を実現することという、自民、公明の主張した修正に現政権が」、つまり民主党ですね、「応じたことも、賛成する理由の一つ」と述べているわけですね。

つまり、一体改革の、いわゆる、さつきから言っている充実と効率化のプラスマイナスだけではない、幅広い観点ということをあえて修正の中に入れたんだということ、改めて私は気がついたわけですね。

私はあのとき、三党協議が全てに優先する、これは国会の自殺行為だという指摘をいたしました。しかし、その三党協議よりも上というか協働にといいますか、今言った財政審やら経済財政諮問会議やら、あるいは産業競争力会議やら、横やりを入れるいろいろな人たちの意見が、みんな入れて議論が進んでいくとなると、これは、そもそも一体改革そのものも大きく変質する。それが、プログラム法が単なる宣言法案ではなかったという、中身が大分変わったということの結論なのか、なというふうに私自身は思ったし、指摘をしたいなと思っております。

大臣、首をかしげておりますが、そうじゃないとおっしゃいますか。もし答弁があるのであれば伺いたいと思いますが、ありますか。いいですね。

これは、結局、そういうことなんですよ。かなりの形で当初の予定から変質されてしまったというところで、やはり振り出しに戻って、推進法から戻って議論をして、撤回をすべきではないかというのを指摘して、きょうの部分は終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○後藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十二日火曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る八日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

平成二十五年十二月十一日印刷

平成二十五年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D